

令和5年度 政務活動費

公明党議員団

収入金額内訳書貼付用紙

(2枚中2枚目)

伝票番号	1	収入金額	600,000 円
------	---	------	-----------

【領収書等添付欄】 収入金額内訳書等を重ねて添付しないこと。

普通預金

1

年月日	取扱店	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)
3-7-9		ご新規	*1,000	*1,000
3-7-9		*1,000		*0
3-7-21		トセシキ [®] カイソウムカ	*800,000	*800,000
4-2-14		お利息	*4	*800,004
4-3-2		*50,000	カード	*750,004
4-3-23	391106	*10,000	カード	*740,004
4-4-12			*5,099	*745,103
4-4-20		トセシキ [®] カイソウムカ	*800,000	*1,545,103
4-5-25		*745,103		*800,000
4-8-15		お利息	*4	*800,004
4-11-30		*120,000	カード	*680,004
05-02-19	318	*50,110	CD	*629,894
05-02-20	960	利息	*3	*629,897
05-04-04	318	AD	*12,288	*642,185
05-04-14	318	AD	*110	*642,295
05-04-28	960	トセシキ [®] カイソウムカ	*600,000	*1,242,295
05-05-25	318	*642,295		*600,000
05-07-13	318	*171,000	CD	*429,000
05-07-31	960	トセシキ [®] カイソウムカ	*200,000	*629,000
05-08-21	960	利息	*3	*629,003
05-09-05	131	*252,000	CD	*377,003
05-09-19	131	*135,000	CD	*242,003
06-02-19	960	利息	*1	*242,004
06-03-07	131	*3,000	CD	*239,004



小切手等の証券類によるご入金
摘要欄にお引き出しのできる予定日を表示いたします。
お支払可能時刻は小切手等の種類によって異なりますので
詳細は窓口にお問い合わせ下さい。

取引店以外でお取引いただいたときには、
取扱店欄に、取扱店番号を3桁の数字で
表示いたします。

令和5年度 政務活動費支出伝票 (交通・宿泊費)

会派名 公明党議員団

(2枚中 1枚目)

代表者 	経理 責任者 	取扱者 	伝票番号 2	支出区分 <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input checked="" type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費
議員名	用務名 (用務先)		月日	
仲山 正人 議員	厚生労働省勉強会(7/31) 衆議院会館：東京都千代田区永田町2丁目1-2		令和5年7月31日	
	防衛省要望活動(8/1) 防衛省：東京都新宿区市谷本村町5-1		~ 令和5年8月1日	
	支出金額		受領年月日	
58,340円		令和5年7月11日		

(交通費明細書)

旅行 月日	出発地	到着地	鉄道賃			航空賃 船賃	バス 賃等	宿泊料	計
			路程 (Km)	運 賃	急行 (特別)				
7/31	新千歳空港	羽田空港				22,640円			22,640円
/	ホテルランドビル 市ヶ谷						10,160円		10,160円
8/1	羽田空港	新千歳空港				25,540円			25,540円
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
小計						48,180円		10,160円	58,340円
合計						48,180円		10,160円	58,340円

領収書等貼付用紙 (交通費)

(2枚中2枚目)

伝票番号	2	支出金額	58,340 円	出発地	7/31 新千歳空港 8/1 羽田空港
		(貼付領収書金額合計)	円	到着地	7/31 羽田空港 8/1 新千歳空港
【領収書等添付欄】 領収書等を重ねて添付しないこと。					

領 収 証

千歳市議会 公明党議員団
仲山 正人 様

2023年07月11日
(230731-1E0003)

金額 ￥ 58,340 ※



但し 7/31 エアドウ14 新千歳-羽田 ¥22,640
8/1 エアドウ35 羽田-新千歳 ¥25,540
7/31 ホテルグランドヒル市ヶ谷(食事なし)1泊 ¥10,160
上記の金額正に領収いたしました。

Ref.No. 0000010277 予約No. 757276

北海道知事登録旅行業第2-450号
株式会社 ノース・スター・トラベル
本社営業所

御注意

- 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
- 社用印、担当者印なきものは無効とします。

〒066-0062
北海道千歳市千代田町
5丁目5番地1 戸田ビル2F

TEL:0123-24-2121 FAX:0123-24-5514

担当者印



【摘要】 特に説明を要する事項等がある場合は記載すること。

往路料金 (ADO14 便 : 22,640 円)、復路料金 (ADO35 便 : 25,540 円)

令和5年8月3日

視察調査、研修会、陳情・要請活動参加報告書

千歳市議会議長 様

会派名 公明党議員団

代表者 宮原 伸哉



次のとおり視察研修・要請に参加したので報告します。

議員名	仲山 正人
期間	令和5年7月31日(月) 7時30分 から 令和5年8月 1日(火) 23時30分 まで
用務先 (視察先又は研 修会場又は陳 情・要請先)	政策勉強会 : 衆議院第2議員会館(東京都千代田区永田町2-1-2) 佐藤英道衆院議員事務所 要請 : 防衛省 (東京都新宿区市谷本村町5-1)

要請・政策勉強会の概要

1 7月31日(月) 14:00~15:30

衆議院第2議員会館の佐藤英道衆院議員事務所において、「こども政策について」の勉強会を開催いただいた。

① 今後の仕事と育児の両立支援について「特に男性の育児休業の実態と取得率向上施策」

講師; 厚労省 雇用環境・均等局 職業生活両立課企画官 林 欽 様

② こども誰でも通園制度(仮称)について「現状の実態と今後の施策」

講師; こども家庭庁 成育局 保育政策課 課長補佐 出口 貴史 様
企画法令係長 松田 洋平 様

感想

本年4月こども家庭庁が発足され、少子高齢化社会に歯止めをかけ、持続可能な国づくりへ大変重要な施策を展開する組織であると考えており、少しでも理解を深め、今後のまちづくりへ活かすことを目的に政策学習の機会をいただき感謝しています。内容としては、令和3年に法改正され創設された「産後パパ育休」による実態や育休取得率向上への今後の施策について学ばせていただいた。法改正以降は、男性の育児休業取得率向上や1か月から3か月の取得期間が増えており施策の効果が仕事と育児の両立支援が拡充している結果と捉えた。今後は2025年の政府目標である育児休業取得率50%達成へ向け、多くの子育て世帯の声を聴いていく必要性を強く感じた。

また、6月議会で会派代表質問した「こども誰でも通園制度」について、先進地事例等や今後の施策について伺った。やはり保育士確保や場所の課題などがあることを確認した。早期の実現へ子育てするなら千歳市のキャッチに相応しい事業施策になるよう行政ともしっかり意見交換をしていく必要があるものと考えている。

2 8月 1日 (火) 14:30~16:10 防衛省

横田市長が会長を務める「千歳市に於ける自衛隊の体制強化を求める期成会」と共に千歳市議会防衛議員 11名で、内倉航空幕僚長、森下陸上幕僚長、白川陸上幕僚監部防衛部長、岸良陸上幕僚監部監理部長、不破陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課長、木村防衛大臣政務官の各々に対し「千歳市の自衛隊体制強化を求める要望書」並びに「自衛隊と地域コミュニティとの連携に関する要望書」について手交した。

感想

千歳市は自衛隊の方々と共存共栄する中で、これからも成長を続けていく街であり地域のコミュニティには、自衛官や自衛官OBは欠かせません。現在は、厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、自衛隊の方々が日々国防のために活躍され、近年は地球温暖化の影響と思われる自然災害などが激甚化し、国民の命を守るため救援に出動され被災地の復興に御尽力され感謝の気持ちで一杯です。今回の要望書提出に際して、佐々木防衛議員連盟会長から現場の自衛官の切実な声で寄せられた「通信環境の改善」などの要望も伝えられ大変に良かったと思います。これからも地元自衛官の声を伝える機会を継続して取組んでいきます。

※当日配布資料など視察調査等の内容がわかる資料を添付すること。

経理責任者確認印



全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

第3回こども未来戦略会議
(令和5年5月17日)
小倉大臣提出資料・一部改編

「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～
(令和5年6月13日閣議決定) (抜粋)

2. 全てのこども、子育て世帯を対象とする支援の拡充
 - (3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～
 - 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、子育ての支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。

【新たな通園給付のイメージ】

- こども1人につき月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みとすること
を想定。
- また、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点などの幅広い事業者の取組
を想定。

現行の子どものための教育・保育給付

- ・フルタイム就労の者
 - ・パートタイムの者（一定の就労時間以上）等
- ※保育の必要性を市町村が認定することが必要



こども誰でも通園制度（仮称）の創設

専業主婦（夫）等、育休中の在宅で子育てをする
家庭等
※就労要件を問わない

※令和5年度からは、未就園児の定期的な預かりのモデル事業を実施

- 在宅で子育てしている場合でも、専門職がいる場で、同世代とかがわりなから成長できる機会を保障できる。
- 理由を問わず、誰でも簡単に利用でき、育児負担や孤立感を解消できる。
- 給付制度化することで、全国的な提供体制の確保が進みやすくなる。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和5年度当初予算 457億円 ※0内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

○ 普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を、保育所等で定期的に預かることで、専門家による良質な成育環境を確保し、他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じこどもたちの発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援や、必要に応じて関係機関と連携した支援を行うことができる。ついでには、定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用認定の方法、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を実施する。

2. 施策の内容

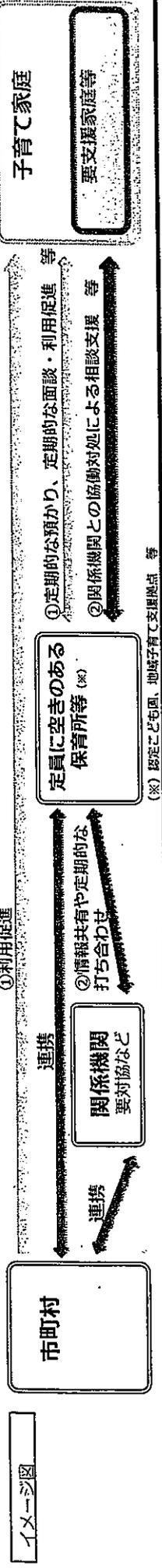
【事業内容】

- ① 定期的な預かり
 - ・ 定員に空きのある保育所等において、地域の保育所等に通所していない未就園児に対して、継続して週1～2日程度の定期的な預かりを実施する。
 - ・ 対象児童を養育する家庭に対して、本事業の積極的な利用を促進する。
 - ・ 集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、適切な保育を行うとともに、保護者に対しては、定期的な面談などを実施し、継続的に支援する。
 - ・ 要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有する。

② 要支援家庭等対応強化加算

①に加え、保育所等において、要支援児童等の預かりを行う場合には、関係機関（市町村や要対協など）との連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画（※）を作成し、関係機関との協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。

（※）改正後の児童福祉法に基づくサポートプランと連携することを想定。



3. 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。）

※実施自治体は、地域における定期的な利用ニーズに対する適切な一時預かりの実施体制、利用促進や利用認定の方法などを検証するための実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない未就園児（長期スパンでの利用が前提）

【補助単価】①・年間延べ利用児童数300人未満

・年間延べ利用児童数300人以上900人未満

・年間延べ利用児童数900人以上

：1か所あたり 5,981千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）

：1か所あたり 6,326千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）

：1か所あたり 6,542千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）

② 1か所あたり 742千円

【補助割合】国：9/10 市町村：1/10

4. 実施にかかると要件等(案)

【実施場所】 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点 等

【実施要件】

○ 定期的な預かりを実施する。

ア 保育所や認定こども園等において、未就園児に対して週1～2回程度、定期的な預かりを実施（年間を通じて継続的に実施）

イ 対象児童について、集団における子どもの育ちに着眼した支援計画の作成と日々の保育の状況の記録

ウ 保護者に対して定期的な面談等を実施、子育てに関する助言等

○ 検討会を設置し、以下の検証・検討を行う。

ア 定期預かりにおける日々の保育の状況等を踏まえ、こどもの成長や発達に対する効果測定

イ 未就園児のいる家庭が定期的な預かりを利用するきっかけづくりなど利用促進を図るための方策

ウ 定期的な預かりの実施状況を踏まえ、優先利用や利用調整の考え方に関する検討

エ 定期的な預かりの実施状況を踏まえ、望ましいと考える職員配置や設備基準に関する検討

オ その他、未就園児の定期的な預かりに当たって必要と考える事項についての検討

※1市町村で複数箇所の定期的な預かりを実施する場合は、各事業所での実施状況を踏まえて一括して検討・検証を実施しても差し支えない。

○ 要支援家庭等対応強化（加算）

ア 関係機関と連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせなどに基づいた支援計画を作成

イ 関係機関との協働対応による相談支援の実施

※ここでいう「要支援家庭等」とは、児童福祉法に定める要保護児童（児童福祉法第6条の3第8項：「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童」）、要支援児童（児童福祉法第6条の3第5項：「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」）だけでなく、保護者の不適切な育児について地域の関係機関が連携して支援していく必要があると市町村において判断される者を含む。

【公募等のスケジュール】

○ 対象自治体は、公募により選定。（令和5年度予算が成立し次第速やかに実施する予定。）

○ 地域における定期的な利用ニーズに対する適切な一時預かりの実施体制、利用促進や利用認定の方法などを検証するための実施体制等を総合的に評価し、対象自治体を決定。

○ 公募により選定された自治体は速やかに委託事業者等を決定し、事業に着手すること。

○ 事業終了後には、事業報告書を提出すること。（事業実施期間満了前であっても、別途、中間報告を求めることがある。）

令和5年度 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業
実施自治体一覧

	市区町村名	実施施設数
1	北海道白老町	1
2	岩手県釜石市	1
3	岩手県盛岡市	1
4	宮城県仙台市	5
5	福島県福島市	2
6	栃木県宇都宮市	1
7	栃木県栃木市	1
8	千葉県松戸市	3
9	東京都文京区	1
10	東京都品川区	1
11	東京都渋谷区	1
12	東京都中野区	4
13	東京都八王子市	1
14	神奈川県横浜市	2
15	神奈川県川崎市	2
16	神奈川県秦野市	1
17	石川県七尾市	4
18	福井県敦賀市	1
19	福井県若狭町	1
20	岐阜県岐南町	1
21	静岡県島田市	1
22	愛知県名古屋市	1
23	愛知県大府市	1
24	滋賀県近江八幡市	2
25	滋賀県米原市	1
26	大阪府豊中市	1
27	大阪府高槻市	1
28	香川県多度津町	1
29	福岡県福岡市	3
30	佐賀県有田町	2
31	長崎県東彼杵町	1

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会 ● 取りまとめ 概要

政策の方向性

- これまでの国の保育政策は待機児童問題への対応が主軸。引き続き「新子育て安心プラン」等による保育需要への対策は実施。
 - 今後の人口減少社会において、良質な保育を提供し続けることが大きな課題。国としても保育政策の大きな柱として位置付ける必要。
 - 同時に、未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担っていく中で、特に0～2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化。
- 保育を必要とする家庭への保育を確実かつ質を伴う形で提供する体制を前提としつつ、個々の保育所の強み・体制等を踏まえた役割分担の下で、他の子育て支援機関等とも連携・協働した上で、多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備を行う。
- これを支える各保育所の体制について、保育士や保育士以外の子育て経験者等で役割分担しながら、他の関係機関と連携・協働していくため、各種事業等での支援や、給付や評価の在り方の見直し、そのための研修体系の構築など、総合的な取組を進めていく。

具体的な取組内容

□ 検討を速やかに開始すべきもの ■ 中長期的な課題

① 人口減少地域等における保育所の在り方

- 各市区町村が各保育所等の状況を踏まえた役割分担を整理・明確化し、持続可能な保育提供体制づくりを計画的に行う
- 統廃合や規模の縮小、多機能化等の事例収集と展開
- 人口減少地域で有効活用が期待される制度（公私連携型保育所、社会福祉連携推進法人等）に関する制度周知と多機能化のための改修費支援
- 利用定員区分の適切な設定の周知と細分化等を含む公定価格の見直しの検討

② 多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- 子育て負担を軽減する目的（スパイト・リアルタイム目的）での一時預かり事業の利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築
- 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応
- 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し
- 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討
- 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等対応に係る研修の検討・推進等

③ 保育所・保育士による地域の子育て支援

- 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化
- 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起
- 他機関と連携して効果的に地域支援を行う保育所等の実践例の収集・共有、保護者相談への対応手引きの作成
- 巡回支援事業等で保育経験者の活用による保育所の地域支援力向上
- 人口減少地域に対応した地域支援の在り方の検討（主任保育士専任等加算の要件見直し等）

④ 保育士の確保・資質向上等

- 中高生への周知や保育技術の見える化等、保育士の魅力発信
- 各種研修の更なるオンライン化の推進
- 休憩とは別に、物理的に子どもと離れ各種業務を行う時間（ノンタクトタイム）の確保と、そのためのスペース確保の改修費支援
- 児童へのわいせつ行為で登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求める等、教員と同等の保育士資格管理の厳格化
- 公的価格評価検討委員会での議論等を踏まえた更なる処遇改善
- へき地医療等も参考にした地域での保育士の定着支援の検討
- 自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討

少子高齢化が進む中で、社会経済の活力を維持・向上させるためには、生産性の向上を図りつつ、多様な人材が充実感をもって活躍できる環境整備が課題。

- ◆ 育児期：女性が出産・育児を機に離職せず就業継続できる支援と希望するキャリア形成支援。育児・家事を男女で分担、共有。
- ◆ 介護期：両立支援により、希望に応じた就業の継続や、豊富な技能や経験をもつ年齢層の労働力の確保へ。

今後の両立支援制度の検討に当たった際の基本的な考え方

ライフステージにかかわらず全ての労働者が「残業のない働き方」となっていることをあるべき方向性として目指しつつ、以下の点を基本として継続的に取り組んでいく。

■ 男女が共に望むキャリアを実現

- ・若い世代を中心とした、夫婦で育児・家事を分担することが自然だという考え方に対応していく。

■ 働き方改革の推進

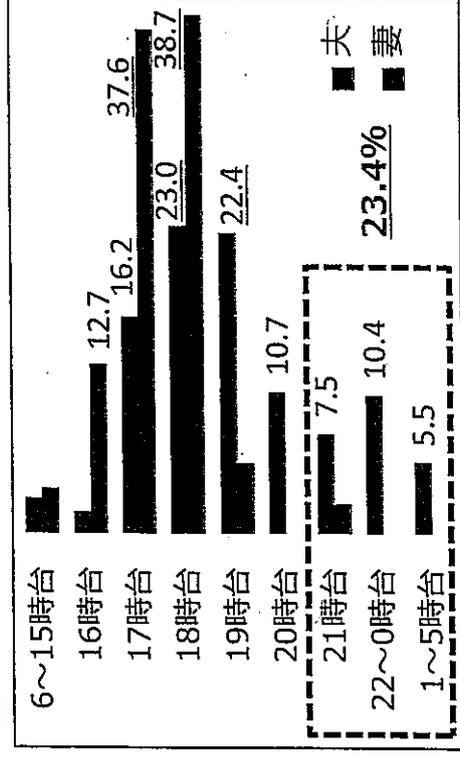
- ・働き方改革をより一層推進し、職場全体の長時間労働の是正や柔軟な働き方を選択できる職場づくりを進めることが重要。
- ・職場の誰もが休みやすい職場の体制を構築していくため、多能工化や職場の情報の共有により、業務をチームでシェアすることなどの取組も効果的。

両立支援制度の利用について、労働者が自らのキャリア形成に関する希望に応じた選択を行い、育児・介護を始め、治療や学び直しなど様々なライフイベントとの両立が可能に。

■ 育児期・介護期の支援

- ・特に育児・介護の負担の大きい時期に、休業や短時間勤務などを、性別にかかわらず気兼ねなく使えることが重要。
- ・その時期を越えたあとは、柔軟な働き方によりフルタイムで働きながら両立ができるような働き方を促進。
- ・コロナ禍で広がったテレワークについて、業務に集中できる環境の整備などに配慮しつつ活用促進していく。

【子がいる共働きの夫婦でも、夫の約1/4が仕事のある日の帰宅時間が21時～朝5時】



※子が3歳未満、妻の就業時間が週35時間以上の夫婦

仕事と育児の両立支援制度の見直しの方向性

- ★制度の利用状況や、育児・家事負担に男女差がみられる。男性の育児休業取得のさらなる促進のため、**制度の活用をサポートする企業や周囲の労働者に対して支援。**
- ★**子の年齢に応じた両立支援のニーズの変化への対応**
 - ✓ 残業をしない働き方や柔軟な働き方へのニーズへの対応
 - ✓ 小学校就学以降にスポット的に対応できる休暇のニーズへの対応
- ★障害児や医療的ケア児を育てる親、ひとり親家庭など、**多様な状況にある労働者への配慮**

仕事と介護の両立支援制度の見直しの方向性

- ★「介護の体制を構築するため」の介護休業制度や、「日常的な介護のニーズにスポット的に対応するため」の介護休暇制度等、両立支援制度の趣旨を理解した上での**効果的な利用を促進**

企業において、

- ・ 介護に直面した労働者への個別周知
- ・ 介護に直面する前の早い段階からの情報提供
- ・ 研修等の雇用環境の整備

【希望する両立の在り方】

女性・正社員		男性・正社員	
生まれてすぐ	8.4	9.3	12.4
0～1歳まで	11.5	11.2	25.6
1～2歳	25.1	19.6	38.8
2～3歳	29.9	11.3	38.7
小学校まで	36.0	13.5	31.3
小学校低学年	38.3	14.7	22.5

生まれてすぐ	38.8	9.3	12.4	22.9
0～1歳まで	40.5	11.2		25.6
1～2歳	39.1	10.9		28.6
2～3歳	38.4	11.1		29.3
小学校まで	36.1	11.3		31.1
小学校低学年	34.4	10.8		33.3

- フルタイム(残業なし)
- フルタイム(残業あり)
- フルタイム(柔軟な働き方)
- 長期の休業
- その他

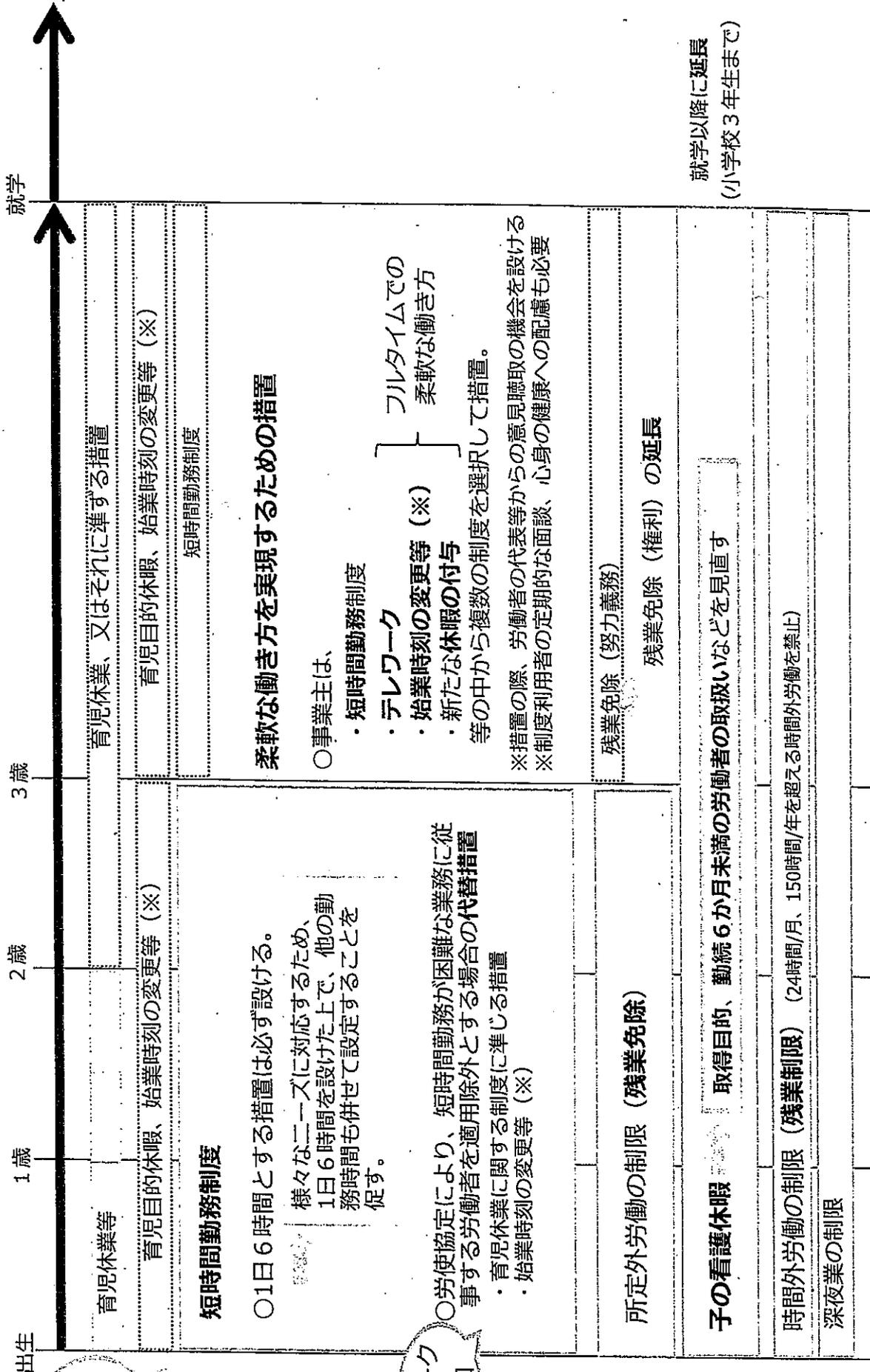
子の年齢に応じた両立支援に対するニーズへの対応

【イメージ】

テレワークを努力義務（3歳になるまで）

テレワークを追加

：見直しの方向性
 ：現行の権利・措置義務
 ：現行の努力義務



柔軟な働き方を実現するための措置

- 事業主は、
- ・短時間勤務制度
- ・テレワーク
- ・始業時刻の変更等（※）
- ・新たな休暇の付与

フルタイムでの柔軟な働き方

等の中から複数の制度を選択して措置。

※措置の際、労働者の代表等からの意見聴取の機会を設ける
 ※制度利用者の定期的な面談、心身の健康への配慮も必要

残業免除（努力義務）

残業免除（権利）の延長

子の看護休暇 取得目的、勤続6か月未満の労働者の取扱いなどを見直す

時間外労働の制限（残業制限）（24時間/月、150時間/年を超える時間外労働を禁止）

深夜業の制限

就学以降に延長
 （小学校3年生まで）

※始業時刻の変更等：フレックスタイム制、時差出勤、保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

1. 子の年齢に応じた両立支援に対するニーズへの対応

(1) 子が3歳になるまでの両立支援の拡充

①テレワークの活用促進

・テレワークを、事業主の努力義務とすることが必要。

(就業時間中は保育サービス等を利用して業務に集中できる環境が整備されていることが必要。)

②短時間勤務制度の見直し

- ・柔軟な勤務時間の設定に対するニーズに対応するため、所定労働時間を1日6時間とする以外の他の勤務時間も併せて設定することを一層促していくことが必要。
- ・短時間勤務が困難な場合の代替措置の一つに、テレワークも追加することが必要。

(2) 子が3歳以降小学校就学前までの両立支援の拡充

①柔軟な働き方を実現するための措置

・短時間勤務制度

・テレワーク

・始業時刻の変更等

(フレックスタイム制を含む)

・新たな休暇の付与

フルタイムでの
柔軟な働き方

等の中から、事業主が各職場の事情に応じて、2以上の制度を選択して措置を講じる義務を設けることが必要。

- * 事業主が制度を選択する制度とすることで業種・職種等に配慮。
- * 事業主が制度を選択する際には、労働者の代表者等から意見聴取の機会を設ける。
- * 制度利用者の定期的な面談、心身の健康への配慮も行う。

② 残業免除 (所定外労働の制限) を3歳以降小学校就学前まで請求を可能とすることが必要。
(就学以降も可能とすべきとの意見もあった。)

(3) 子の看護休暇制度の見直し

【取得目的】

育児目的休暇や、コロナ禍で小学校等の一斉休校に伴い、多くの保護者が休暇を取得せざるを得なかったことを踏まえ、子の行事(入園式、卒園式など)参加や、感染症に伴う学級閉鎖等にも活用できるようにすることが必要。

【取得可能な年齢】

診療を受けた日数等を勘案し、小学校3年生の修了までに引き上げることが必要。(卒業までに引き上げるべきとの意見もあった。)

【勤続6か月未満の労働者】

労働移動に中立的な制度とするため、勤続6か月未満の労働者を労使協定によって除外できる仕組みは廃止することが必要。

2. 仕事と育児の両立支援制度の活用促進

(1) 制度の活用をサポートする企業や周囲の労働者に対する支援

- ・男女ともに、職場への気兼ねなく育児休業や短時間勤務制度を利用できるように、育児休業や短時間勤務を活用する労働者の業務をカバーするために、代替要員の雇用や周囲の労働者の負担軽減を行う中小企業に対する助成措置の強化が必要。
- ・企業規模にかかわらず、業務量・達成目標の見直しや体制の整備などに関するノウハウの共有などが必要。

(2) 育児休業取得状況の公表や取得率の目標設定について

- ・当面の間は、男性の育児休業取得の取得促進に向けた取組を一層促進する。1,000人未満
→男性の育児休業取得状況について、常時雇用する労働者が300人超の事業主についても、一定の配慮の上、公表の義務付けが必要と考えられる。
- ・政府において男性の育児休業取得率の目標を掲げる場合には、取得率だけでなく、男性の育児休業取得日数や育児・家事時間等も含めた目標の検討が必要。

3. 次世代育成支援に向けた職場環境の整備

- ①現在の少子化の進行等の状況や、男女が共に、育児休業や両立支援制度を利用し、育児期に仕事やキャリア形成と育児を両立できる働き方が可能となるよう社会の実現に向けた課題が依然として残されていることから、次世代育成支援対策推進法（令和7年3月末で失効予定）の期限を延長するとともに内容を充実し、その仕組みを活用していくことが有効。
- ②さらに各職場での取組を促進するため、法律により、一般事業主行動計画の策定時に、男性の育児休業取得率等の数値目標の設定やPDCAサイクルの確立を行うよう求める。
- ③一般事業主行動計画の策定に当たっては、「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」であることを目指すため、男性の育児休業の取得促進、子育て期を含めた全ての労働者の時間外労働の縮減や柔軟な働き方の促進等の盛り込むことについて具体的に示すことが必要。
- ④行動計画策定指針も、上記の方針に沿った見直しが必要。

3. 次世代育成支援に向けた職場環境の整備

→次世代育成支援対策推進法【イメージ】

目的 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する。

国

行動計画策定指針（第7条）

国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

市町村・都道府県

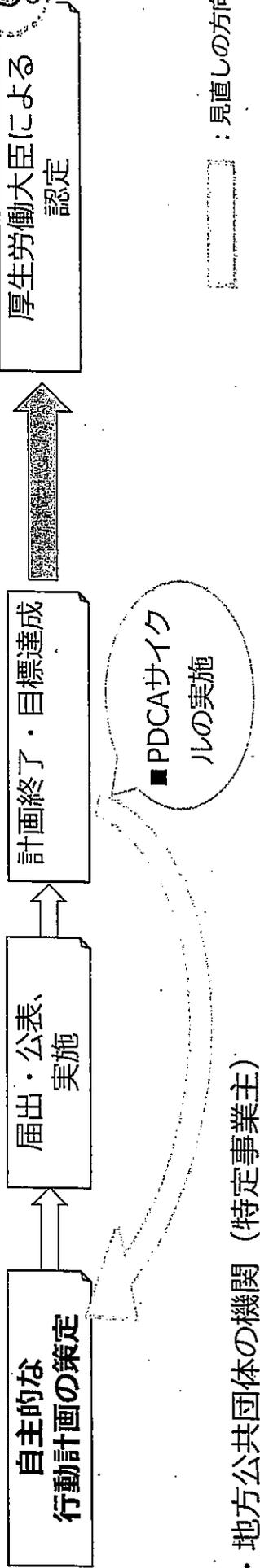
地方公共団体行動計画の策定（任意）

事業主

①企業等（一般事業主）：行動計画の策定、認定制度

〔 大企業（301人以上）・中小企業（101人以上）：義務
中小企業（100人以下）：努力義務 〕

- 数値目標を設定する（男性の育児休業取得率等）
- 「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」であることを目指す
→男性の育児休業の取得促進、子育て期を含めた全ての労働者の時間外労働の縮減や柔軟な働き方の促進に力点。
- 行動計画策定指針には、例えば以下のような内容を盛り込むことが望ましい
 - ・ 両立支援制度利用時の業務の分担や業務の代替要員確保に関する企業の方針
 - ・ 今後のキャリアアの希望にあわせた両立支援制度の利用や配偶者との育児分担等の検討を促すためのキャリア研修
 - ・ 育休後に復帰するポジションに関する納得感の向上に向けた取組に関すること
 - ・ 育児休業取得者や周囲の労働者に対するマネジメントや評価に関すること
 - ・ 育児に必要な時間帯や勤務地に対する配慮に関すること
 - ・ 両立支援に対するニーズの把握に向けたトップダウン・ボトムアップ・当事者間のつながりによるコミュニケーション手段の多様化



②国・地方公共団体の機関（特定事業主）

□ : 見直しの方向性

4. 介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等

(1) 仕事と介護の両立支援制度の情報提供や、制度を利用しやすい雇用環境の整備の在り方

- ① 個別の周知、情報提供
- ・ 介護の必要性に直面した労働者が申出をした場合に、事業主が、両立支援制度等の情報を個別に周知することや、両立支援制度の制度目的を十分に説明した上で、必要な制度が選択できるような労働者に対して働きかけることが必要。
 - ・ 事業主が、第2号被保険者となる40歳のタイミングなどに、両立支援制度等の情報提供を一律に行うことが必要。

② 雇用環境の整備

- ・ 事業主が、介護保険制度や両立支援制度に関する社内セミナーや研修の開催、相談窓口の設置など雇用環境の整備を行うことが必要。

(2) 介護休業 社設計入のための手続き等でも併せ

- ・ 介護の体制を構築するという制度目的に照らすと、介護休業制度の取得日数（対象家族1人につき93日）や分割回数（3回に分けて取得可能）について、現時点でさらに見直しが必要な状況は確認できないと考えられる。

(3) 介護期の働き方（介護休暇や短時間勤務等の選択的措置義務、テレワークの在り方等）

- ・ 介護休暇についても勤務6か月未満の労働者を労使協定によって除外できる仕組みは廃止することが必要。
- ・ テレワークを事業主の努力義務とすることが必要。

5. 障害児等を育てる親等、個別のニーズに配慮した両立支援

(1) 現行制度の運用の見直し

- ・ 子が要介護状態の要件を満たせば、介護休暇等の制度も利用可能であること等について周知を強化。
- ・ 現行の要介護状態の判断基準について、子に障害がある場合等も踏まえ、今後検討することが課題。

(2) 育児中の労働者の意向を尊重する配慮

- ・ 障害児等に限らず、ひとり親家庭等、各家庭における様々な個別のニーズに対応するため、勤務時間帯や勤務地、制度の利用期間などに関する希望など、個人の意向を聴取するよう事業主に義務付けることが必要。事業主はその意向を尊重することが適当。

6. 仕事と育児・介護との両立支援に当たって必要な環境整備

(1) 両立支援制度を安心して利用できる制度の在り方の検討

- ・ 休業中の待遇の周知に関する努力義務や、休業後の原職又は原職相当職への復帰に関する配慮規定等を周知徹底等していくべき。

(2) プライバシーへの配慮

- ・ 妊娠・出産等、介護等の情報を、社内で共有する範囲を定めるといった配慮が望ましい。

(3) 心身の健康への配慮

- ・ 仕事と育児の両立のためにテレワークなどを活用する際、夜間の勤務等を理由に心身の健康の不調が生じないよう、事業主の配慮（勤務間の休憩時間（勤務間インターバル）や勤務時間外の業務へのアクセス状況の確認、面談での健康状況への配慮等）や労働者自身のセルフケアなどを促すことが望ましい。

(4) 有期雇用労働者の育児休業取得等の促進

- ・ 有期雇用労働者の育児休業取得促進について、産前・産後休業制度と併せて周知していくことが重要。

今後の仕事と育児・介護の両立支援に関する研究会

研究会 参加者

池田 心豪	独立行政法人 労働政策研究・研修機構 主任研究員	東京大学	名誉教授
小田 舞子	『日経xwoman』副編集長	法政大学	キャリアデザイン学部 教授
久米 功一	東洋大学 経済学部 教授	福岡大学	法学部 教授
		東京大学	社会科学研究所 教授

(◎は座長、五十音順、敬称略)

佐藤 博樹
◎ 武石 恵美子
所 浩代
水町 勇一郎

研究会 開催実績

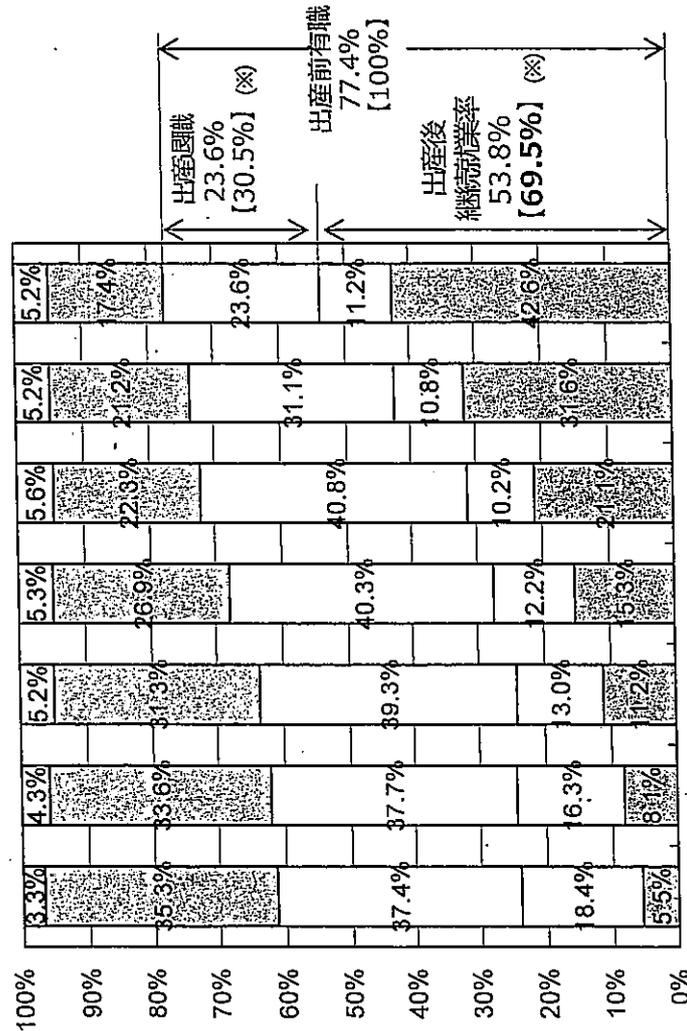
第1回 (令和5年1月26日)	○研究会における検討事項等について ○今後の進め方について ○仕事と育児・介護の両立に係る現状及び課題	第5回 (令和5年3月24日)	○ヒアリング(介護) ・大成建設 株式会社 ○仕事と育児の両立について これまでの議論の整理
第2回 (令和5年2月13日)	○ヒアリング (育児) ・小田委員 ・株式会社 高島屋	第6回 (令和5年4月10日)	○ヒアリング (介護) ・NPO法人となりのかいこ ○仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査について
第3回 (令和5年2月27日)	○ヒアリング (育児) ・アスカカンパニー 株式会社 ・エン・ジャパン 株式会社 ・東洋交通労働組合	第7回 (令和5年5月15日)	○ヒアリング (介護) ・富士電機グループ労働組合連合会 富士電機労働組合 ○仕事と育児・介護の両立について これまでの議論の整理
第4回 (令和5年3月16日)	○障害児等を育てる労働者の仕事と育児の両立について ・ヒアリング 障がい児及び医療的ケア児を育てる親の会 ○コロナ禍における仕事と育児の両立支援について ○仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査について	第8回 (令和5年5月30日)	○報告書 (案) について
		第9回 (令和5年6月12日)	○報告書 (案) について

仕事と生活の両立をめぐる現状

○ 約7割の女性が第1子出産後も就業継続している。

政府目標：第1子出産前後の女性の継続就業率 70% (令和7年)

第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化

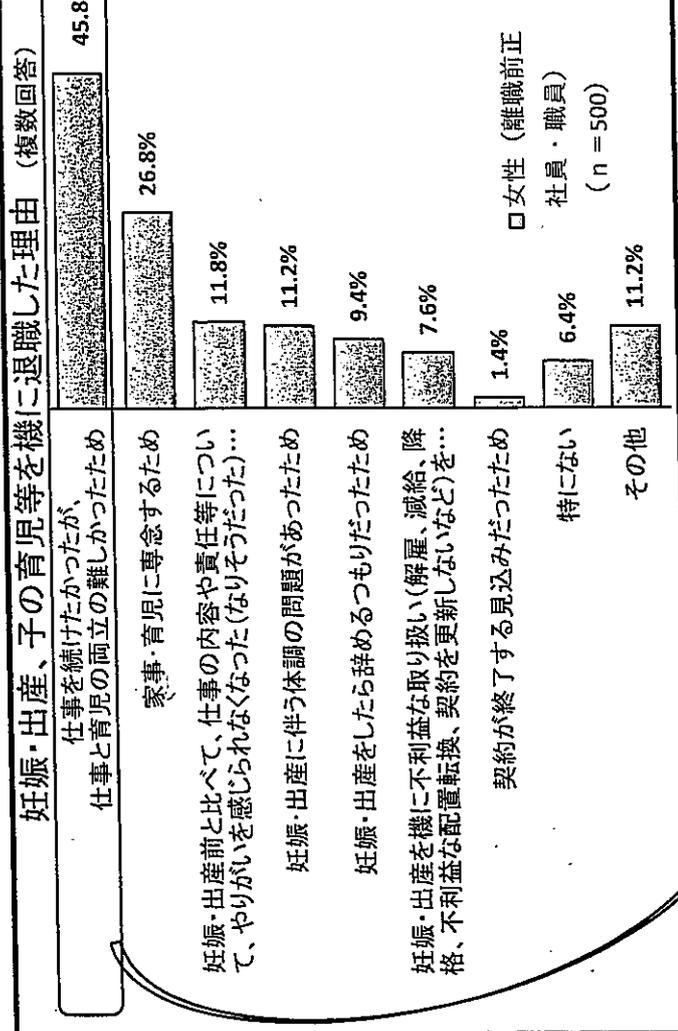


□ 就業継続(育休利用) □ 就業継続(育休なし) □ 出産退職
 □ 妊娠前から無職 □ その他・不詳

【※】内は、出産前有職者を100として、出産後の継続就業者の割合を算出
 (注1) 就業変化は、妻の妊娠判明時と子ども1歳時の従業上の地位の変化をみたもの。
 (注2) 上記グラフは、対象期間(例:2010~2014)中に出生した女性の就業変化を表している。

【出典】 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2021年)

○ 妊娠・出産、子の育児等を理由とした退職理由を見ると、「両立の難しさで辞めた」(45.8%)、「家事・育児に専念するため」(26.8%) (※対象:小学校4年生未満の子の育児を行い、約10年以内に妊娠・出産・育児のために離職した経験のある者(調査時点の有職無職は問わない。))



両立が難しかった具体的な理由 (複数回答)

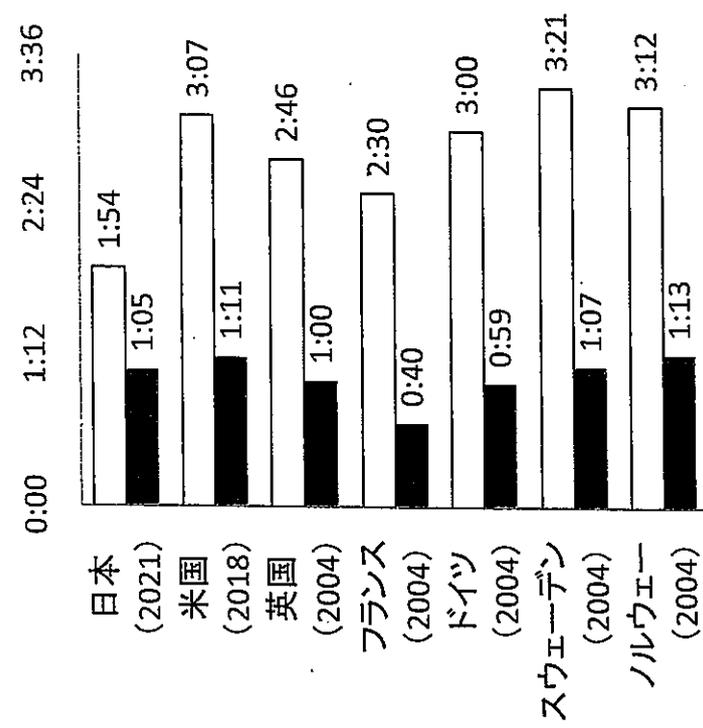
- ①勤務先に短時間勤務制度や残業を免除する制度などの両立できる働き方の制度が整備されていなかった (32.8%)
- ②勤務先に産前・産後休業や育児休業の制度が整備されていなかった (24.9%)
- ③勤務地や通勤の問題で仕事を続けるのが難しかった (23.6%)
- ④自分の気力・体力がもたなそうだった(もたなかった) (21.8%)
- ⑤勤務先に育児との両立を支援する雰囲気なかった (19.2%)
- ⑥制度は整備されていたが、勤務先で短時間勤務制度や残業を免除する制度などの両立できる働き方の制度を利用できそうになかった(できなかった) (18.3%)
- ⑦夕方から夜間(18時~21時)までの時間帯に勤務時間があった(シフト制など)によるものも含む (14.8%)

【出典】日本能率協会総合研究所「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業」(労働者調査)(令和4年度厚生労働省委託事業)

女性の継続就業・出産と男性の家事・育児時間の関係

- 日本の夫（6歳未満の子どもを持つ場合）の家事・育児関連時間は、2時間程度と国際的にみて低水準
- 夫の家事・育児時間が長いほど、妻の継続就業割合が高く、また第2子以降の出生割合も高い傾向にある。

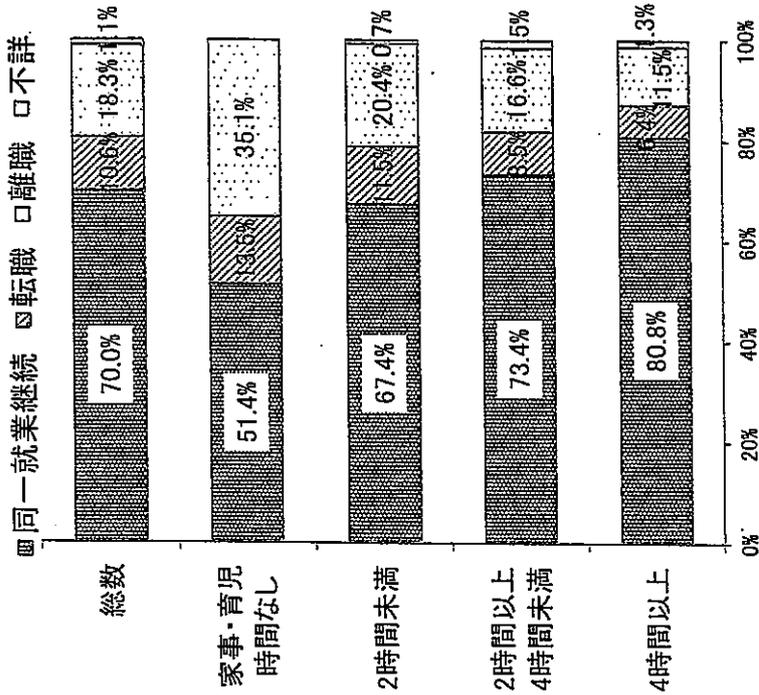
【6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間(1日当たり)】
(時間)



口家事関連時間全体 ■うち育児の時間

(備考) 1. Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2018) 及び総務省「社会生活基本調査」(令和3年)より作成。
2. 日本の数値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の時間である。

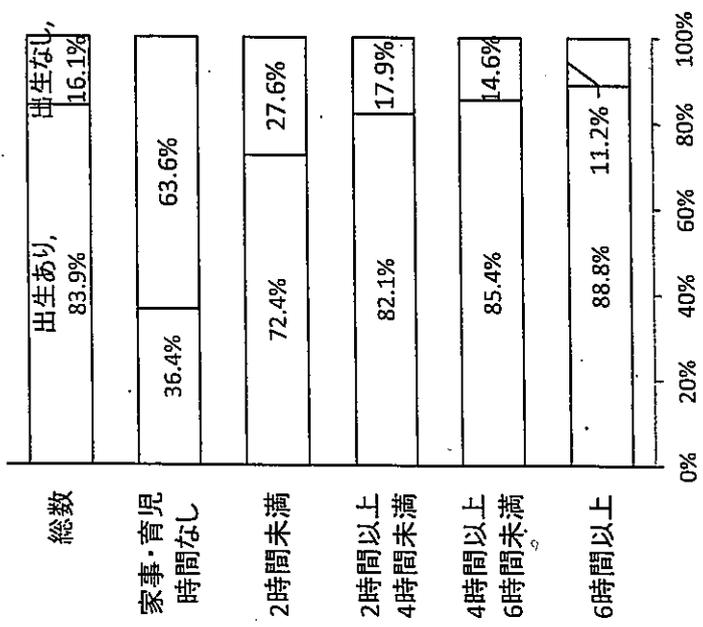
【夫の平日の家事・育児時間別にみた妻の出産前後の継続就業割合】



資料出所：厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査(2012年成年者)」(調査年月：2021年11月)より作成

注：
1) 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。
①第1回から第10回まで双方が回答した夫婦
②第1回に独身で第9回までの間に結婚し、結婚後第10回まで双方が回答した夫婦
③妻が出産前に仕事ありで、かつ、「女性票」の対象者で、この13年間に子どもが生まれた夫婦
2) 9年間で2人以上出生ありの場合は、未子について計上している。
3) 「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

【夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合】



資料出所：厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査(2012年成年者)」(調査年月：2021年11月)より作成

注：
1) 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前アンケート」が得られていない夫婦は除く。
①第1回調査から第10回調査まで双方が回答した夫婦
②第1回調査時に独身で第9回調査までの間に結婚し、結婚後第10回調査まで双方が回答した夫婦
③出生前調査時に子ども1人以上ありの夫婦
2) 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第9回調査時の状況である。
3) 9年間で2人以上出生ありの場合は、未子について計上している。
4) 「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

- 今後の子育て世代となる大学生では、育児休業をとって子育てをしたい男性の割合は年々増加するなど、積極的に子育てをすることを希望する者が増えている。
- 共働き希望は、男性は年々増加し、女性は7割以上の高い水準で推移している。

図24 子育てについて、あなたの考えに近いもの

- 育児休業を取って子育てしたい *A 育児休業は取らないが子育てはしたい *B
- 子供ができたら仕事をやめて子育てに専念したい 子育てはできるだけ相手や両親にまかせたい
- 今のところあまり子供は欲しくない 子育てのことなど考えたこともない

*A：23年卒までは「育児休業を取って積極的に子育てしたい」
*B：23年卒までは「育児休業は取らないが、夫婦で子育てはしたい」

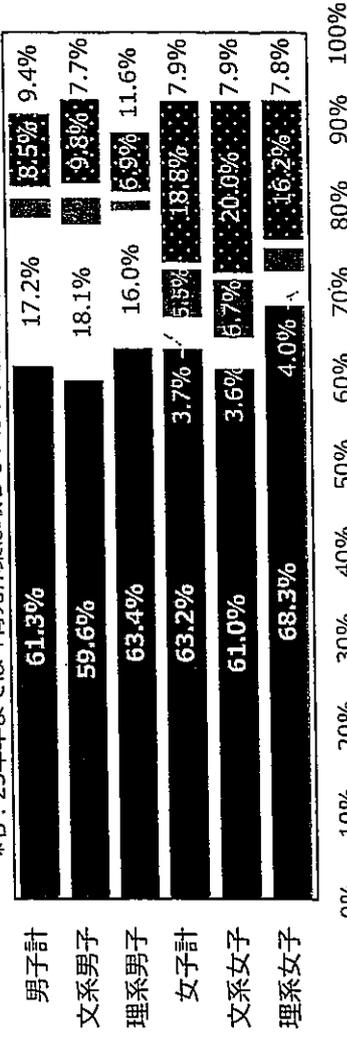


図25 「育児休業をとって子育てしたい*」の割合推移

*23年卒までは「育児休業を取って積極的に子育てしたい」

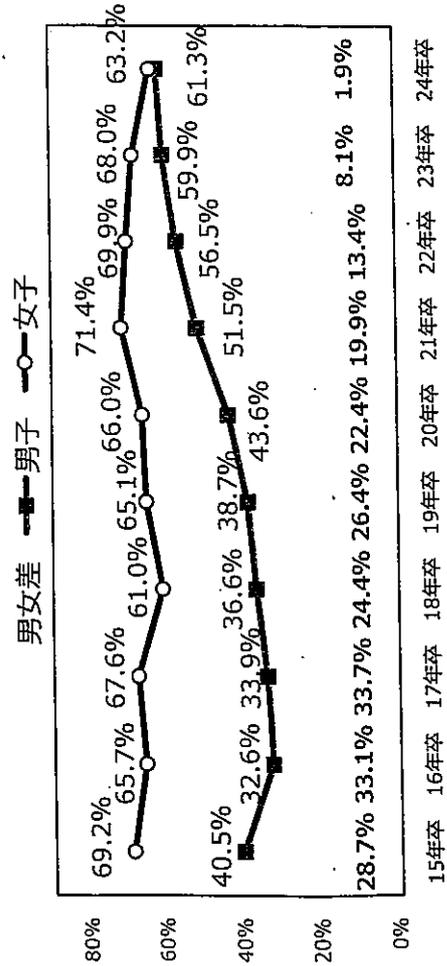


図18 共働き希望の推移

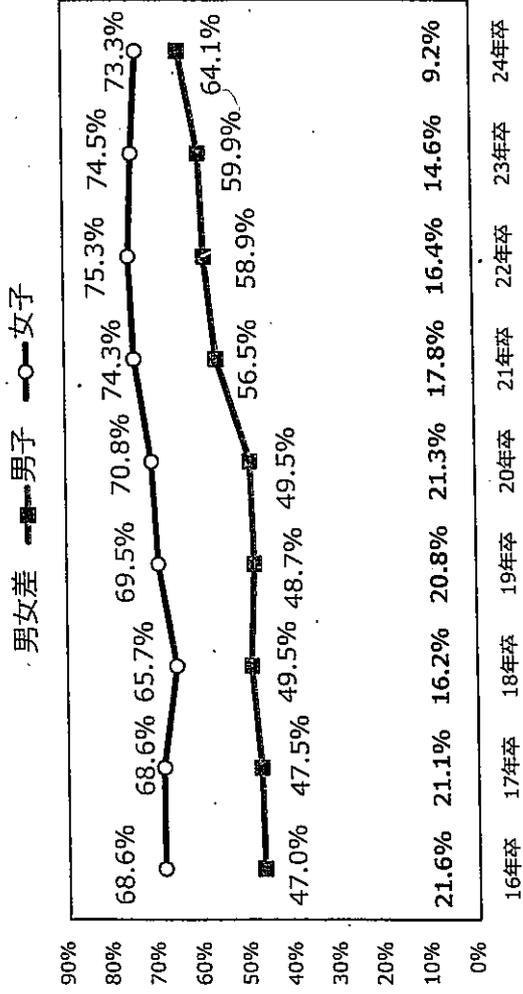
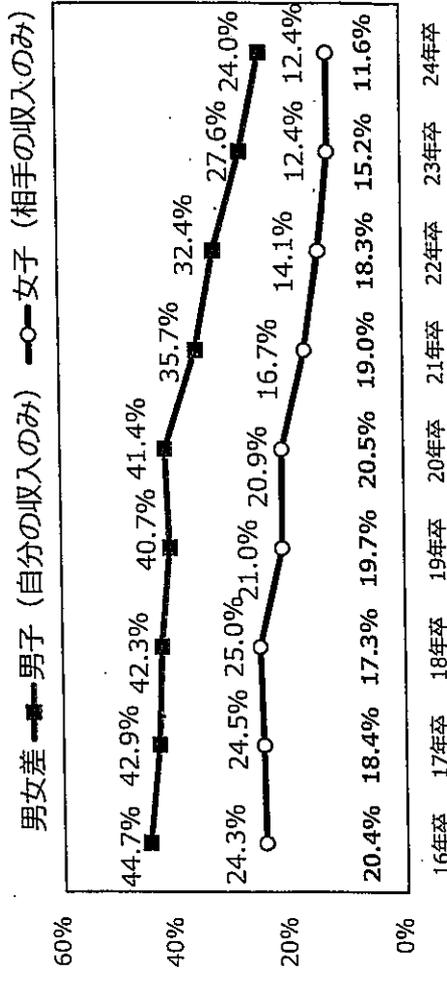


図20 専業「主婦」希望の推移

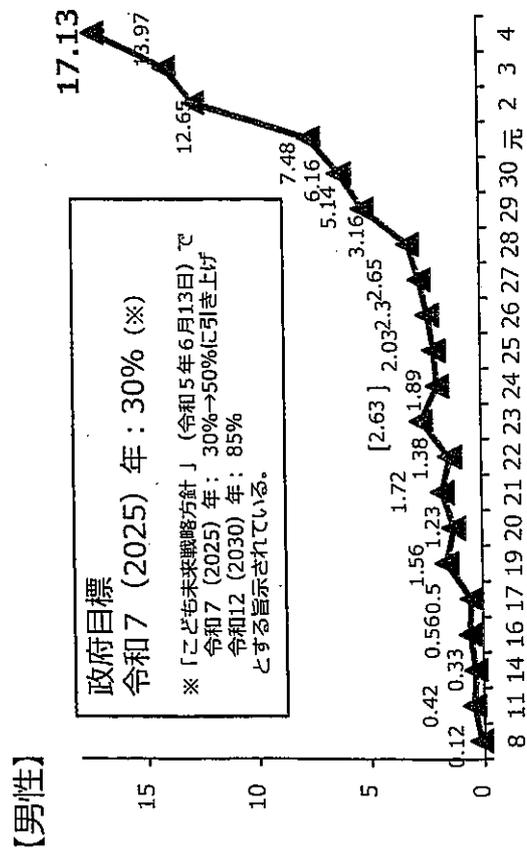
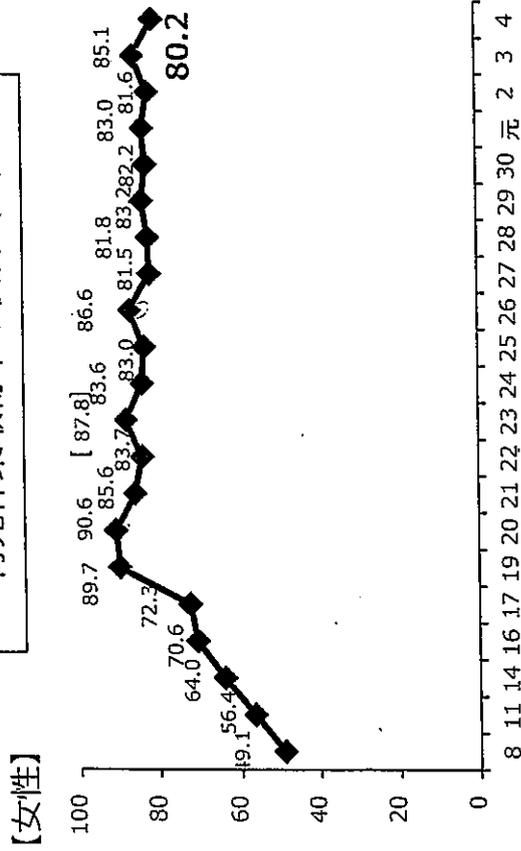


育児休業の取得率・取得期間の状況

・ 育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性は上昇傾向にあるものの女性に比べ低い水準となっている（令和4年度：17.13%）。

・ 育児休業の取得期間は、女性は9割以上が6か月以上である一方、男性は約5割が2週間未満であり、依然として短期間の取得が中心。一方、男性の「1か月～3か月未満」の取得は24.5%で、3番目に多い取得期間となっている。

育児休業取得率の状況 (%)



(注) 平成23年度の [] 内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

【出典】厚生労働省「雇用均等基本調査」

育児休業取得期間の状況 (%)

	5日未満	5日～	2週間～	1月～	3月～	6月～	8月～	10月～	12月～	18月～	24月～	36月～
平成27年度	0.8	0.3	0.6	2.2	7.8	10.2	12.7	31.1	27.6	4.0	2.0	0.6
平成30年度	0.5	0.3	0.1	2.8	7.0	8.8	10.9	31.3	29.8	4.8	3.3	0.5
令和3年度	0.5	0.0	0.1	0.8	3.5	6.4	8.7	30.0	34.0	11.1	4.5	0.6

↑
6月以上が95.3%

	5日未満	5日～	2週間～	1月～	3月～	6月～	8月～	10月～	12月～	18月～	24月～	36月～
平成27年度	56.9	17.8	8.4	12.1	1.6	0.2	0.7	0.1	2.0	0.0	-	-
平成30年度	36.3	35.1	9.6	11.9	3.0	0.9	0.4	0.9	1.7	-	0.1	-
令和3年度	25.0	26.5	13.2	24.5	5.1	1.9	1.1	1.4	0.9	0.0	0.2	-

↑
2週間未満が51.5%

※育児休業取得率

= 出産者のうち、調査年の10月1日までに育児休業を開始した者（開始予定の申告をしている者を含む。）の数

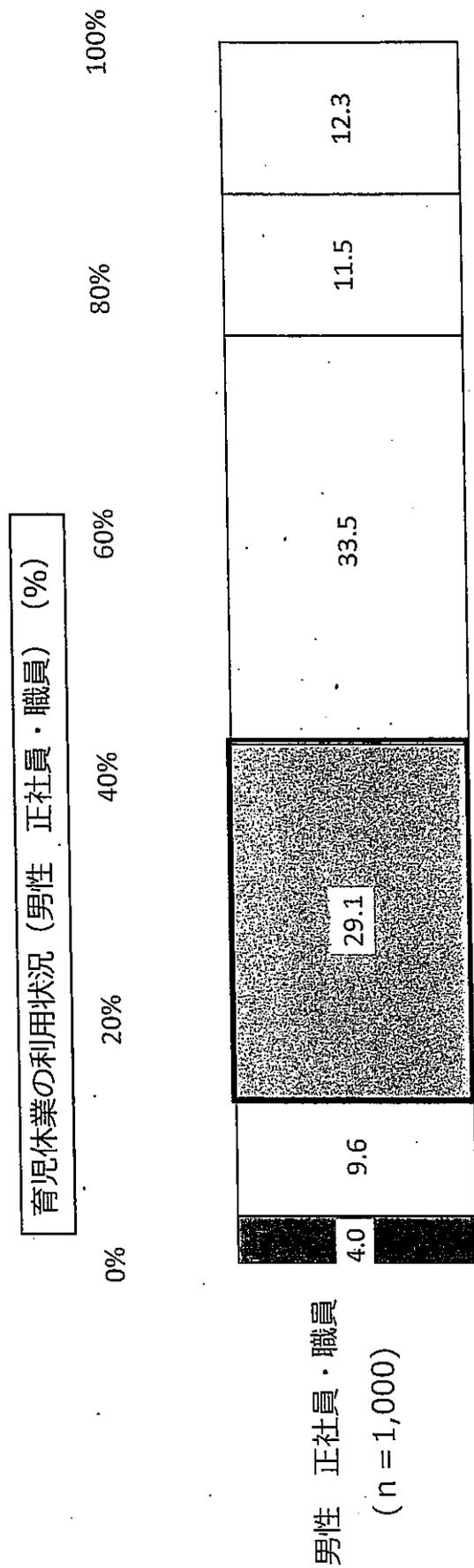
調査前年の9月30日までの1年間（*）の出産者（男性の場合は配偶者が出産した旨）の数

（*）平成22年度以前調査においては、調査前年度の1年間。

※育児休業取得期間の調査対象：各事業所で調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職した者

育児休業の利用状況（男性・正社員・職員）

- 「男性 正社員・職員」に育児休業の利用状況をたずねると、「利用したことはないが、利用したかった（利用したい）」と回答した割合が29.1%であった。

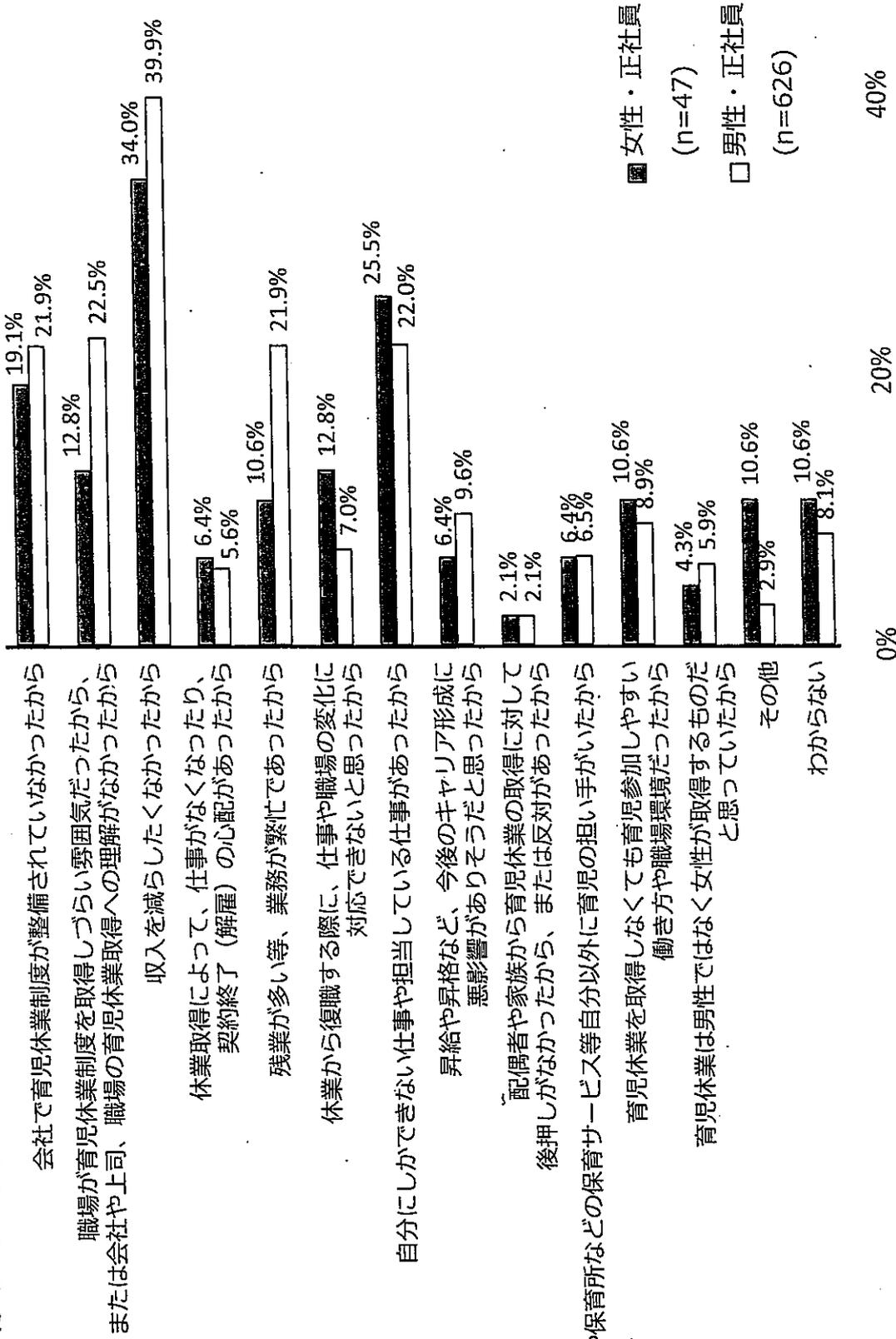


- 現在利用している
- 以前は利用していたが、現在は利用していない
- 利用したことはないが、利用したかった（利用したい）
- 利用したことはないが、利用希望もない
- 制度がなかった
- わからない
- 無回答

【出典】日本能率協会総合研究所「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業」（労働者調査）（労働者調査）（令和4年度厚生労働省委託事業）
※小学校4年生未満の子の育児を行っていないながら就労し、約10年以内に妊娠・出産・育児のために離職した経験のない労働者を対象としたアンケート調査

育児休業制度を利用しなかった理由

- 「男性・正社員」について、育児休業制度を利用しなかった理由をみると、「収入を減らしたくなかったから」「収入を減らしたくなかったから」「職場が育児休業制度を取得しづらい雰囲気だったから、または会社や上司、職場の育児休業取得への理解がなかったから」、「自分にしかできない仕事や担当している仕事があったから」が多くなっている。



【出典】日本能率協会総合研究所「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業」（労働者調査）（令和4年度厚生労働省委託事業）
 ※小学校4年生未満の子の育児を行っていないから就労し、約10年以内に妊娠・出産・育児のために離職した経験のない労働者を対象としたアンケート調査
 ※就労形態は未子妊娠判明時のもの。
 ※未子の育児のための休暇・休業制度のうち育児休業において、「利用したことはないが、利用したかった（利用したい）」、「利用したことはなく、利用希望もない」のいずれかを選択した回答者を集計対象とする。
 ※複数回答



軽易業務への転換

- 妊婦の時間外・休日労働・深夜業の制限
- 坑内業務・危険有害業務の就業制限

産後休業

産前休業

- 坑内業務・危険有害業務の就業制限

育児時間

(1日2回 各30分以上)

- 産婦の時間外・休日労働・深夜業の制限

母性健康管理措置 (保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保、指導事項を守るようにするための措置)

育児目的休暇

始業時刻の変更等、又はそれに準ずる措置

育児休業 (一定の場合、最長2歳まで取得可)

育児休業、又はそれに準ずる措置

出生時育児休業 (産後ババ育休)

所定労働時間の短縮措置等

【原則】短時間勤務制度 (1日の所定労働時間を6時間に短縮)

〈短時間勤務制度を講じることが困難と認められる業務の代替措置〉

- 育児休業に関する制度に準じる措置
- フレックスタイムの制度
- 始業又は終業時間を繰り上げ、繰り下げる制度 (時差出勤)
- 保育施設の設置運営、その他これに準ずる便宜の供与

所定労働時間の短縮、又はそれに準ずる措置

所定外労働の制限 (残業免除)

- 労働者の請求で、所定労働時間を超える労働を禁止
- 1回につき、1月以上1年以内の期間で、何回も請求できる

所定外労働の制限又はそれに準ずる措置

子の看護休暇

- 病気・けがをした子の看護や、予防接種・健康診断を受けさせるために、取得できる
- 子が1人の場合年に5日、2人以上の場合年に10日が付与される (時間単位で利用可)

時間外労働 (残業制限) ・深夜業の制限

- 労働者の請求で、制限時間 (1月24時間、1年150時間) を超える時間外労働を禁止
- 時間外労働の制限は、1回につき1月以上1年以内の期間で、何回でも請求できる
- 労働者の請求で、午後10時から午前5時における労働を禁止
- 深夜業の制限は、1回につき1月以上6月以内の期間で、何回でも請求できる

： 労基法上の制度

： 均等法上の制度

： 育介法上の制度

： 育介法上の努力義務

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の 一部を改正する法律の概要(令和3年法律第58号、令和3年6月9日公布)

改正の趣旨

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み『産後パパ育児』の創設【育児・介護休業法】

子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みを創設する。

①休業の申出期限については、原則休業の2週間前までとする。 ※現行の育児休業(1か月前)よりも短縮

②分割して取得できる回数には、2回とする。

③労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別合意により、事前に調整した上で休業中に就業することを可能とする。

2 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け

①育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置

②妊娠・出産(本人又は配偶者)の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認のための措置

を講ずることを事業主に義務付ける。

3 育児休業の分割取得

育児休業(1の休業を除く。)について、分割して2回まで取得することを可能とする。

4 育児休業の取得の状況の公表の義務付け

常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主に対し、育児休業の取得の状況について公表を義務付ける。

5 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」であることという要件を廃止する。ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することを可能とする。

6 育児休業給付に関する所要の規定の整備【雇用保険法】

①1及び3の改正を踏まえ、育児休業給付についても所要の規定を整備する。

②出産日のタイミングによって受給要件を満たさなくなるケースを解消するため、被保険者期間の計算の起算点に関する特例を設ける。

施行期日

・2及び5: 令和4年4月1日

・1、3及び6: 令和4年10月1日(ただし、6②については令和3年9月1日)

・4: 令和5年4月1日

改正後の制度の概要

1. 妊娠・出産（本人または配偶者）の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

周知事項	① 育児休業・産後パパ育児に関する制度 ② 育児休業・産後パパ育児の申し出先 ③ 育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業・産後パパ育児期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	① 面談 ② 書面交付 ③ FAX ④ 電子メール等 のいずれか

注：③④は労働者が希望した場合のみ

オンライン面談もOK

2. 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育児の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。

- | |
|--|
| ① 育児休業・産後パパ育児に関する研修の実施
② 育児休業・産後パパ育児に関する相談体制の整備（相談窓口設置等）
③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育児取得事例の収集・提供
④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育児取得促進に関する方針の周知 |
|--|

改正前後の制度の概要

	産後パパ育児 (R4.10.1~) 育児とは別に取得可能	育児制度 (R4.10.1~)	育児制度 (改正前)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合 意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の 延長		育児開始日を柔軟化※1	育児開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の 再取得		特別な事情がある場合に限り 再取得可能※2	再取得不可

雇用環境の整備など
について、法を上回る
取組を労使協定で定
めている場合は、
1か月前までとできる

※1 1歳（1歳6か月）以降の育児休業について、期間の途中で配偶者と交代して育児休業を開始できるようにする観点から、育児開始日について、1歳（1歳6か月）時点に
加え、配偶者が1歳（1歳6か月）以降の育児休業を取得している場合には、その配偶者の休業の終了予定日の翌日以前の日を育児休業開始予定日とできるようにします。

※2 1歳以降の育児休業が、他の子についての産前・産後休業、産後パパ育児、介護休業または新たな育児休業の開始により育児休業が終了した場合で、産休等の対象だった子等
が死亡等したときは、再度育児休業を取得できます。

対象

常時雇用する労働者が1,000人を超える事業主に対して、育児休業等の取得の状況を年1回公表することを義務付け。

公表内容

公表前事業年度（※1）における次の①または②のいずれかの割合。インターネットの利用その他適切な方法で公表。

① 育児休業等の取得割合

② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合

育児休業等をした男性労働者の数

+

小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度（※3）
を利用した男性労働者の数
の合計数

配偶者が出産した男性労働者の数

（※1） 公表前事業年度
： 公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度

（※2） 育児休業等

： 育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業
・ 法第23条第2項（所定労働時間の短縮の代替措置として3歳未満の子を育てる労働者対象）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者対象）の規定に基づき措置として育児休業に関する措置が講じられた場合の当該措置によりする休業

産後パパ育児（出生時育児休業）を含む。

（※3） 育児を目的とした休暇

： 目的の中に育児を目的とするものであることが明らかになっている休暇制度。育児休業等及び子の看護休暇は除く。

《例えば…》

失効年休の育児目的での使用、いわゆる「配偶者出産休暇」制度、「育児参加奨励休暇」制度、
子の入園式、卒園式等の行事や予防接種等の通院のための勤務時間中の外出を認める制度（法に基づく子の看護休暇を
上回る範囲に限る）などが該当。

● 両立支援に取り組む事業主へ「両立支援等助成金」を

支給

- ・ 男性の育児休業等取得を支援した場合
- ・ 介護休業の円滑な取得・復帰や介護両立支援制度の利用を支援した場合
- ・ 育児休業の円滑な取得・復帰や、代替要員を確保し休業取得者を原職等に復帰させた場合 等

● 中小企業で働く労働者の育児休業取得・円滑な職場復帰支援のための「育休復帰支援プラン」や、介護離職防止のための「介護支援プラン」の策定・利用支援

● 「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」の普及促進

● 「女性の活躍・両立支援総合サイト両立支援のひろば」による情報提供

● 「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のため、シンボルマーク「トモニン」の普及促進



仕事と介護の両立支援

● イクメンプロジェクトの実施



- ・ 男性の仕事と育児の両立支援の促進のため、労働者や人事労務担当者等を対象としたセミナー等を実施
- ・ 市町村母子保健窓口と連携し、母子保健手帳配布時や両親学級時にミニリーフレットを配布
- ・ 公式サイトから、企業・労働者向けの研修資料・動画の配信のほか、企業・管理職・男性労働者からの宣言・体験談を募り参加型サイトとして男性の育児休業取得等に向けた機運を醸成



● SNS等を通じた周知



@ikumen_projectからのツイート



イクメンプロジェクト @ik... 2022/09/15

【シンポジウムを開催しました】9月1日に開催したシンポジウムの模様をアーカイブ動画で視聴できます。育児休業取得に関する事例紹介、取得を推進するためのヒントがいろいろのパネルディスカッションをぜひご覧ください。

Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

3. 共働き・共育での推進

(1) 男性育休の取得促進～「男性育休は当たり前」になる社会へ～

- 国際的に見ても低水準にある夫の家事・育児関連時間を増やし、共働き・共育てを定着させていくための第一歩が男性育休の取得促進である。「男性育休は当たり前」になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組む。このため、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化する。
- なお、こうした対応を図るに当たっては、各種施策によって、かえって女性側に家事・育児負担が偏ってしまうことのないように十分に留意しなければならない。

制度面の対応

- まず、制度面では、男性の育児休業取得率について、現行の政府目標(2025年までに30%)を大幅に引き上げる。具体的には、国・地方の公務員(一般職・一般行政部門常勤)について育児休業の内容にも留意しつつ、先行的に目標の前倒しを進め、公務員、民間の双方について、以下のように男性の育児休業取得率の目標を引き上げる。

(男性の育児休業取得率の目標)

2025年 公務員 85% (1週間以上の取得率)、民間 50%

2030年 公務員 85% (2週間以上の取得率)、民間 85%

(参考) 民間の直近の取得率: 女性 85.1%、男性 13.97%

- また、2025年3月末で失効する次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)を改正し、その期限を延長した上で、一般事業主行動計画について、数値目標の設定や、PDCAサイクルの確立を法律上の仕組みとして位置付けるとともに、今後の次世代育成支援において重要なのは「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」であるという観点を明確化した上で、男性の育児休業取得を含めた育児参加や育児休業からの円滑な職場復帰支援、育児のための時間帯や勤務地への配慮等に関する行動が盛り込まれるようにする。あわせて、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)における育児休業取得率の開示制度の拡充を検討し、これを踏まえて有価証券報告書における開示を進める。

給付面の対応

- さらに給付面の対応として、いわゆる「産後パパ育休」(最大28日間)を念頭に、出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するため、給付率を現行の67%(手取りで8割相当)から、8割程度(手取りで10割相当)へと引き上げる。
- 具体的には、両親ともに育児休業を取得することを促進するため、男性が一定期間以上の「産後パパ育休」を取得した場合には、その期間の給付率を引き上げるとともに、女性の産休後の育児取得について28日間(産後パパ育休期間と同じ期間)を限度に給付率を引き上げることとし、2025年度からの実施を目指して、検討を進める。
- 男女ともに、職場への気兼ねなく育児休業を取得できるようにするため、現行の育児休業期間中の社会保険料の免除措置及び育児休業給付の非課税措置に加えて、育児休業を支える体制整備を行う中小企業に対する助成措置を大幅に強化する。その際、業務を代替する周囲の社員への応援手当の支給に関する助成の拡充や代替期間の長さに応じた支給額の増額を検討する。あわせて、「くるみん認定」の取得など、各企業の育児休業の取得状況等に応じた加算等を検討し、実施インセンティブの強化を図る。
- あわせて、男性育休の大幅な取得増等に対応できるよう、育児休業給付を支える財政基盤を強化する。

(2) 育児期を通じた柔軟な働き方の推進～利用しやすい柔軟な制度へ～

- 育児期を通じて多様な働き方を組み合わせることで、男女で育児・家事を分担しつつ、育児期の男女が共に希望に応じてキャリア形成との両立を可能とする仕組みを構築するとともに、好事例の紹介等の取組を進める。
- こどもが3歳になるまでの場合においては、現行の育児・介護休業法上、短時間勤務を措置することが事業主に義務付けられており、フレックスタイム制を含む出社・退社時刻の調整等が努力義務となっている。これらに加え、新たに、子育て期の有効な働き方の一つとして、テレワークも事業主の努力義務の対象に追加することを検討する。
- また、こどもが3歳以降小学校就学前までの場合においては、育児・介護休業法で、短時間勤務、テレワーク、フレックスタイム制を含む出社・退社時刻の調整、休暇など柔軟な働き方について、事業主が職場の労働者のニーズを把握しつつ複数の制度を選択して措置し、その中から労働者が選択できる制度(「親と子のための選べる働き方制度(仮称)Ⅰ」)の創設を検討する。さらに、現在はこどもが3歳になるまで請求することができない残業免除(所定外労働の制限)について、対象となるこどもの年齢の引上げを検討する。
- あわせて、柔軟な働き方として、男女ともに、一定時間以上の短時間勤務をした場合に、手取りが変わることなく育児・家事を分担できるような働き方として、2歳未満の期間に、時短勤務を選択したことに伴う賃金の低下を補い、時短勤務の活用を促すための給付(「育児時短就業給付(仮称)Ⅰ」)を創設する。給付水準については、男女ともに、時短勤務を活用した育児とキャリア形成の両方を支援するとの考え方に立って、引き続き、具体的な検討を進め、2025年度からの実施を目指す。その際には、女性のみが時短勤務を選択することで男女間のキャリア形成に差が生じることにならないよう、留意する。
- 上記の柔軟な働き方についても、男性育児促進と同様に、周囲の社員への応援手当支給等の体制整備を行う中小企業に対する助成措置の大幅な強化と併せて推進する。
- また、こどもが病気の際などに休みにくい等の問題を踏まえ、病児保育の拡充と併せて、こうした場合に休みやすい環境整備を検討する。具体的に、こどもが就学前の場合に年5日間取得が認められる「子の看護休暇」について、こどもの世話を適切に行えるようにする観点から、対象となるこどもの年齢の引上げのほか、こどもの行事(入園式等)参加や、感染症に伴う学級閉鎖等にも活用できるように休暇取得事由の範囲を見直すとともに、取得促進に向けた支援についても検討する。
- また、仕事と育児の両立に取り組む労働者の心身の健康を守るため、企業における勤務間インターバル制度の導入やストレスチェック制度の活用など、労働者の健康確保のために事業主の配慮を促す仕組みを検討するとともに、選択的週休3日制度の普及にも取り組む。
- こうした個々の制度の前提として、長時間労働の是正を始め、企業全体の働き方改革をより一層推進し、育児期の男女が共に職場からの帰宅後に育児や家事を行うことができるようにすることが重要である。このため、まずは、2024年度からの時間外労働の上限規制の全面施行に向け、法制度の周知を徹底し、必要な支援を実施するとともに、更なる長時間労働の是正に向けて、実効性を高めるための一層の取組を推進していく。このことは、家族介護や不妊治療など、様々な事情を抱える方々が、仕事との両立を可能とし、各自の能力を発揮することにもつながるものである。

少子高齢化が進む中で、社会経済の活力を維持・向上させるためには、生産性の向上を図りつつ、多様な人材が充実感をもって活躍できる環境整備が課題。

- ◆ 育児期：女性が出産・育児を機に離職せず就業継続できる支援と希望するキャリア形成支援。育児・家事を男女で分担、共有。
- ◆ 介護期：両立支援により、希望に応じた就業の継続や、豊富な技能や経験をもつ年齢層の労働力の確保へ。

今後の両立支援制度の検討に当たったの基本的な考え方

ライフステージにかかわらず全ての労働者が「残業のない働き方」となっていることをあるべき方向性として目指しつつ、以下の点を基本として継続的に取り組んでいく。

■ 男女が共に望むキャリアを実現

- ・ 若い世代を中心とした、夫婦で育児・家事を分担することが自然だという考え方に対応していく。

■ 働き方改革の推進

- ・ 働き方改革をより一層推進し、職場全体の長時間労働の是正や柔軟な働き方を選択できる職場づくりを進めることが重要。
- ・ 職場の誰もが休みやすい職場の体制を構築していくため、多能工化や職場の情報の共有により、業務をチームでシェアすることなどの取組も効果的。

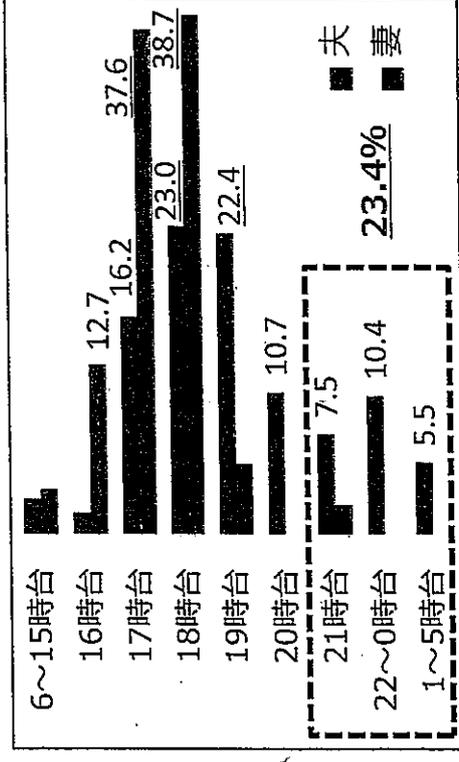


両立支援制度の利用について、労働者が自らのキャリア形成に関する希望に応じた選択を行い、育児・介護を始め、治療や学び直しなど様々なライフイベントとの両立が可能に。

■ 育児期・介護期の支援

- ・ 特に育児・介護の負担の大きい時期に、休業や短時間勤務などを、性別にかかわらず気兼ねなく使えることが重要。
- ・ その時期を越えたあとは、柔軟な働き方によりフルタイムで働きながら両立ができるような働き方を促進。
- ・ コロナ禍で広がったテレワークについて、業務に集中できる環境の整備などに配慮しつつ活用促進していく。

【子がいる共働きの夫婦でも、夫の約1/4が仕事のある日の帰宅時間が21時～朝5時】



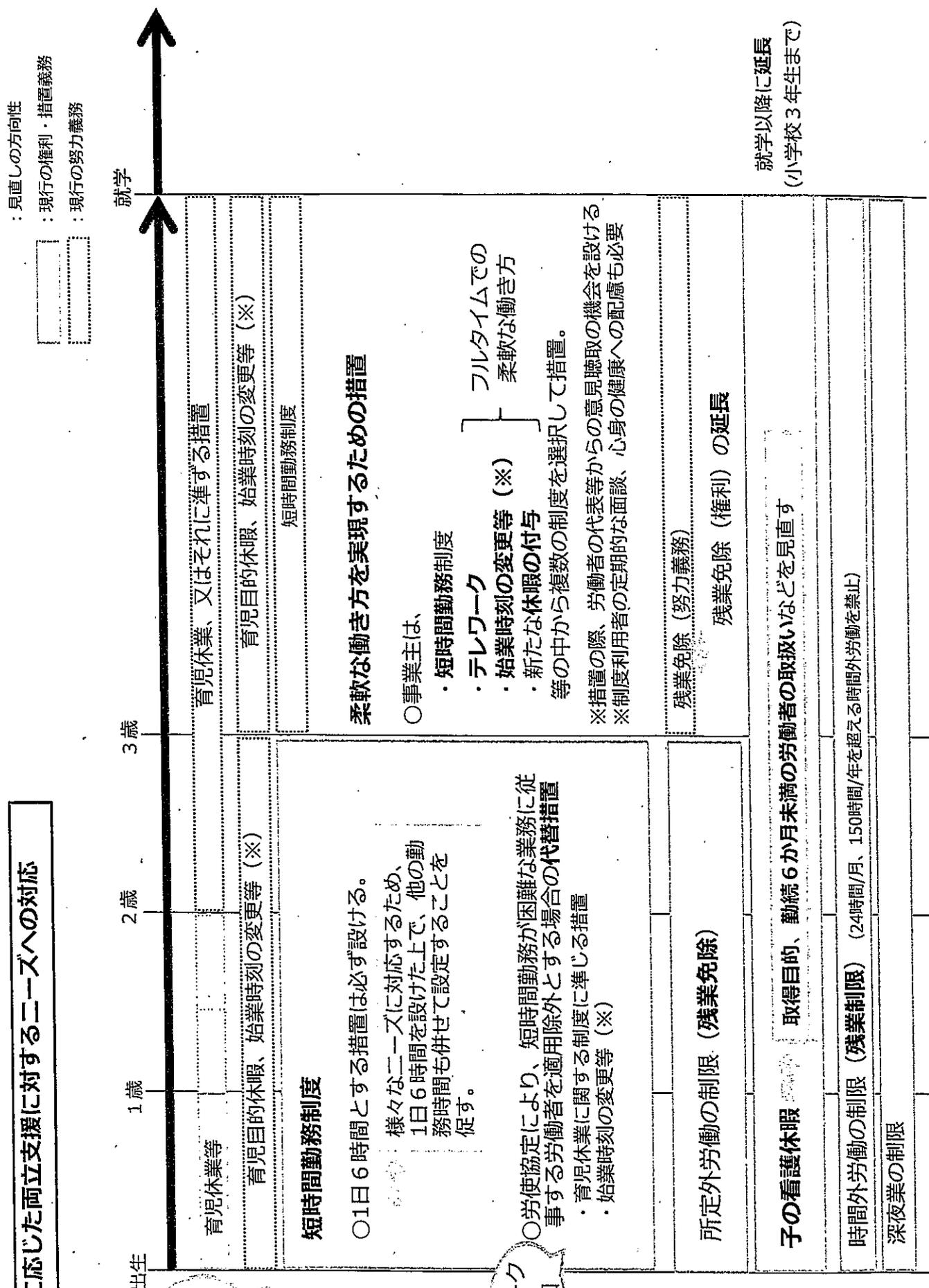
※子が3歳未満、妻の就業時間が週35時間以上の夫婦

子の年齢に応じた両立支援に対するニーズへの対応

【イメージ】

テレワークを努力義務（3歳になるまで）

テレワークを追加



※始業時刻の変更等：フレックスタイム制、時差出勤、保育施設の設定運営その他これに準ずる便宜の供与

1. 子の年齢に応じた両立支援に対するニーズへの対応

(1) 子が3歳になるまでの両立支援の拡充

①テレワークの活用促進

- ・テレワークを、事業主の努力義務とすることが必要。
(就業時間中は保育サービス等を利用して業務に集中できる環境が整備されていることが必要。)

②短時間勤務制度の見直し

- ・柔軟な勤務時間の設定に対するニーズに対応するため、所定労働時間を1日6時間とする以外の他の勤務時間も併せて設定することを一層促していくことが必要。
- ・短時間勤務が困難な場合の代替措置の一つに、テレワークも追加することが必要。

(2) 子が3歳以降小学校就学前までの両立支援の拡充

①柔軟な働き方を実現するための措置

- ・短時間勤務制度
 - ・テレワーク
 - ・始業時刻の変更等
(フレックスタイム制を含む)
 - ・新たな休暇の付与
- フルタイムでの
柔軟な働き方

等の中から、事業主が各職場の事情に応じて、2以上の制度を選択して措置を講じる義務を設けることが必要。

- * 事業主が制度を選択する制度とすることで業種・職種等に配慮。
- * 事業主が制度を選択する際には、労働者の代表者等から意見聴取の機会を設ける。
- * 制度利用者の定期的な面談、心身の健康への配慮も行う。

②残業免除（所定外労働の制限）を3歳以降小学校就学前まで請求を可能とすることが必要。

(就学以降も可能とすべきとの意見もあった。)

(3) 子の看護休暇制度の見直し

【取得目的】

育児目的休暇や、コロナ禍で小学校等の一斉休校に伴い、多くの保護者が休暇を取得せざるを得なかったことを踏まえ、子の行事（入園式、卒園式など）参加や、感染症に伴う学級閉鎖等にも活用できるようにすることが必要。

【取得可能な年齢】

診療を受けた日数等を勘案し、小学校3年生の修了までに引き上げることが必要。（卒業までに引き上げるべきとの意見もあった。）

【勤続6か月未満の労働者】

労働移動に中立的な制度とするため、勤続6か月未満の労働者を労使協定によって除外できる仕組みは廃止することが必要。

2. 仕事と育児の両立支援制度の活用促進

(1) 制度の活用をサポートする企業や周囲の労働者に対する支援

- ・男女ともに、職場への気兼ねなく育児休業や短時間勤務制度を利用できるように、育児休業や短時間勤務を活用する労働者の業務をカバーするため、代替要員の雇用や周囲の労働者の負担軽減を行う中小企業に対する助成措置の強化が必要。
- ・企業規模にかかわらず、業務量・達成目標の見直しや体制の整備などに関するノウハウの共有などが必要。

(2) 育児休業取得状況の公表や取得率の目標設定について

- ・当面の間は、男性の育児休業取得の取得促進に向けた取組を一層促進する。
 - 男性の育児休業取得状況について、常時雇用する労働者が300人超の事業主についても、一定の配慮の上、公表の義務付けが必要と考えられる。
- ・政府において男性の育児休業取得率の目標を掲げる場合には、取得率だけでなく、男性の育児休業取得日数や育児・家事時間等も含めた目標の検討が必要。

3. 次世代育成支援に向けた職場環境の整備

- ①現在の少子化の進行等の状況や、男女が共に、育児休業や両立支援制度を利用し、育児期に仕事やキャリア形成と育児を両立できる働き方が可能となるような社会の実現に向けた課題が依然として残されていることから、次世代育成支援対策推進法（令和7年3月末で失効予定）の期限を延長するとともに内容を充実し、その仕組みを活用していくことが有効。
- ②さらに各職場での取組を促進するため、法律により、一般事業主行動計画の策定時に、男性の育児休業取得率等の数値目標の設定やPDCAサイクルの確立を行うよう求める。
- ③一般事業主行動計画の策定に当たっては、「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」であることを目指すため、男性の育児休業の取得促進、子育て期を含めた全ての労働者の時間外労働の縮減や柔軟な働き方の促進等の盛り込むことについて具体的に示すことが必要。
- ④行動計画策定指針も、上記の方針に沿った見直しが必要。

3. 次世代育成支援に向けた職場環境の整備

→次世代育成支援対策推進法【イメージ】

目的 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する。

国

行動計画策定指針 (第7条)

国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

市町村・都道府県

地方公共団体行動計画の策定 (任意)

事業主

①企業等 (一般事業主) : 行動計画の策定、認定制度

〔 大企業 (301人以上)・中小企業 (101人以上) : 義務
 中小企業 (100人以下) : 努力義務 〕

- 数値目標を設定する (男性の育児休業取得率等)
- 「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」であることを目指す
→男性の育児休業の取得促進、子育て期を含めた全ての労働者の時間外労働の縮減や柔軟な働き方の促進に力点。
- 行動計画策定指針には、例えば以下のような内容を盛り込むことが望ましい
 - ・ 両立支援制度利用時の業務の分担や業務の代替要員確保に関する企業の方針
 - ・ 今後のキャリアの希望にあわせた両立支援制度の利用や配偶者との育児分担等の検討を促すためのキャリア研修
 - ・ 育休後に復帰するポジションに関する納得感の向上に向けた取組に関すること
 - ・ 育児休業取得者や周囲の労働者に対するマネジメントや評価に関すること
 - ・ 育児に必要な時間帯や勤務地に対する配慮に関すること
 - ・ 両立支援に対するニーズの把握に向けたトツプダウン・ボトムアップ・当事者間のつながりによるコミュニケーション手段の多様化

等



■PDCAサイクルの実施

②国・地方公共団体の機関 (特定事業主)

: 見直しの方向性

4. 介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等

(1) 仕事と介護の両立支援制度の情報提供や、制度を利用しやすい雇用環境の整備の在り方

① 個別の周知、情報提供

- ・ 介護の必要性に直面した労働者が申出をした場合に、事業主が、両立支援制度等の情報を個別に周知することや、両立支援制度の制度目的を十分に説明した上で、必要な制度が選択できるような労働者に対して働きかけることが必要。
- ・ 事業主が、第2号被保険者となる40歳のタイミングなどに、両立支援制度等の情報提供を一律に行うことが必要。

② 雇用環境の整備

- ・ 事業主が、介護保険制度や両立支援制度に関する社内セミナーや研修の開催、相談窓口の設置など雇用環境の整備を行うことが必要。

(2) 介護休業

- ・ 介護の体制を構築するという制度目的に照らすと、介護休業制度の取得日数（対象家族1人につき93日）や分割回数（3回に分けて取得可能）について、現時点でさらに見直しが必要な状況は確認できないと考えられる。

(3) 介護期の働き方（介護休暇や短時間勤務等の選択的措置義務、テレワークの在り方等）

- ・ 介護休暇についても勤務6か月未満の労働者を労使協定によって除外できる仕組みは廃止することが必要。
- ・ テレワークを事業主の努力義務とすることが必要。

5. 障害児等を育てる親等、個別のニーズに配慮した両立支援

(1) 現行制度の運用の見直し

- ・ 子が要介護状態の要件を満たせば、介護休暇等の制度も利用可能であること等について周知を強化。
- ・ 現行の要介護状態の判断基準について、子に障害がある場合等も踏まえ、今後検討することが課題。

(2) 育児中の労働者の意向を尊重する配慮

- ・ 障害児等に限らず、ひとり親家庭等、各家庭における様々な個別のニーズに対応するため、勤務時間帯や勤務地、制度の利用期間などに関する希望など、個人の意向を聴取するよう事業主に義務付けることが必要。事業主はその意向を尊重することが適当。

6. 仕事と育児・介護との両立支援に当たって必要な環境整備

(1) 両立支援制度を安心して利用できる制度の在り方の検討

- ・ 休業中の待遇の周知に関する努力義務や、休業後の原職又は原職相当職への復帰に関する配慮規定等を周知徹底等していくべき。

(2) プライバシーへの配慮

- ・ 妊娠・出産等、介護等の情報を、社内で共有する範囲を定めるといった配慮が望ましい。

(3) 心身の健康への配慮

- ・ 仕事と育児の両立のためにテレワークなどを活用する際、夜間の勤務等を理由に心身の健康の不調が生じないよう、事業主の配慮（勤務間の休憩時間（勤務間インターバル）や勤務時間外の業務へのアクセス状況の確認、面談での健康状況への配慮等）や労働者自身のセルフケアなどを促すことが望ましい。

(4) 有期雇用労働者の育児休業取得等の促進

- ・ 有期雇用労働者の育児休業取得促進について、産前・産後休業制度と併せて周知していくことが重要。

今後の仕事と育児・介護の両立支援に関する研究会

研究会 参加者

池田 心豪	独立行政法人 労働政策研究・研修機構 主任研究員	佐藤 博樹	東京大学	名誉教授
小田 舞子	『日経xwoman』副編集長	◎ 武石 恵美子	法政大学	キャリアデザイン学部 教授
久米 功一	東洋大学 経済学部 教授	所 浩代	福岡大学	法学部 教授
		水町 勇一郎	東京大学	社会科学研究所 教授

(◎は座長、五十音順、敬称略)

研究会 開催実績

第1回 (令和5年1月26日)	○研究会における検討事項等について ○今後の進め方について ○仕事と育児・介護の両立に係る現状及び課題	第5回 (令和5年3月24日)	○ヒアリング(介護) ・大成建設 株式会社 ○仕事と育児の両立について これまでの議論の整理
第2回 (令和5年2月13日)	○ヒアリング(育児) ・小田委員 ・株式会社 高島屋	第6回 (令和5年4月10日)	○ヒアリング(介護) ・NPO法人となりのかいご ○仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査について
第3回 (令和5年2月27日)	○ヒアリング(育児) ・アスカカンパニー 株式会社 ・エン・ジャパン 株式会社 ・東洋交通労働組合	第7回 (令和5年5月15日)	○ヒアリング(介護) ・富士電機グループ労働組合連合会 富士電機労働組合
第4回 (令和5年3月16日)	○障害児等を育てる労働者の仕事と育児の両立について ・ヒアリング 障がい児及び医療的ケア児を育てる親の会 ○コロナ禍における仕事と育児の両立支援について ○仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査について	第8回 (令和5年5月30日)	○仕事と育児・介護の両立について これまでの議論の整理 ○報告書(案)について
		第9回 (令和5年6月12日)	○報告書(案)について

令和5年7月14日

視察調査、研修会、陳情・要請活動参加計画書

千歳市議会議長 様

会派名 公明党議員団

代表者 代表 宮原 伸哉



次のとおり視察調査を行うので（研修会に参加するので）（陳情・要請活動を行うので）届け出ます。

議員名	公明党議員団 仲山 正人
期間	令和5年7月31日(月)7時30分から令和5年8月1日(火)21時20分まで
用務先 (視察先又は研修会場 又は陳情・ 要請先)	1 衆議院第2議員会館 住所：東京都千代田区永田町 2-1-2 2 防衛省 住所：東京都新宿区市谷本村町 5-1
内容 (視察調査内容、研修 内容、陳情・要請内容 等)	1 政策勉強会「こども政策について」 佐藤英道衆議院議員 2 千歳市の自衛隊体制強化を求める要望 自衛隊と地域コミュニティとの連携に関する要望
備考	

※視察調査等の内容がわかる資料及び行程表などを添付すること。

経理責任者確認印



視察調査、研修会、陳情・要請活動行程表

日	時間	具体的行動	交通手段	料金
7/31 (月)	0730~0800	自宅出発→新千歳空港	自家用車	—
	0900~1035	新千歳空港→羽田空港	ADO 014 便	22,640 円
	1100~1200	羽田空港→永田町駅	京急、東京メロ	自己負担
	1400~1530	政策勉強会		—
	1600~1610	永田町駅→市ヶ谷駅	東京メトロ	自己負担
	1610~1620	市ヶ谷駅→ホテルランドヒル市ヶ谷	徒歩	—
			ホテルランドヒル市ヶ谷宿泊	10,160 円
8/1 (火)	1230~1245	ホテル出発→防衛省	徒歩	—
	1300~1620	防衛省で自衛隊体制維持陳情		—
	1620~1630	防衛省→市ヶ谷駅	徒歩	—
	1630~1730	市ヶ谷駅→羽田空港	東京メロ、京急	自己負担
	1850~2020	羽田空港→新千歳空港	ADO 035 便	25,540 円
	2050~2120	新千歳空港→自宅	自家用車	—

56,340

令和5年度 政務活動費支出伝票 (交通・宿泊費)

会派名 公明党議員団

(2枚中 1枚目)

代表者	経理 責任者	取扱者	伝票番号	支出区分
			3	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input checked="" type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費
議員名		用務名 (用務先)		月日
今野 正恵 議員		厚生労働省勉強会(7/31) 衆議院会館：東京都千代田区永田町2丁目1-2		令和5年7月31日
		防衛省要望活動(8/1) 防衛省：東京都新宿区市谷本村町5-1		~ 令和5年8月1日
		支出金額		受領年月日
		58,340円		令和5年7月11日 

(交通費明細書)

旅行 月日	出発地	到着地	鉄道賃			航空賃 船賃	バス 賃等	宿泊料	計
			路程 (Km)	運 賃	急行 (特別)				
7/31	新千歳空港	羽田空港				22,640円			22,640円
/	新千歳空港 市ヶ谷							10,160円	10,160円
8/1	羽田空港	新千歳空港				25,540円			25,540円
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
小計						48,180円		10,160円	58,340円
合計						48,180円		10,160円	58,340円

領収書等貼付用紙（交通費）

(2枚中2枚目)

伝票番号	3	支出金額	58,340 円	出発地	7/31 新千歳空港 8/1 羽田空港
		(貼付領収書金額合計)	円	到着地	7/31 羽田空港 8/1 新千歳空港
<p>【領収書等添付欄】 領収書等を重ねて添付しないこと。</p>					

領 収 証

千歳市議会 公明党議員団
今野 正恵 様

2023年07月11日
(230731-1E0003)

金額	¥ 5 8 , 3 4 0 ※
----	-----------------



但し 7/31 エアドゥ14 新千歳-羽田 ¥22,640
 8/1 エアドゥ35 羽田-新千歳 ¥25,540
 7/31 ホテルグランドヒル市ヶ谷(食事なし)1泊 ¥10,160
 上記の金額正に領収いたしました。

Ref. No. 0000010276 予約No. 757276

北海道知事登録旅行業第2-450号
 株式会社 ノース・スター・ホテル
 本社営業所



御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

〒066-0062
 北海道千歳市千代田町
 5丁目5番地1 戸田ビル2F

TEL: 0123-24-2121 FAX: 0123-24-5514

担当者印



【摘要】 特に説明を要する事項等がある場合は記載すること。

往路料金 (ADO14 便 : 22,640 円)、復路料金 (ADO35 便 : 25,540 円)

令和5年8月4日

視察調査、研修会、陳情・要請活動参加報告書

千歳市議会議長 様

会派名 公明党議員団
代表者 宮原 伸哉

次のとおり研修会に参加したので報告します。

議員名	今野 正 恵
期 間	令和5年7月31日(月) 7時30分 から 令和5年8月1日(火) 23時20分 まで
用務先 (視察先又は研 修会場又は陳 情・要請先)	① 衆議院第二会館(東京都千代田区永田町2-1-2) 佐藤英道衆議院議員事務所 ② 防衛省 (東京都新宿区市谷本村町5-1)

視察調査内容・研修内容

① 7月31日(月) 14:00~15:30 衆議院第二会館 佐藤英道衆議院議員事務所
「こども政策について」の政策勉強会

14:00から衆議院第二会館 佐藤英道衆議院議員事務所にて 厚生労働省 雇用環境・均等局
職業生活両立課 企画官 林欽様より「今後の仕事と育児・介護の両立支援に関する研究会」につ
いて、また、こども家庭庁 成育局 保育政策課 課長補佐 出口貴史様、企画法令係長 松田洋平様よ
り「こども誰でも通園制度」についてレクチャーを受ける。

感想：近年共働きの家庭がほとんどである中、仕事と育児、更には介護を両立していくにあたり、
キャリアを諦めたりしなければいけなかった状況等の改善に向けて、厚生労働省として取
り組んでいること等、レクチャー頂いた。男性の育児休業等についても現時点では取得す
るのが難しいとは思いますが、せつかくの制度であるので、取得しやすい環境を築いていく
にはどうしたら良いのか等、これから更に研鑽して参りたい。また、本年4月より発足した
こども家庭庁の方々からは、こども誰でも通園制度について、レクチャー頂いた。この制
度については、大変興味深く、果たして千歳市で取り組んでいけるのかと考えていたとこ
ろであったので、他市町村のモデル事業を伺うことができ、大変参考になった。これから
更に調査し、要望・提案して参りたい。

② 8月 1日 (火) 14:30~16:00 防衛省
千歳市における自衛隊の体制強化を求める期成会 夏季中央要望

千歳市における自衛隊の体制強化を求める期成会の会員と共に内倉浩昭航空幕僚長、森下泰臣陸上幕僚長、白川訓通陸上幕僚監部防衛部長、岸良知樹陸上監部監理部長、不破悟陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課長、木村次郎防衛大臣政務官に対し、千歳市の自衛隊体制強化を求める要望書、自衛隊と地域コミュニティとの連携に関する要望書を手交した。

感想：千歳市は、自衛隊のまちとして70年余の長きにわたり自衛隊とともにまちづくりを進め、隊員の皆様が安心して任務を遂行できるよう、地域全体で取り組んでいる。現在、厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における部隊の新編や南西正面への部隊配置などが進められているが、今般のロシアによる軍事行動により、北日本正面の脅威についても、これまで以上に懸念される場所である。千歳市に所在する部隊は、我が国における北方の防衛拠点として機能するとともに、地域防災の任務などを通じて市民生活を守る大きく逞しい存在となっており、新千歳空港や多くの観光客が訪れる国立公園支笏湖などを抱えている千歳市にとって、ひとたび災害が発生した場合においても、国民の生命、財産を守るために自衛隊の存在は不可欠である。千歳市に所在する部隊の隊員数は、約9,200人で、家族と自衛隊OBを含めると、人口の約25%を占めており、一市民として地域で大きな役割を果たして下さっており、地域経済や市民活動等、まちづくりを支える大きな力となっておられることを踏まえると部隊の削減・縮小に伴う隊員の減少は、千歳市にとって極めて大きな問題となる。その観点からもこの度の要望活動は千歳市にとって大変重要な活動となるので、これからも地道に続けて参りたい。

※当日配布資料など視察調査等の内容がわかる資料を添付すること。

経理責任者確認印



全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

第3回こども未来戦略会議
(令和5年5月17日)
小倉大臣提出資料・一部改編

「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～
(令和5年6月13日閣議決定) (抜粋)

- 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
 - (3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～
 - 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずい形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。

【新たな通園給付のイメージ】

- こども1人につき月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みとすること
を想定。
- また、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点などの幅広い事業者の取組
を想定。

現行の子どものための教育・保育給付

- ・フルタイム就労の者
 - ・パートタイムの者（一定の就労時間以上）等
- ※保育の必要性を市町村が認定することが必要

こども誰でも通園制度（仮称）の創設

専業主婦(夫)等、育児中の在宅で子育てをする
家庭等
※就労要件を問わない
令和5年度からは、未就園児の定期的な通園によりモデル事業を実施



- 在宅で子育てしている場合でも、専門職がいる場で、同世代とかがわりながら成長できる機会を保障できる。
- 理由を問わず、誰でも簡単に利用でき、育児負担や孤立感を解消できる。
- 給付制度化することで、全国的な提供体制の確保が進みやすくなる。

保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和5年度当初予算 457億円 (453億円) ※0内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

○ 普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を、保育所等で定期的に預かることで、専門家による良質な成育環境を確保し、他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じこどもたちの発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援や、必要に応じて関係機関と連携した支援を行うことができる。ついでには、定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用認定の方法、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を実施する。

2. 施策の内容

【事業内容】

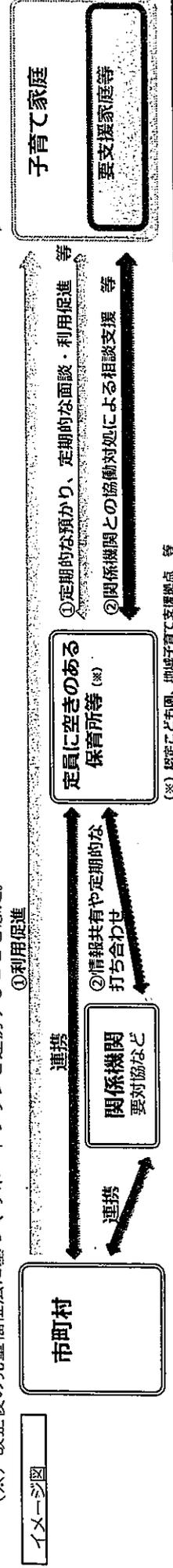
① 定期的な預かり

- ・ 定員に空きのある保育所等において、地域の保育所等に通所していない未就園児に対して、継続して週1～2日程度の定期的な預かりを実施する。
- ・ 対象児童を養育する家庭に対して、本事業の積極的な利用を促進する。
- ・ 集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、適切な保育を行うとともに、保護者に対しては、定期的な面談などを実施し、継続的に支援する。
- ・ 要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有する。

② 要支援家庭等対応強化加算

①に加え、保育所等において、要支援児童等の預かりを行う場合には、関係機関（市町村や要対協など）との連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画（※）を作成し、関係機関との協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。

（※）改正後の児童福祉法に基づくサポートプランと連携することを想定。



3. 実施主体等

【実施主体】 市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。）

※実施自治体は、地域における定期的な利用ニーズに対する適切な一時預かりの実施体制、利用促進や利用認定の方法などを検証するための実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】 保育所等に通所していない未就園児（長期スパンでの利用が前提）

- 【補助単価】 ① ・年間延べ利用児童数300人未満 : 1か所あたり 5,981千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
 ・年間延べ利用児童数300人以上900人未満 : 1か所あたり 6,326千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
 ・年間延べ利用児童数900人以上 : 1か所あたり 6,542千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）

② 1か所あたり 742千円

【補助割合】 国：9/10 市町村：1/10

4. 実施にかかると要件等(案)

【実施場所】 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点 等

【実施要件】

- 定期的な預かりを実施する。
 - ア 保育所や認定こども園等において、未就園児に対して週1～2回程度、定期的な預かりを実施（年間を通じて継続的に実施）
 - イ 対象児童について、集団における子どもの育ちに着目した支援計画の作成と日々の保育の状況の記録
 - ウ 保護者に対して定期的な面談等を実施、子育てに関する助言等
- 検討会を設置し、以下の検証・検討を行う。
 - ア 定期預かりにおける日々の保育の状況等を踏まえ、こどもの成長や発達に対する効果測定
 - イ 未就園児のいる家庭が定期的な預かりを利用するきっかけづくりなど利用促進を図るための方策
 - ウ 定期的な預かりの実施状況を踏まえ、優先利用や利用調整の考え方に関する検討
 - エ 定期的な預かりの実施状況を踏まえ、望ましいと考える職員配置や設備基準に関する検討
 - オ その他、未就園児の定期的な預かりに当たって必要と考える事項についての検討

※1 市町村で複数箇所の定期的な預かりを実施する場合は、各事業所での実施状況を踏まえて一括して検討・検証を実施しても差し支えない。

○ 要支援家庭等対応強化（加算）

- ア 関係機関と連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせなどに基づいた支援計画を作成
- イ 関係機関との協働対応による相談支援の実施

※ここでいう「要支援家庭等」とは、児童福祉法に定める要保護児童（児童福祉法第6条の3第8項：「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童」）、要支援児童（児童福祉法第6条の3第5項：「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」）だけでなく、保護者の不適切な育児について地域の関係機関が連携して支援していく必要があると市町村において判断される者を含む。

【公募等のスケジュール】

- 対象自治体は、公募により選定。（令和5年度予算が成立し次第速やかに実施する予定。）
- 地域における定期的な利用ニーズに対する適切な一時預かりの実施体制、利用促進や利用認定の方法などを検証するための実施体制等を総合的に評価し、対象自治体を選定。
- 公募により選定された自治体は速やかに委託事業者等を選定し、事業に着手すること。
- 事業終了後には、事業報告書を提出すること。（事業実施期間満了前であっても、別途、中間報告を求められることがある。）

令和5年度 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業
実施自治体一覧

	市区町村名	実施施設数
1	北海道白老町	1
2	岩手県釜石市	1
3	岩手県盛岡市	1
4	宮城県仙台市	5
5	福島県福島市	2
6	栃木県宇都宮市	1
7	栃木県栃木市	1
8	千葉県松戸市	3
9	東京都文京区	1
10	東京都品川区	1
11	東京都渋谷区	1
12	東京都中野区	4
13	東京都八王子市	1
14	神奈川県横浜市	2
15	神奈川県川崎市	2
16	神奈川県秦野市	1
17	石川県七尾市	4
18	福井県敦賀市	1
19	福井県若狭町	1
20	岐阜県岐南町	1
21	静岡県島田市	1
22	愛知県名古屋市	1
23	愛知県大府市	1
24	滋賀県近江八幡市	2
25	滋賀県米原市	1
26	大阪府豊中市	1
27	大阪府高槻市	1
28	香川県多度津町	1
29	福岡県福岡市	3
30	佐賀県有田町	2
31	長崎県東彼杵町	1

31自治体／50施設

要後12約半数

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会 取りまとめ 概要

政策の方向性

- これまでの国の保育政策は待機児童問題への対応が主軸。引き続き「新子育て安心プラン」等による保育需要への対策は実施。
- 今後の人口減少社会において、良質な保育を提供し続けることが大きな課題。国としても保育政策の大きな柱として位置付ける必要。
- 同時に、未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担っていく中で、特に0～2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化。
- 保育を必要とする家庭への保育を確実かつ質を伴う形で提供する体制を前提としつつ、個々の保育所の特徴・体制等を踏まえ役割分担の下で、他の子育て支援機関等と連携・協働していき、多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備を行う。
- これを支える各保育所の体制について、保育士や保育士以外の子育て経験者等で役割分担しながら、他の関係機関と連携・協働していき、各種事業等での支援や、給付や評価の在り方の見直し、そのための研修体系の構築など、総合的な取組を進めていく。

具体的な取組内容

□ 検討を速やかに開始すべきもの ■ 中長期的な課題

①人口減少地域等における保育所の在り方

- 各市区町村が各保育所等の状況を踏まえ役割分担を整理・明確化し、持続可能な保育提供体制づくりを計画的に行う
- 統廃合や規模の縮小、多機能化等の事例収集と展開
- 人口減少地域で有効活用が期待される制度（公私連携型保育所、社会福祉連携推進法人等）に関する制度周知と多機能化のための改修費支援
- 利用定員区分の適切な設定の周知と細分化等を含む公定価格の見直しの検討

②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- 子育て負担を軽減する目的（ポイント・リワード目的）での一時預かり事業の利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築
- 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応
- 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し
- 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討
- 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等対応に係る研修の検討・推進等

③保育所・保育士による地域の子育て支援

- 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化
- 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起
- 他機関と連携して効果的に地域支援を行う保育所等の実践例の収集・共有、保護者相談への対応手引きの作成
- 巡回支援事業等で保育経験者の活用による保育所の地域支援力向上
- 人口減少地域に対応した地域支援の在り方の検討（主任保育士専任等加算の要件見直し等）

④保育士の確保・資質向上等

- 中高生への周知や保育技術の見える化等、保育士の魅力発信
- 各種研修の更なるオンライン化の推進
- 休憩とは別に、物理的に子どもと離れ各種業務を行う時間（ノンタクトタイム）の確保と、そのためのスペース確保の改修費支援
- 児童へのわいせつ行為登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求めると、教員と同等の保育士資格管理の厳格化
- 公的価格評価検討委員会での議論等を踏まえ更なる処遇改善
- へき地医療等も参考にした地域での保育士の定着支援の検討
- 自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討

少子高齢化が進む中で、社会経済の活力を維持・向上させるためには、生産性の向上を図りつつ、多様な人材が充実感をもって活躍できる環境整備が課題。

- ◆ 育児期：女性が出産・育児を機に離職せず就業継続できる支援と希望するキャリア形成支援。育児・家事を男女で分担、共有。
- ◆ 介護期：両立支援により、希望に応じた就業の継続や、豊富な技能や経験をもつ年齢層の労働力の確保へ。

今後の両立支援制度の検討に当たっての基本的な考え方

ライフステージにかかわらず全ての労働者が「残業のない働き方」となっていることをあるべき方向性として目指しつつ、以下の点を基本として継続的に取り組んでいく。

■ 男女が共に望むキャリアを実現

- ・若い世代を中心とした、夫婦で育児・家事を分担することが自然だという考え方に対応していく。

■ 働き方改革の推進

- ・働き方改革をより一層推進し、職場全体の長時間労働の是正や柔軟な働き方を選択できる職場づくりを進めることが重要。
- ・職場の誰もが休みやすい職場の体制を構築していくため、多能工化や職場の情報の共有により、業務をチームでシェアすることなどの取組も効果的。

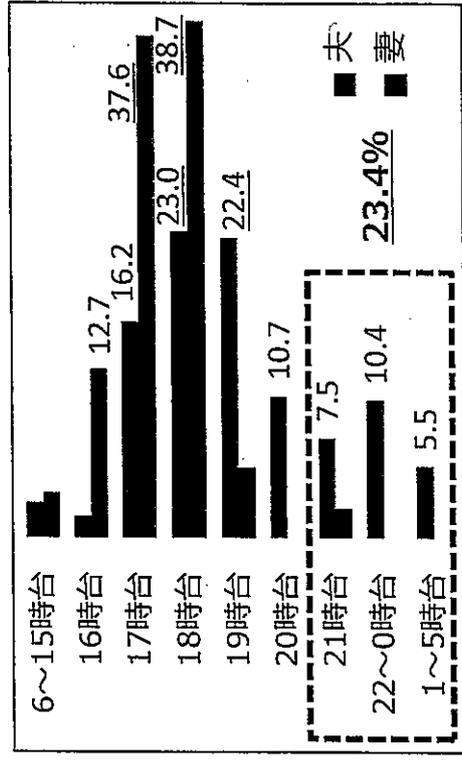


両立支援制度の利用について、労働者が自らのキャリア形成に関する希望に応じた選択を行い、育児・介護を始め、治療や学び直しなど様々なライフイベントとの両立が可能に。

■ 育児期・介護期の支援

- ・特に育児・介護の負担の大きい時期に、休業や短時間勤務などを、性別にかかわらず気兼ねなく使えることが重要。
- ・その時期を越えたあとは、柔軟な働き方によりフルタイムで働きながら両立ができるような働き方を促進。
- ・コロナ禍で広がったテレワークについて、業務に集中できる環境の整備などに配慮しつつ活用促進していく。

【子がいる共働きの夫婦でも、夫の約1/4が仕事のある日の帰宅時間が21時～朝5時】

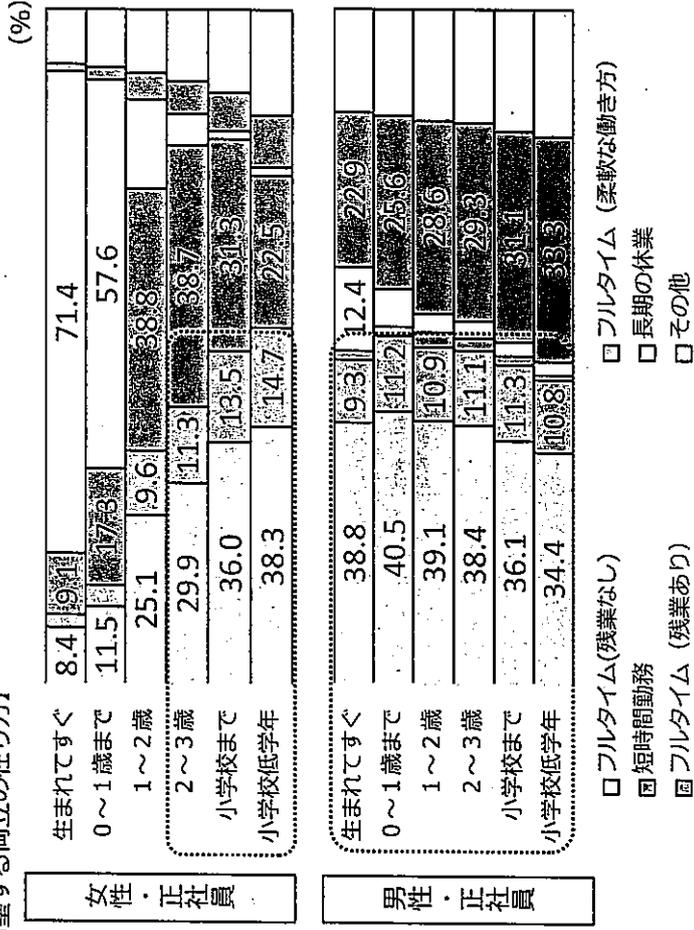


※子が3歳未満、妻の就業時間が週35時間以上の夫婦

仕事と育児の両立支援制度の見直しの方向性

- ★制度の利用状況や、育児・家事負担に男女差がみられる。男性の育児休業取得のさらなる促進のため、**制度の活用をサポートする企業や周囲の労働者に対して支援。**
- ★**子の年齢に応じた両立支援のニーズの変化への対応**
 - ✓ 残業をしない働き方や柔軟な働き方へのニーズへの対応
 - ✓ 小学校就学以降にスポット的に対応できる休暇のニーズへの対応
- ★障害児や医療的ケア児を育てる親、ひとり親家庭など、**多様な状況にある労働者への配慮**

【希望する両立の在り方】



仕事と介護の両立支援制度の見直しの方向性

★「介護の体制を構築するため」の介護休業制度や、「日常的な介護のニーズにスポット的に対応するため」の介護休暇制度等、両立支援制度の趣旨を理解した上での**効果的な利用を促進**

- 企業において、
 - ・介護に直面した労働者への個別周知
 - ・介護に直面する前の**早い段階からの情報提供**
 - ・研修等の**雇用環境の整備**

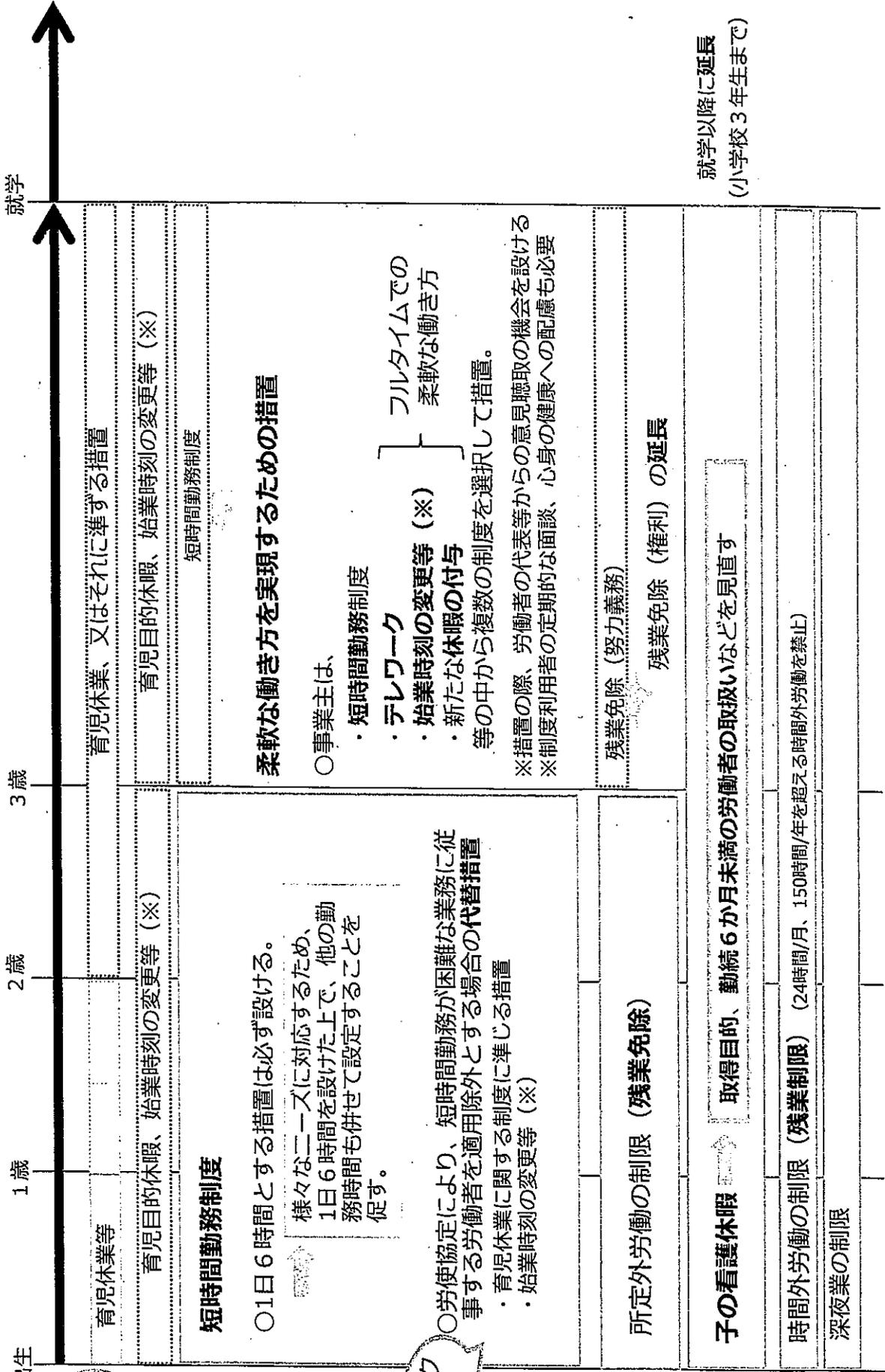
子の年齢に応じた両立支援に対するニーズへの対応

【イメージ】

テレワークを努力義務（3歳になるまで）

テレワークを追加

- 見直しの方向性
- 現行の権利・措置義務
- 現行の努力義務



柔軟な働き方を実現するための措置

- 事業主は、
- ・短時間勤務制度
- ・テレワーク
- ・始業時刻の変更等（※）
- ・新たな休暇の付与

フルタイムでの柔軟な働き方

等の中から複数の制度を選択して措置。

※措置の際、労働者の代表等からの意見聴取の機会を設ける
※制度利用者の定期的な面談、心身の健康への配慮も必要

残業免除（努力義務）

残業免除（権利）の延長

子の看護休暇 取得目的、勤続6か月未満の労働者の取扱いなどを見直す

時間外労働の制限（残業制限）（24時間/月、150時間/年を超える時間外労働を禁止）

深夜業の制限

就学以降に延長
（小学校3年生まで）

※始業時刻の変更等：フレックスタイム制、時差出勤、保育施設の設定運営その他これに準ずる便宜の供与

1. 子の年齢に応じた両立支援に対する二スへの対応

(1) 子が3歳になるまでの両立支援の拡充

①テレワークの活用促進

- ・ テレワークを、事業主の努力義務とすることが必要。
(就業時間中は保育サービス等を利用して業務に集中できる環境が整備されていることが必要。)

②短時間勤務制度の見直し

- ・ 柔軟な勤務時間の設定に対するニーズに対応するため、所定労働時間を1日6時間とする以外の他の勤務時間も併せて設定することを一層促していくことが必要。
- ・ 短時間勤務が困難な場合の代替措置の一つに、テレワークも追加することが必要。

(2) 子が3歳以降小学校就学前までの両立支援の拡充

①柔軟な働き方を実現するための措置

- ・ 短時間勤務制度
 - ・ テレワーク
 - ・ 始業時刻の変更等
(フレックスタイム制を含む)
 - ・ 新たな休暇の付与
- フルタイムでの
柔軟な働き方

等の中から、事業主が各職場の事情に応じて、2以上の制度を選択して措置を講じる義務を設けることが必要。

- * 事業主が制度を選択する制度とすることで業種・職種等に配慮。
- * 事業主が制度を選択する際には、労働者の代表者等から意見聴取の機会を設ける。
- * 制度利用者の定期的な面談、心身の健康への配慮も行う。

- ② 残業免除（所定外労働の制限）を3歳以降小学校就学前まで請求を可能とすることが必要。
(就学以降も可能とすべきとの意見もあった。)

(3) 子の看護休暇制度の見直し

【取得目的】

育児目的休暇や、コロナ禍で小学校等の一斉休校に伴い、多くの保護者が休暇を取得せざるを得なかったことを踏まえ、子の行事（入園式、卒園式など）参加や、感染症に伴う学級閉鎖等にも活用できるようにすることが必要。

【取得可能な年齢】

診療を受けた日数等を勘案し、小学校3年生の修了までに引き上げることが必要。（卒業までに引き上げるべきとの意見もあった。）

【勤続6か月未満の労働者】

労働移動に中立的な制度とするため、勤続6か月未満の労働者を労使協定によって除外できる仕組みは廃止することが必要。

2. 仕事と育児の両立支援制度の活用促進

(1) 制度の活用をサポートする企業や周囲の労働者に対する支援

- ・男女ともに、職場への気兼ねなく育児休業や短時間勤務制度を利用できるように、育児休業や短時間勤務を活用する労働者の業務をカバーするために、代替要員の雇用や周囲の労働者の負担軽減を行う中小企業に対する助成措置の強化が必要。
- ・企業規模にかかわらず、業務量・達成目標の見直しや体制の整備などに関するノウハウの共有などが必要。

(2) 育児休業取得状況の公表や取得率の目標設定について

- ・当面の間は、男性の育児休業取得の取得促進に向けた取組を一層促進する。1,000人が目標
→男性の育児休業取得状況について、常時雇用する労働者が300人超の事業主についても、一定の配慮の上、公表の義務付けが必要と考えられる。
- ・政府において男性の育児休業取得率の目標を掲げる場合には、取得率だけでなく、男性の育児休業取得日数や育児・家事時間等も含めた目標の検討が必要。

3. 次世代育成支援に向けた職場環境の整備

- ①現在の少子化の進行等の状況や、男女が共に、育児休業や両立支援制度を利用し、育児期に仕事やキャリア形成と育児を両立できる働き方が可能となるよう、社会の実現に向けた課題が依然として残されていることから、次世代育成支援対策推進法（令和7年3月末で失効予定）の期限を延長するとともに内容を充実し、その仕組みを活用していくことが有効。
- ②さらに各職場での取組を促進するため、法律により、一般事業主行動計画の策定時に、男性の育児休業取得率等の数値目標の設定やPDCAサイクルの確立を行うよう求める。
- ③一般事業主行動計画の策定に当たっては、「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」であることを目指すため、男性の育児休業の取得促進、子育て期を含めた全ての労働者の時間外労働の縮減や柔軟な働き方の促進等の盛り込みことについて具体的に示すことが必要。
- ④行動計画策定指針も、上記の方針に沿った見直しが必要。

3. 次世代育成支援に向けた職場環境の整備

→次世代育成支援対策推進法【イメーシ】

目的 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する。

国

行動計画策定指針（第7条） 国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

市町村・都道府県

地方公共団体行動計画の策定（任意）

事業主

① **企業等（一般事業主）：行動計画の策定、認定制度**

〔 大企業（301人以上）・中小企業（101人以上）：義務
 中小企業（100人以下）：努力義務 〕

- 数値目標を設定する（男性の育児休業取得率等）
- 「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」であることを目指す
 →男性の育児休業の取得促進、子育て期を含めた全ての労働者の時間外労働の縮減や柔軟な働き方の促進に力点。
- 行動計画策定指針には、例えば以下のような内容を盛り込むことが望ましい
 - ・ 両立支援制度利用時の業務の分担や業務の代替要員確保に関する企業の方針
 - ・ 今後のキャリアの希望にあわせた両立支援制度の利用や配偶者との育児分担等の検討を促すためのキャリア研修
 - ・ 育児後に復帰するポジションに関する納得感の向上に向けた取組に関すること
 - ・ 育児休業取得者や周囲の労働者に対するマネジメントや評価に関すること
 - ・ 育児に必要な時間帯や勤務地に対する配慮に関すること
 - ・ 両立支援に対するニーズの把握に向けたトップダウン・ボトムアップ・当事者間のつながりによるコミュニケーション手段の多様化

等



自主的な
行動計画の策定

届出・公表、
実施

計画終了・目標達成

厚生労働大臣による
認定

PDCAサイクル
の実施

② 国・地方公共団体の機関（特定事業主）

見直しの方向性

4. 介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等

(1) 仕事と介護の両立支援制度の情報提供や、制度を利用しやすい雇用環境の整備の在り方

- ① 個別の周知、情報提供
- ・ 介護の必要性に直面した労働者が申出をした場合に、事業主が、両立支援制度等の情報を個別に周知することや、両立支援制度の制度目的を十分に説明した上で、必要な制度が選択できるよう労働者に対して働きかけることが必要。
 - ・ 事業主が、第2号被保険者となる40歳のタイミングなどに、両立支援制度等の情報提供を一律に行うことが必要。

② 雇用環境の整備

- ・ 事業主が、介護保険制度や両立支援制度に関する社内セミナーや研修の開催、相談窓口の設置など雇用環境の整備を行うことが必要。

(2) 介護休業 施設に入るための手続き等でも使えろ。

- ・ 介護の体制を構築するという制度目的に照らすと、介護休業制度の取得日数（対象家族1人につき93日）や分割回数（3回に分けて取得可能）について、現時点でさらに見直しが必要な状況は確認できないと考えられる。

(3) 介護期の働き方（介護休暇や短時間勤務等の選択的措置義務、テレワークの在り方等）

- ・ 介護休暇についても勤務6か月未満の労働者を労使協定によって除外できる仕組みは廃止することが必要。
- ・ テレワークを事業主の努力義務とすることが必要。

5. 障害児等を育てる親等、個別のニーズに配慮した両立支援

(1) 現行制度の運用の見直し

- ・ 子が要介護状態の要件を満たせば、介護休暇等の制度も利用可能であること等について周知を強化。
- ・ 現行の要介護状態の判断基準について、子に障害がある場合等も踏まえ、今後検討することが課題。

(2) 育児中の労働者の意向を尊重する配慮

- ・ 障害児等に限らず、ひとり親家庭等、各家庭における様々な個別のニーズに対応するため、勤務時間帯や勤務地、制度の利用期間などに関する希望など、個人の意向を聴取するよう事業主に義務付けることが必要。事業主はその意向を尊重することが適当。

6. 仕事と育児・介護との両立支援に当たって必要な環境整備

- (1) 両立支援制度を安心して利用できる制度の在り方の検討
- ・ 休業中の待遇の周知に関する努力義務や、休業後の原職又は原職相当職への復帰に関する配慮規定等を周知徹底等していくべき。

(2) プライバシーへの配慮

- ・ 妊娠・出産等、介護等の情報を、社内で共有する範囲を定めるといった配慮が望ましい。

(3) 心身の健康への配慮

- ・ 仕事と育児の両立のためにテレワークなどを活用する際、夜間の勤務等を理由に心身の健康の不調が生じないよう、事業主の配慮（勤務間の休憩時間（勤務間インターバル）や勤務時間外の業務へのアクセス状況の確認、面談での健康状況への配慮等）や労働者自身のセルフケアなどを促すことが望ましい。

(4) 有期雇用労働者の育児休業取得等の促進

- ・ 有期雇用労働者の育児休業取得促進について、産前・産後休業制度と併せて周知していくことが重要。

今後の仕事と育児・介護の両立支援に関する研究会

研究会 参加者

池田 心豪

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
主任研究員

佐藤 博樹

東京大学

名誉教授

小田 舞子

『日経xwoman』副編集長

◎ 武石 恵美子

法政大学

キャリアデザイン学部 教授

久米 功一

東洋大学 経済学部 教授

所 浩代

福岡大学

法学部 教授

水町 勇一郎

東京大学
社会科学研究所 教授

(◎は座長、五十音順、敬称略)

研究会 開催実績

第1回

(令和5年1月26日)

- 研究会における検討事項等について
- 今後の進め方について
- 仕事と育児・介護の両立に係る現状及び課題

第2回

(令和5年2月13日)

- ヒアリング (育児)
 - ・小田委員
 - ・株式会社 高島屋

第3回

(令和5年2月27日)

- ヒアリング (育児)
 - ・アスカカンパニー 株式会社
 - ・エン・ジャパン 株式会社
 - ・東洋交通労働組合

第4回

(令和5年3月16日)

- 障害児等を育てる労働者の仕事と育児の両立について
 - ・ヒアリング
 - 障がい児及び医療的ケア児を育てる親の会
- コロナ禍における仕事と育児の両立支援について
- 仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査について

第5回

(令和5年3月24日)

- ヒアリング(介護)
 - ・大成建設 株式会社
- 仕事と育児の両立について
これまでの議論の整理

第6回

(令和5年4月10日)

- ヒアリング (介護)
 - ・NPO法人となりのかいど
- 仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査について

第7回

(令和5年5月15日)

- ヒアリング (介護)
 - ・富士電機グループ労働組合連合会
富士電機労働組合
- 仕事と育児・介護の両立について
これまでの議論の整理

第8回

(令和5年5月30日)

- 報告書 (案) について

第9回

(令和5年6月12日)

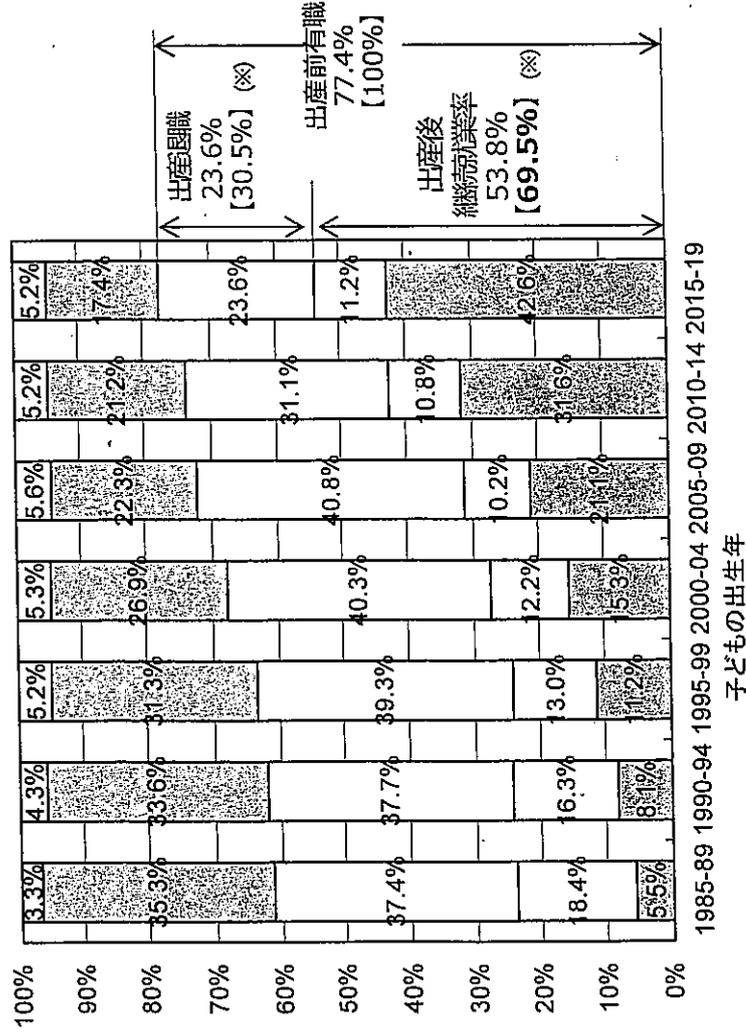
- 報告書 (案) について

仕事と生活の両立をめぐる現状

○ 約7割の女性が第1子出産後も就業継続している。

政府目標： 第1子出産前後の女性の継続就業率 70% (令和7年)

第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化



□ 就業継続(育休利用) □ 就業継続(育休なし) □ 出産退職
□ 妊娠前から無職 □ その他・不詳

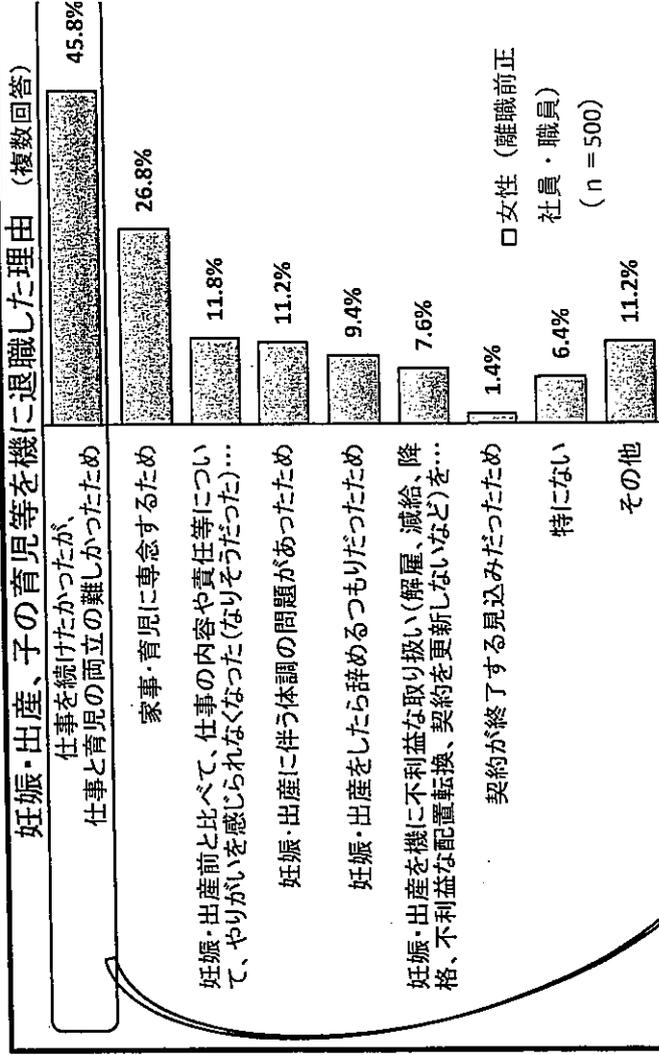
(※)【 内は、出産前有職者を100として、出産後の継続就業者の割合を算出

(注1) 就業変化は、妻の妊娠判明時と子ども1歳時の従業員上の地位の変化をみたもの。
(注2) 上記グラフは、対象期間(例:2010~2014)中に出産した女性の就業変化を表している。

【出典】 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2021年)

○ 妊娠・出産、子の育児等を理由とした退職理由を見ると、「両立の難しさで辞めた」(45.8%)、「家事・育児に専念するため」(26.8%)

(※対象:小学校4年生未満の子の育児を行い、約10年以内に妊娠・出産・育児のために離職した経験のある者(調査時点の有職無職は問わない。))



両立が難しかった具体的な理由 (複数回答)

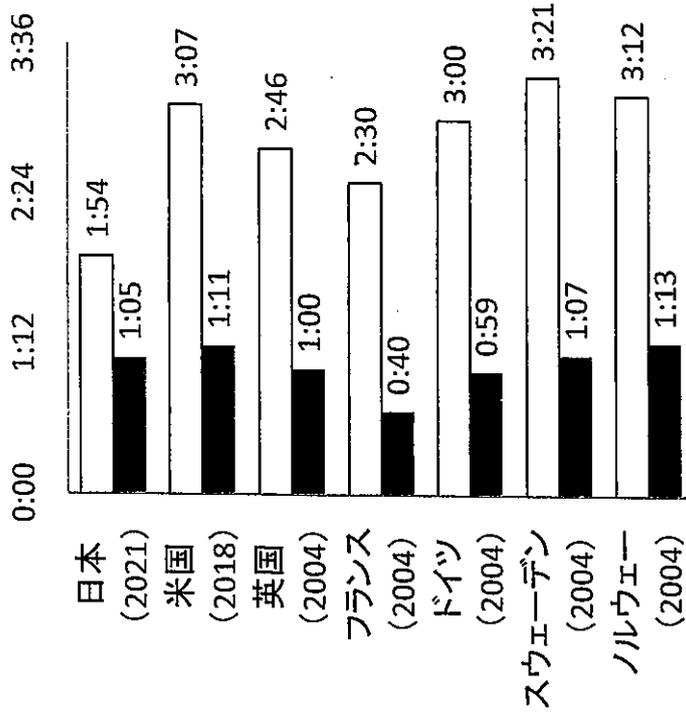
- ①勤務先に短時間勤務制度や残業を免除する制度などの両立できる働き方の制度が整備されていなかった (32.8%)
- ②勤務先に産前・産後休業や育児休業の制度が整備されていなかった (24.9%)
- ③勤務地や転勤の問題で仕事を続けるのが難しかった (23.6%)
- ④自分の気力・体力がもたなそうだった(もたなかった) (21.8%)
- ⑤勤務先に育児との両立を支援する雰囲気や制度がなかった (19.2%)
- ⑥制度は整備されていたが、勤務先で短時間勤務制度や残業を免除する制度などの両立できる働き方の制度を利用できそうになかった(できなかった) (18.3%)
- ⑦夕方から夜間(18時~21時)までの時間帯に勤務時間があつた(シフト制など)によるものも含む (14.8%)

【出典】日本能率協会総合研究所「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業」(労働者調査)(令和4年度厚生労働省委託事業)

女性の継続就業・出産と男性の家事・育児時間の関係

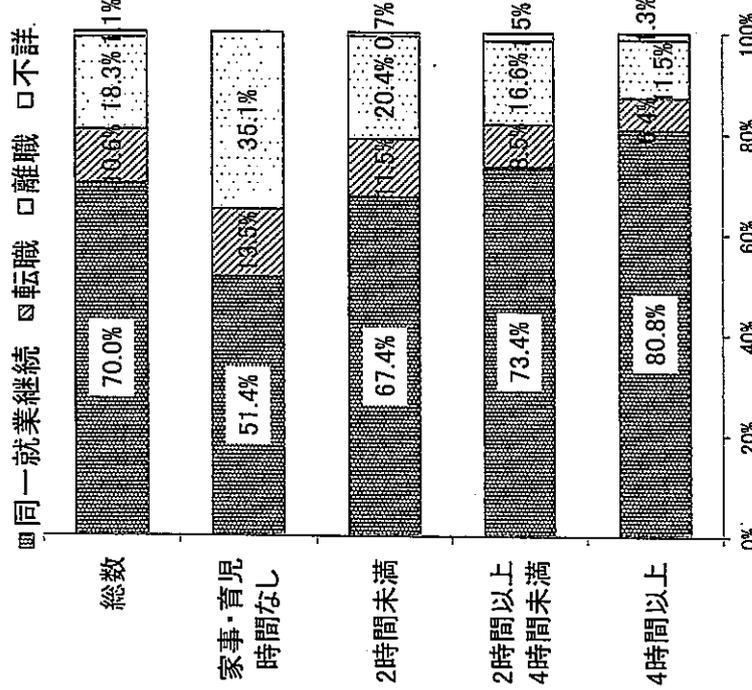
- 日本の夫（6歳未満の子どもを持つ場合）の家事・育児関連時間は、2時間程度と国際的にみて低水準
- 夫の家事・育児時間が長いほど、妻の継続就業割合が高く、また第2子以降の出生割合も高い傾向にある。

【6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間(1日当たり)】
(時間)



(備考) 1. Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2018) 及び総務省「社会生活基本調査」(令和3年)より作成。
2. 日本の数値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の時間である。

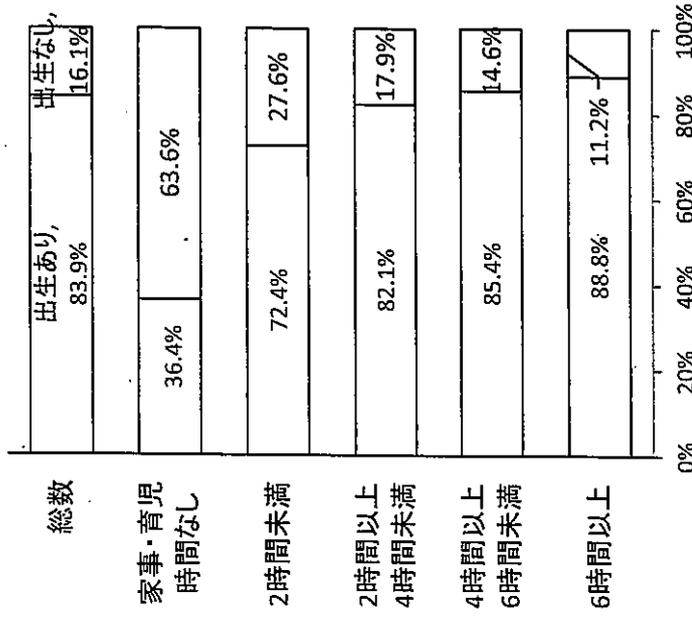
【夫の平日の家事・育児時間別にみた妻の出産前後の継続就業割合】



資料出所：厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査(2012年成年者)」(調査年月：2021年11月)より作成

注：
1) 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。
①第1回から第10回まで両方が回答した夫婦
②第1回に独身で第9回までの間に結婚し、結婚後第10回まで両方が回答した夫婦
③妻が出産前に仕事ありで、かつ、「女性票」の対象者で、この9年間に子どもが生まれた夫婦
2) 9年間で2人以上出生ありの場合は、夫について計上している。
3) 「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

【夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合】



資料出所：厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査(2012年成年者)」(調査年月：2021年11月)より作成

注：
1) 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前一人暮らし」が得られていない夫婦は除く。
①第1回調査から第10回調査まで両方が回答した夫婦
②第1回調査時に独身で第9回調査までの間に結婚し、結婚後第10回調査まで両方が回答した夫婦
③出生前調査時に子ども1人以上ありの夫婦
2) 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第9回調査時の状況である。
3) 9年間で2人以上出生ありの場合は、夫について計上している。
4) 「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

- 今後の子育て世代となる大学生では、育児休業をとって子育てをしたい男性の割合は年々増加するなど、積極的に子育てをすることを希望する者が増えている。
- 共働き希望は、男性は年々増加し、女性は7割以上の高い水準で推移している。

図24 子育てについて、あなたの考えに近いもの

- 育児休業を取って子育てしたい *A 育児休業は取らないが子育てはしたい *B
- 子供ができたら仕事をやめて子育てに専念したい 子育てはできるだけ相手や両親にまかせたい
- 今のところあまり子供は欲しくない 子育てのことなど考えたこともない

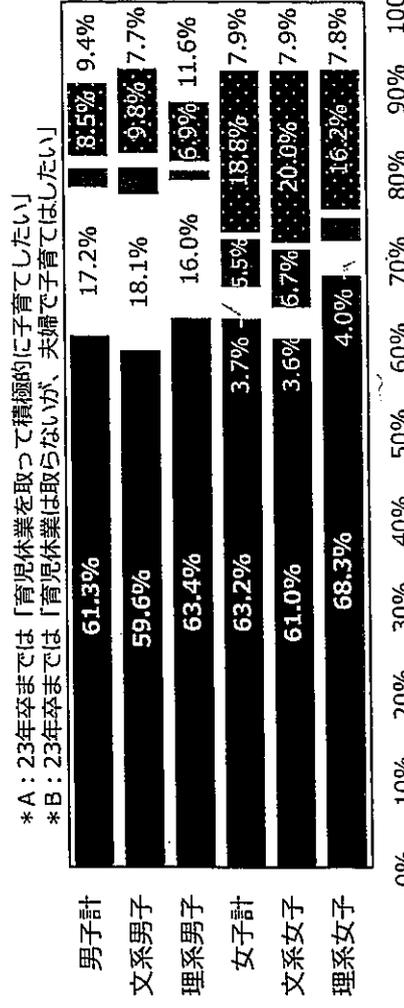


図25 「育児休業をとって子育てしたい*」の割合推移

* 23年卒までは「育児休業を取って積極的に子育てしたい」

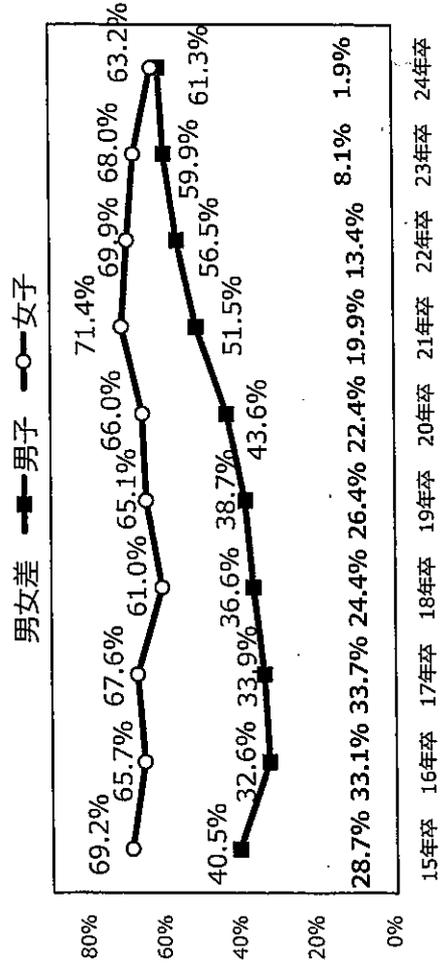


図18 共働き希望の推移

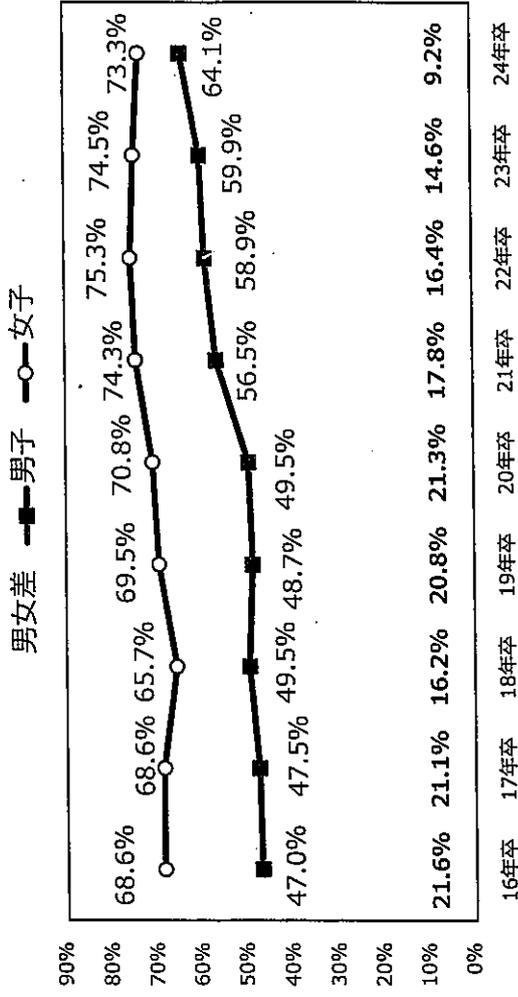
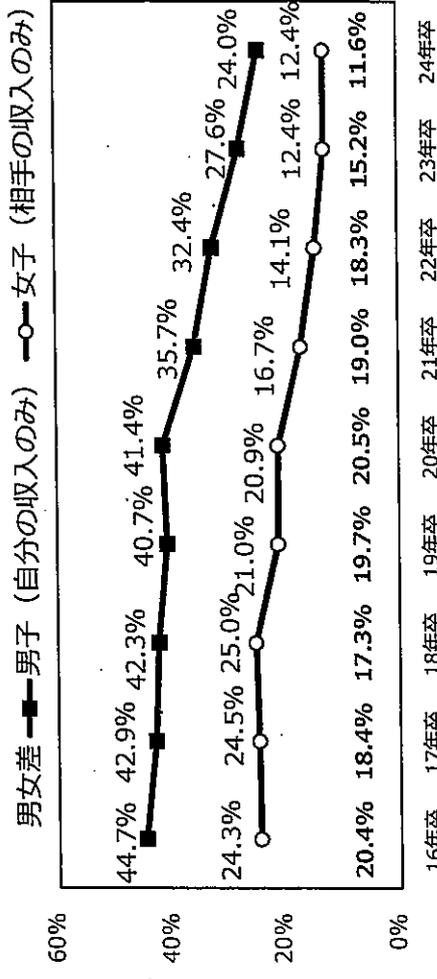


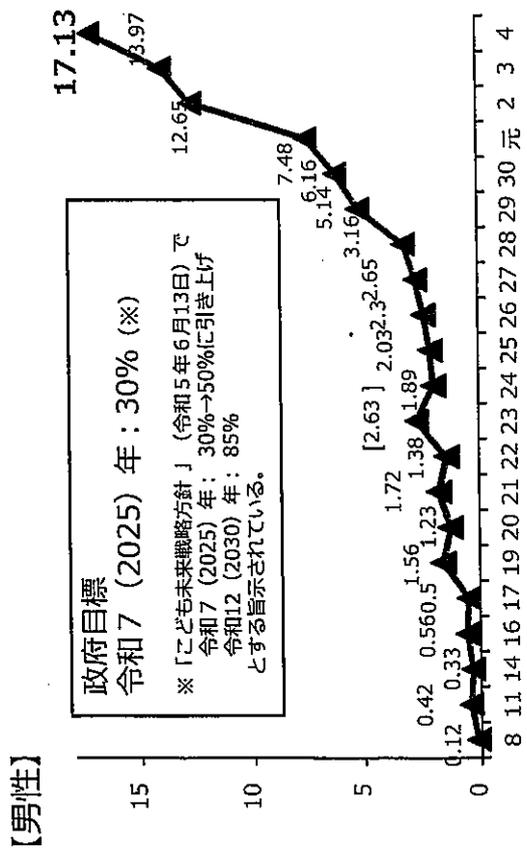
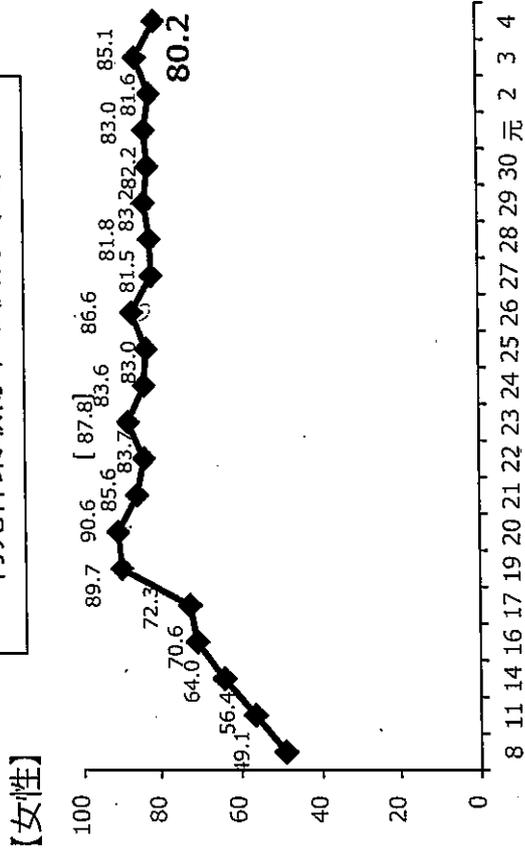
図20 専業「主婦」希望の推移



育児休業の取得率・取得期間の状況

- 育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性は上昇傾向にあるものの女性に比べ低い水準となっている（令和4年度：17.13%）。
- 育児休業の取得期間は、女性は9割以上が6か月以上である一方、男性は約5割が2週間未満であり、依然として短期間の取得が中心。一方、男性の「1か月～3か月未満」の取得は24.5%で、3番目に多い取得期間となっている。

育児休業取得率の状況 (%)



(注) 平成23年度の [] 内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

【出典】厚生労働省「雇用均等基本調査」

育児休業取得期間の状況 (%)

	5日未満	5日～	2週間～	1月～	3月～	6月～	8月～	10月～	12月～	18月～	24月～	36月～
平成27年度	0.8	0.3	0.6	2.2	7.8	10.2	12.7	31.1	27.6	4.0	2.0	0.6
平成30年度	0.5	0.3	0.1	2.8	7.0	8.8	10.9	31.3	29.8	4.8	3.3	0.5
令和3年度	0.5	0.0	0.1	0.8	3.5	6.4	8.7	30.0	34.0	11.1	4.5	0.6

↑
6月以上が95.3%

	5日未満	5日～	2週間～	1月～	3月～	6月～	8月～	10月～	12月～	18月～	24月～	36月～
平成27年度	56.9	17.8	8.4	12.1	1.6	0.2	0.7	0.1	2.0	0.0	-	-
平成30年度	36.3	35.1	9.6	11.9	3.0	0.9	0.4	0.9	1.7	-	0.1	-
令和3年度	25.0	26.5	13.2	24.5	5.1	1.9	1.1	1.4	0.9	0.0	0.2	-

↑
2週間未満が51.5%

※育児休業取得率

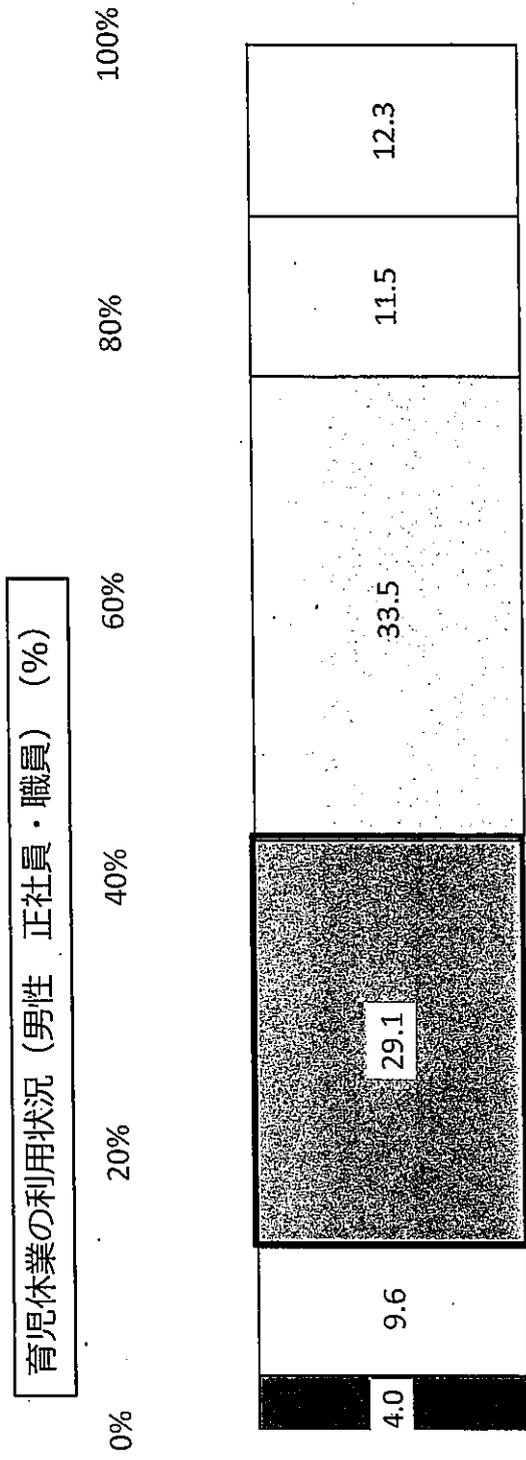
= 出産者のうち、調査年の10月1日までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数
調査前年の9月30日までの1年間（*）の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数

(*) 平成22年度以前調査においては、調査前年度の1年間。

※育児休業取得期間の調査対象：各事業所で調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職した者

育児休業の利用状況（男性・正社員・職員）

- 「男性 正社員・職員」に育児休業の利用状況をたずねると、「利用したことはないが、利用したかった（利用したい）」と回答した割合が29.1%であった。



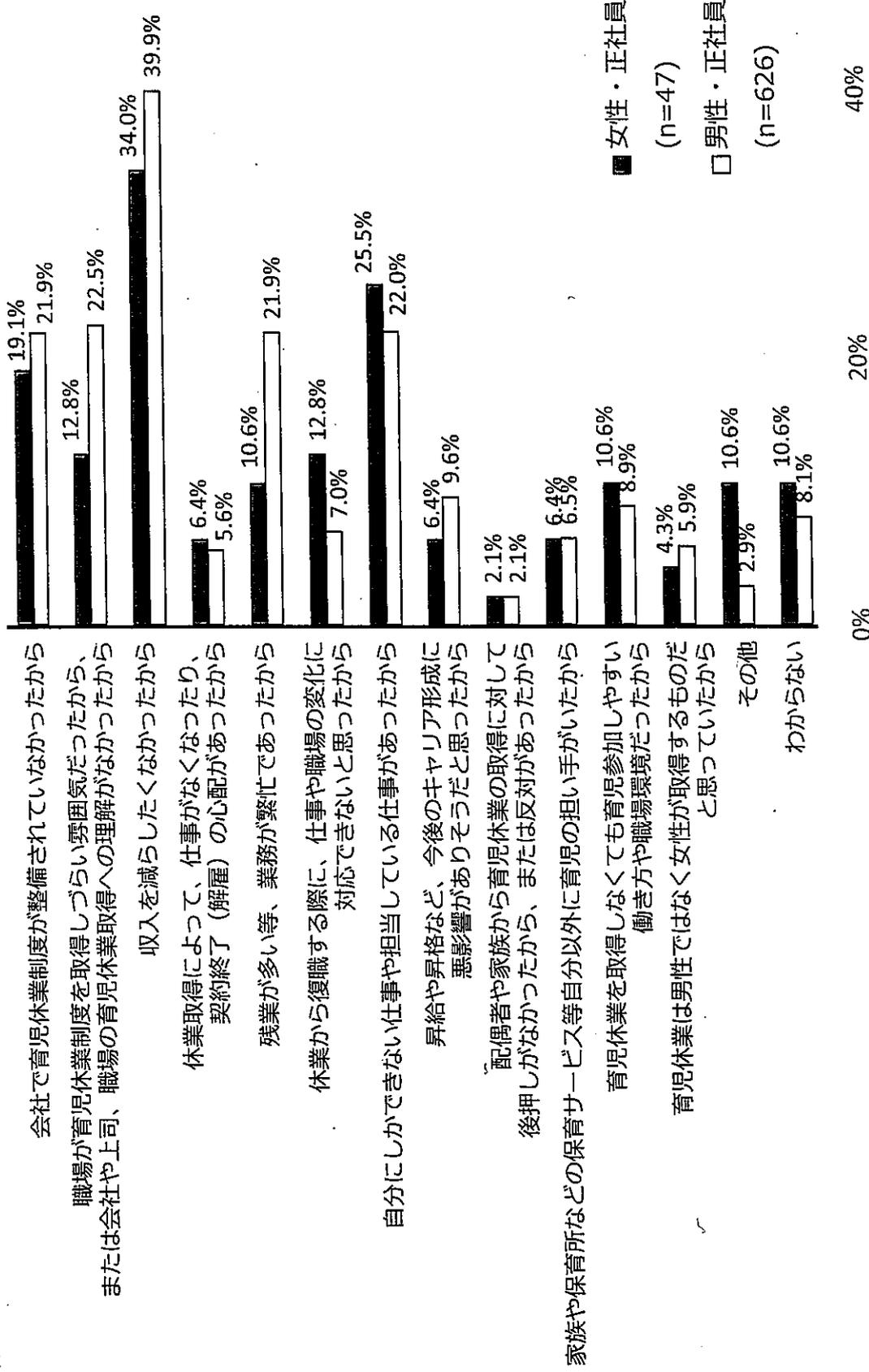
男性 正社員・職員
(n = 1,000)

- 現在利用している
- 以前は利用していたが、現在は利用していない
- 利用したことはないが、利用したかった（利用したい）**
- 利用したことはないが、利用したかった（利用したい）
- 利用したことはないが、利用したかった（利用したい）
- 制度がなかった
- わからない
- 無回答

【出典】日本能率協会総合研究所「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業」（労働者調査）（令和4年度厚生労働省委託事業）
※小学校4年生未満の子の育児を行っていないながら就労し、約10年以内に妊娠・出産・育児のために離職した経験のない労働者を対象としたアンケート調査

育児休業制度を利用しなかった理由

- 「男性・正社員」について、育児休業制度を利用しなかった理由をみると、「収入を減らしたくなかったから」「職場が育児休業制度を取得しづらい雰囲気だったから、または会社や上司、職場の育児休業取得への理解がなかったから」、「自分にしかできない仕事や担当している仕事があったから」が多くなっている。



【出典】日本能率協会総合研究所「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業」（労働者調査）（令和4年度厚生労働省委託事業）
 ※小学校4年生未満の子の育児を行っていないながら就労し、約10年以内に妊娠・出産・育児のために離職した経験のない労働者を対象としたアンケート調査
 ※就労形態は未子妊娠判明時のもの。
 ※未子の育児のための休暇・休業制度のうち育児休業のうち育児休業を利用した（利用したい）、「利用したことはない」、「利用したことはない」のいずれかを選択した回答者を集計対象とする。
 ※複数回答

妊娠・出産・育児期の両立支援制度



軽易業務への転換

妊婦の時間外・休日労働・深夜業の制限

坑内業務・危険有害業務の就業制限

産後休業

産前休業

坑内業務・危険有害業務の就業制限

母性健康管理措置（保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保、指導事項を守るようにするための措置）

育児時間

（1日2回 各30分以上）

産婦の時間外・休日労働・深夜業の制限

育児目的休暇

始業時刻の変更等、又はそれに準ずる措置

育児休業（一定の場合、最長2歳まで取得可）

育児休業、又はそれに準ずる措置

出生時育児休業（産後パパ育休）

所定労働時間の短縮措置等

【原則】短時間勤務制度（1日の所定労働時間を6時間に短縮）

＜短時間勤務制度を講じることが困難と認められる業務の代替措置＞

- ・ 育児休業に関する制度に準じる措置
- ・ フレックスタイムの制度
- ・ 始業又は終業時間を繰り上げ、繰り下げの制度（時差出勤）
- ・ 保育施設の設定・運営、その他これに準ずる便宜の供与

所定外労働の制限（残業免除）

- ・ 労働者の請求で、所定労働時間を超える労働を禁止
- ・ 1回につき、1年以上1年以内の期間で、何回も請求できる

子の看護休暇

- ・ 病気・けがをした子の看護や、予防接種・健康診断を受けさせるために、取得できる
- ・ 子が1人の場合年に5日、2人以上の場合年に10日が付与される（時間単位で利用可）

時間外労働（残業制限）・深夜業の制限

- ・ 労働者の請求で、制限時間（1月24時間、1年150時間）を超える時間外労働を禁止
- ・ 時間外労働の制限は、1回につき1月以上1年以内の期間で、何回でも請求できる
- ・ 労働者の請求で、午後10時から午前5時における労働を禁止
- ・ 深夜業の制限は、1回につき1月以上6月以内の期間で、何回でも請求できる

： 労基法上の制度

： 均等法上の制度

： 育児法上の制度

： 育児法上の努力義務

所定労働時間の短縮、又はそれに準ずる措置

所定外労働の制限又はそれに準ずる措置

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の 一部を改正する法律の概要（令和3年法律第58号、令和3年6月9日公布）

改正の趣旨

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み『産後パパ育休』の創設【育児・介護休業法】

子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みを創設する。

①休業の申出期限については、原則休業の2週間前までとする。 ※現行の育児休業（1か月前）よりも短縮

②分割して取得できる回数は、2回とする。

③労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別合意により、事前に調整した上で休業中に就業することを可能とする。

2 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け

①育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置

②妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認のための措置を講ずることを事業主に義務付ける。

3 育児休業の分割取得

育児休業（1の休業を除く。）について、分割して2回まで取得することを可能とする。

4 育児休業の取得の状況の公表の義務付け

常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主に対し、育児休業の取得の状況について公表を義務付ける。

5 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」であることという要件を廃止する。ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することを可能とする。

6 育児休業給付に関する所要の規定の整備【雇用保険法】

①1及び3の改正を踏まえ、育児休業給付についても所要の規定を整備する。

②出産日のタイミングによって受給要件を満たさなくなるケースを解消するため、被保険者期間の計算の起算点に関する特例を設ける。

施行期日

・2及び5: 令和4年4月1日

・1、3及び6: 令和4年10月1日（ただし、6②については令和3年9月1日）

・4: 令和5年4月1日

改正後の制度の概要

1. 妊娠・出産（本人または配偶者）の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

周知事項	① 育児休業・産後パパ育児に関する制度 ② 育児休業・産後パパ育児の申し出先 ③ 育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業・産後パパ育児期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：③④は労働者が希望した場合のみ

オンライン面談もOK

2. 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育児の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。

- | |
|---|
| ① 育児休業・産後パパ育児に関する研修の実施
② 育児休業・産後パパ育児に関する相談体制の整備（相談窓口設置等）
③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育児取得事例の収集・提供
④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育児制度と育児休業取得促進に関する方針の周知 |
|---|

改正前後の制度の概要

	産後パパ育児 (R4.10.1~) 育児とは別に取得可能	育児制度 (R4.10.1~)	育児制度 (改正前)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合 意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の 延長		育児開始日を柔軟化※1	育児開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の 再取得		特別な事情がある場合に限り 再取得可能※2	再取得不可

雇用環境の整備など
について、法を上回る
取組を労使協定で定
めている場合は、
1か月前までとできる

※1 1歳（1歳6か月）以降の育児休業について、期間の途中で配偶者と交代して育児休業を開始できるようにする観点から、育児開始日について、1歳（1歳6か月）時点に加え、配偶者が1歳（1歳6か月）以降の育児休業を取得している場合には、その配偶者の休業の終了予定日の翌日以前の日を育児休業開始予定日とできるようにあります。

※2 1歳以降の育児休業が、他の子についての産前・産後休業、産後パパ育児、介護休業または新たな育児休業の開始により育児休業が終了した場合で、産休等の対象だった子等が死亡等したときは、再度育児休業を取得できます。

対象

常時雇用する労働者が1,000人を超える事業主に対して、育児休業等の取得の状況を年1回公表することを義務付け。

公表内容

公表前事業年度（※1）における次の①または②のいずれかの割合。インターネットの利用その他適切な方法で公表。

① 育児休業等の取得割合

育児休業等（※2）をした男性労働者の数
配偶者が出産した男性労働者の数

② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合

育児休業等をした男性労働者の数
+
小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度（※3）
を利用した男性労働者の数
の合計数

配偶者が出産した男性労働者の数

（※1） 公表前事業年度

： 公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度

（※2） 育児休業等

： 育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業

・法第23条第2項（所定労働時間の短縮の代替措置として3歳未満の子を育てる労働者対象）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者対象）の規定に基づき措置として育児休業に関する制度に準ずる措置が講じられた場合の当該措置によりする休業

産後パパ育児（出生時育児休業）を含む。

（※3） 育児を目的とした休暇

： 目的の中に育児を目的とするものであることが明らかとされている休暇制度。育児休業等及び子の看護休暇は除く。

《例えば…》

失効年休の育児目的での使用、いわゆる「配偶者出産休暇」制度、「育児参加奨励休暇」制度、子の入園式、卒園式等の行事や予防接種等の通院のための勤務時間中の外出を認める制度（法に基づき子の看護休暇を上回る範囲に限る）などが該当。

- 両立支援に取り組む事業主へ「両立支援等助成金」を支給

- ・ 男性の育児休業等取得を支援した場合
- ・ 介護休業の円滑な取得・復帰や介護両立支援制度の利用を支援した場合
- ・ 育児休業の円滑な取得・復帰や、代替要員を確保し休業取得者を原職等に復帰させた場合 等

- 中小企業で働く労働者の育児休業取得・円滑な職場復帰支援のための「育休復帰支援プラン」や、介護離職防止のための「介護支援プラン」の策定・利用支援

- 「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」の普及促進

- 「女性の活躍・両立支援総合サイト両立支援のひろば」による情報提供

- 「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のため、シンボルマーク「トモニン」の普及促進



●イクメンプロジェクトの実施



- ・ 男性の仕事と育児の両立支援の促進のため、労働者や人事労務担当者等を対象としたセミナー等を実施
- ・ 市町村母子保健窓口と連携し、母子保健手帳配布時や両親学級時にミニリーフレットを配布
- ・ 公式サイトから、企業・労働者向けの研修資料・動画の配信のほか、企業・管理職・男性労働者からの宣言・体験談を募り参加型サイトとして男性の育児休業取得等に向けた機運を醸成



- ・ SNS等を通じた周知



@ikumen_projectからのツイート
 イクメンプロジェクト @ik... 2022/09/15
 【シンポジウムを開催しました】9月1日に開催したシンポジウムの模様をアーカイブ動画で視聴できます。育児休業取得に関する事例紹介、取得を推進するためのヒントがいっぱいのパネルディスカッションをぜひご覧ください。

Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

3. 共働き・共育での推進

(1) 男性育休の取得促進～「男性育休は当たり前」になる社会へ～

- 国際的に見ても低水準にある夫の家事・育児関連時間を増やし、共働き・共育てを定着させていくための第一歩が男性育休の取得促進である。「男性育休は当たり前」になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組む。このため、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化する。
- なお、こうした対応を図るに当たっては、各種施策によって、かえって女性側に家事・育児負担が偏ってしまうことのないように十分に留意しなければならない。

制度面の対応

- まず、制度面では、男性の育児休業取得率について、現行の政府目標(2025年までに30%)を大幅に引き上げる。具体的には、国・地方の公務員(一般職・一般行政部門常勤)について育児休業の内容にも留意しつつ、先行的に目標の前倒しを進め、公務員、民間の双方について、以下のように男性の育児休業取得率の目標を引き上げる。

(男性の育児休業取得率の目標)

2025年 公務員 85% (1週間以上の取得率)、民間 50%

2030年 公務員 85% (2週間以上の取得率)、民間 85%

(参考) 民間の直近の取得率：女性 85.1%、男性 13.97%

- また、2025年3月末で失効する次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)を改正し、その期限を延長した上で、一般事業主行動計画について、数値目標の設定や、PDCAサイクルの確立を法律上の仕組みとして位置付けるとともに、今後の次世代育成支援において重要なものは「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」であるという観点を明確化した上で、男性の育児休業取得を含めた育児参加や育児休業からの円滑な職場復帰支援、育児のための時間帯や勤務地への配慮等に関する行動が盛り込まれるようにする。あわせて、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)における育児休業取得率の開示制度の拡充を検討し、これを踏まえて有価証券報告書における開示を進める。

給付面の対応

- さらに給付面の対応として、いわゆる「産後パパ育休」(最大28日間)を念頭に、出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するため、給付率を現行の67%(手取りで8割相当)から、8割程度(手取りで10割相当)へと引き上げる。
- 具体的には、両親ともに育児休業を取得することを促進するため、男性が一定期間以上の「産後パパ育休」を取得した場合には、その期間の給付率を引き上げるとともに、女性の産後の育児取得について28日間(産後パパ育休期間と同じ期間)を限度に給付率を引き上げることとし、2025年度からの実施を目指して、検討を進める。
- 男女ともに、職場への気兼ねなく育児休業を取得できるようにするため、現行の育児休業期間中の社会保険料の免除措置及び育児休業給付の非課税措置に加えて、育児休業を支える体制整備を行う中小企業に対する助成措置を大幅に強化する。その際、業務を代替する周囲の社員への応援手当の支給に関する助成の拡充や代替期間の長さに応じた支給額の増額を検討する。あわせて、「くるみん認定」の取得など、各企業の育児休業の取得状況等に応じた加算等を検討し、実施インセンティブの強化を図る。
- あわせて、男性育休の大幅な取得増等に対応できるように、育児休業給付を支える財政基盤を強化する。

(2) 育児期を通じた柔軟な働き方の推進～利用しやすい柔軟な制度へ～

- 育児期を通じて多様な働き方を組み合わせることで、男女で育児・家事を分担しつつ、育児期の男女が共に希望に応じてキャリア形成との両立を可能とする仕組みを構築するとともに、好事例の紹介等の取組を進める。
- こどもが3歳になるまでの場合においては、現行の育児・介護休業法上、短時間勤務を措置することが事業主に義務付けられており、フレックスタイム制を含む出社・退社時刻の調整等が努力義務となっている。これらに加え、新たに、子育て期の有効な働き方の一つとして、テレワークも事業主の努力義務の対象に追加することを検討する。
- また、こどもが3歳以降小学校就学前までの場合においては、育児・介護休業法で、短時間勤務、テレワーク、フレックスタイム制を含む出社・退社時刻の調整、休暇など柔軟な働き方について、事業主が職場の労働者のニーズを把握しつつ複数の制度を選択して措置し、その中から労働者が選択できる制度(「親と子のための選べる働き方制度(仮称)」)の創設を検討する。さらに、現在はこどもが3歳になるまで請求することができる残業免除(所定外労働の制限)について、対象となるこどもの年齢の引上げを検討する。
- あわせて、柔軟な働き方として、男女ともに、一定時間以上の短時間勤務をした場合に、手取りが変わることなく育児・家事を分担できるよう、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択したことに伴う賃金の低下を補い、時短勤務の活用を促すための給付(「育児時短就業給付(仮称)」)を創設する。給付水準については、男女ともに、時短勤務を活用した育児とキャリア形成の両立を支援するとの考え方に立って、引き続き、具体的な検討を進め、2025年度からの実施を目指す。その際には、女性のみが時短勤務を選択することで男女間のキャリア形成に差が生じることにならないよう、留意する。
- 上記の柔軟な働き方についても、男性育児促進と同様に、周囲の社員への応援手当支給等の体制整備を行う中小企業に対する助成措置の大幅な強化と併せて推進する。
- また、こどもが病気の際などに休みにくい等の問題を踏まえ、病児保育の拡充と併せて、こうした場合に休みやすい環境整備を検討する。具体的には、こどもが就学前の場合に年5日間取得が認められる「子の看護休暇」について、こどもの世話を適切に行えるようにする観点から、対象となるこどもの年齢の引上げのほか、こどもの行事(入園式等)参加や、感染症に伴う学級閉鎖等にも活用できるように休暇取得事由の範囲を見直すとともに、取得促進に向けた支援についても検討する。
- また、仕事と育児の両立に取り組む労働者の心身の健康を守るため、企業における勤務間インターバル制度の導入やストレスチェック制度の活用など、労働者の健康確保のために事業主の配慮を促す仕組みを検討するとともに、選択的週休3日制度の普及にも取り組む。
- こうした個々の制度の前提として、長時間労働の是正を始め、企業全体の働き方改革をより一層推進し、育児期の男女が共に職場からの帰宅後に育児や家事を行うことができるようになることが重要である。このため、まずは、2024年度からの時間外労働の上限規制の全面施行に向け、法制度の周知を徹底し、必要な支援を実施するとともに、更なる長時間労働の是正に向けて、実効性を高めるための一層の取組を推進していく。このことは、家族介護や不妊治療など、様々な事情を抱える方々が、仕事との両立を可能とし、各自の能力を発揮することにもつながるものである。

少子高齢化が進む中で、社会経済の活力を維持・向上させるためには、生産性の向上を図りつつ、多様な人材が充実感をもって活躍できる環境整備が課題。

- ◆ 育児期：女性が出産・育児を機に離職せず就業継続できる支援と希望するキャリア形成支援。育児・家事を男女で分担、共有。
- ◆ 介護期：両立支援により、希望に応じた就業の継続や、豊富な技能や経験をもつ年齢層の労働力の確保へ。

今後の両立支援制度の検討に当たった際の基本的な考え方

ライフステージにかかわらず全ての労働者が「残業のない働き方」となっていることをあるべき方向性として目指しつつ、以下の点を基本として継続的に取り組んでいく。

■ 男女が共に望むキャリアを実現

- ・若い世代を中心とした、夫婦で育児・家事を分担することが自然だという考え方に対応していく。

■ 働き方改革の推進

- ・働き方改革をより一層推進し、職場全体の長時間労働の是正や柔軟な働き方を選択できる職場づくりを進めることが重要。
- ・職場の誰もが休みやすい職場の体制を構築していくため、多能工化や職場の情報の共有により、業務をチームでシェアすることなどの取組も効果的。

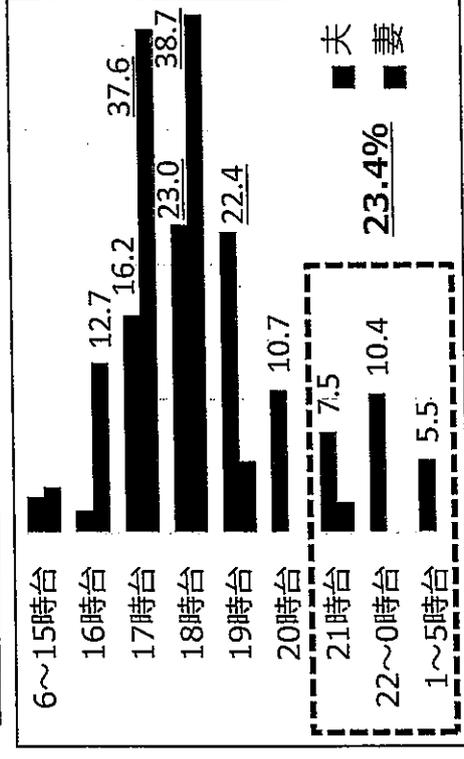


両立支援制度の利用について、労働者が自らのキャリア形成に関する希望に応じた選択を行い、育児・介護を始め、治療や学び直しなど様々なライフイベントとの両立が可能に。

■ 育児期・介護期の支援

- ・特に育児・介護の負担の大きい時期に、休業や短時間勤務などを、性別にかかわらず気兼ねなく使えることが重要。
- ・その時期を越えたあとは、柔軟な働き方によりフルタイムで働きながら両立ができるような働き方を促進。
- ・コロナ禍で広がったテレワークについて、業務に集中できる環境の整備などに配慮しつつ活用促進していく。

【子がいる共働きの夫婦でも、夫の約1/4が仕事のある日の帰宅時間が21時～朝5時】



※子が3歳未満、妻の就業時間が週35時間以上の夫婦

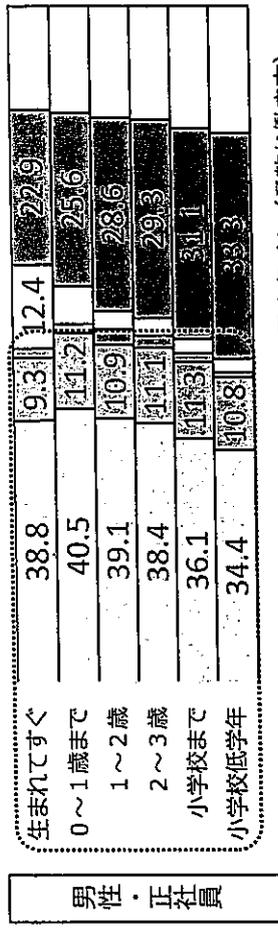
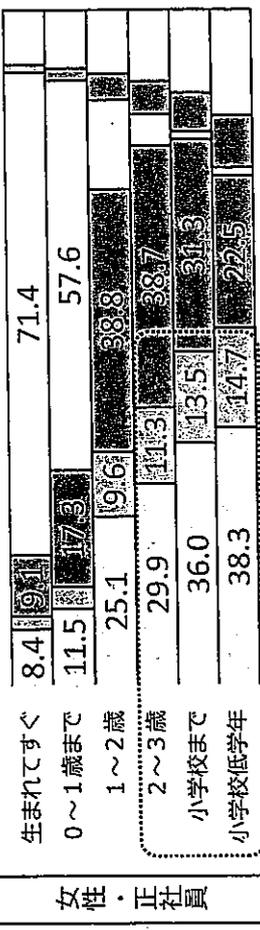
仕事と育児の両立支援制度の見直しの方向性

★制度の利用状況や、育児・家事負担に男女差がみられる。男性の育児休業取得のさらなる促進のため、**制度の活用をサポートする企業や周囲の労働者に対して支援。**

★**子の年齢に応じた両立支援のニーズの変化への対応**
 ✓ 残業をしない働き方や柔軟な働き方へのニーズへの対応
 ✓ 小学校就学以降にスポット的に対応できる休暇のニーズへの対応

★障害児や医療的ケア児を育てる親、ひとり親家庭など、**多様な状況にある労働者への配慮**

【希望する両立の在り方】



フルタイム(残業なし) フルタイム (柔軟な働き方)
 短時間勤務 長期の休業
 フルタイム (残業あり) その他

仕事と介護の両立支援制度の見直しの方向性

★「介護の体制を構築するため」の介護休業制度や、「日常的な介護のニーズにスポット的に対応するため」の介護休暇制度等、両立支援制度の趣旨を理解した上での**効果的な利用を促進**

- 企業において、
- ・ 介護に直面した労働者への個別周知
 - ・ 介護に直面する前の早い段階からの情報提供
 - ・ 研修等の雇用環境の整備

子の年齢に応じた両立支援に対するニーズへの対応

【イメージ】

テレワークを努力義務（3歳になるまで）

テレワークを追加

- ：見直しの方向性
- ：現行の権利・措置義務
- ：現行の努力義務

出生	1歳	2歳	3歳	就学
育児休業等			育児休業、又はそれに準ずる措置	
育児目的の休暇、始業時刻の変更等（※）			育児目的の休暇、始業時刻の変更等（※）	
短時間勤務制度	○1日6時間とする措置は必ず設ける。 様々なニーズに対応するため、1日6時間を設けた上で、他の勤務時間も併せて設定することを促す。		柔軟な働き方を実現するための措置 ○事業主は、 ・短時間勤務制度 ・テレワーク ・始業時刻の変更等（※） ・新たな休暇の付与 等の中から複数の制度を選択して措置。 フルタイムでの柔軟な働き方	
所定外労働の制限（残業免除）			残業免除（努力義務）	残業免除（権利）の延長
子の看護休暇			取得目的、勤続6か月未満の労働者の取扱いなどを見直す	
時間外労働の制限（残業制限）			（24時間/月、150時間/年を超える時間外労働を禁止）	
深夜業の制限				

就学以降に延長
(小学校3年生まで)

※始業時刻の変更等：フレックスタイム制、時差出勤、保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

1. 子の年齢に応じた両立支援に対するニーズへの対応

(1) 子が3歳になるまでの両立支援の拡充

①テレワークの活用促進

- ・ テレワークを、事業主の努力義務とすることが必要。
(就業時間中は保育サービス等を利用して業務に集中できる環境が整備されていることが必要。)

②短時間勤務制度の見直し

- ・ 柔軟な勤務時間の設定に対するニーズに対応するため、所定労働時間を1日6時間とする以外の他の勤務時間も併せて設定することを一層促していくことが必要。
- ・ 短時間勤務が困難な場合の代替措置の一つに、テレワークも追加することが必要。

(2) 子が3歳以降小学校就学前までの両立支援の拡充

①柔軟な働き方を実現するための措置

- ・ 短時間勤務制度
- ・ テレワーク
- ・ 始業時刻の変更等
(フレックスタイム制を含む)
- ・ 新たな休暇の付与

フルタイムでの
柔軟な働き方

等の中から、事業主が各職場の事情に応じて、2以上の制度を選択して措置を講じる義務を設けることが必要。

- * 事業主が制度を選択する制度とすることで業種・職種等に配慮。
- * 事業主が制度を選択する際には、労働者の代表者等から意見聴取の機会を設ける。
- * 制度利用者の定期的な面談、心身の健康への配慮も行う。

- ② 残業免除 (所定外労働の制限) を3歳以降小学校就学前まで請求を可能とすることが必要。
(就学以降も可能とすべきとの意見もあった。)

(3) 子の看護休暇制度の見直し

【取得目的】

育兒目的休暇や、コロナ禍で小学校等の一斉休校に伴い、多くの保護者が休暇を取得せざるを得なかったことを踏まえ、子の行事 (入園式、卒園式など) 参加や、感染症に伴う学級閉鎖等にも活用できるようにすることが必要。

【取得可能な年齢】

診療を受けた日数等を勘案し、小学校3年生の修了までに引き上げることが必要。(卒業までに引き上げるべきとの意見もあった。)

【勤続6か月未満の労働者】

労働移動に中立的な制度とするため、勤続6か月未満の労働者を労使協定によって除外できる仕組みは廃止することが必要。

2. 仕事と育児の両立支援制度の活用促進

(1) 制度の活用をサポートする企業や周囲の労働者に対する支援

- ・ 男女ともに、職場への気兼ねなく育児休業や短時間勤務制度を利用できるように、育児休業や短時間勤務を活用する労働者の業務をカバーするために、代替要員の雇用や周囲の労働者の負担軽減を行う中小企業に対する助成措置の強化が必要。
- ・ 企業規模にかかわらず、業務量・達成目標の見直しや体制の整備などに関するノウハウの共有などが必要。

(2) 育児休業取得状況の公表や取得率の目標設定について

- ・ 当面の間は、男性の育児休業取得の取得促進に向けた取組を一層促進する。
→ 男性の育児休業取得状況について、常時雇用する労働者が300人超の事業主についても、一定の配慮の上、公表の義務付けが必要と考えられる。
- ・ 政府において男性の育児休業取得率の目標を掲げる場合には、取得率だけでなく、男性の育児休業取得日数や育児・家事時間等も含めた目標の検討が必要。

3. 次世代育成支援に向けた職場環境の整備

- ① 現在の少子化の進行等の状況や、男女が共に、育児休業や両立支援制度を利用し、育児期に仕事やキャリア形成と育児を両立できる働き方が可能となるような社会の実現に向けた課題が依然として残されていることから、次世代育成支援対策推進法（令和7年3月末で失効予定）の期限を延長するとともに内容を充実し、その仕組みを活用していくことが有効。
- ② さらに各職場での取組を促進するため、法律により、一般事業主行動計画の策定時に、男性の育児休業取得率等の数値目標の設定やPDCAサイクルの確立を行うよう求める。
- ③ 一般事業主行動計画の策定に当たっては、「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」であることを目指すため、男性の育児休業の取得促進、子育て期を含めた全ての労働者の時間外労働の縮減や柔軟な働き方の促進等の盛り込むことについて具体的に示すことが必要。
- ④ 行動計画策定指針も、上記の方針に沿った見直しが必要。

3. 次世代育成支援に向けた職場環境の整備

→次世代育成支援対策推進法【イメージ】

目的 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する。

国

行動計画策定指針 (第7条)

国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

市町村・都道府県

地方公共団体行動計画の策定 (任意)

事業主

①企業等 (一般事業主) : 行動計画の策定、認定制度

[大企業 (301人以上)・中小企業 (101人以上) : 義務
 中小企業 (100人以下) : 努力義務]

■ 数値目標を設定する (男性の育児休業取得率等)

■ 「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」であることを目指す

→ 男性の育児休業の取得促進、子育て期を含めた全ての労働者の時間外労働の縮減や柔軟な働き方の促進に力点。

■ 行動計画策定指針には、例えば以下のような内容を盛り込むことが望ましい

- ・ 両立支援制度利用時の業務の分担や業務の代替要員確保に関する企業の方針
- ・ 今後のキャリアの希望にあわせた両立支援制度の利用や配偶者との育児分担等の検討を促すためのキャリア研修
- ・ 育児後に復帰するポジションに関する納得感の向上に向けた取組に関すること
- ・ 育児休業取得者や周囲の労働者に対するマネジメントや評価に関すること
- ・ 育児に必要な時間帯や勤務地に対する配慮に関すること
- ・ 両立支援に対するニーズの把握に向けたトップダウン・ボトムアップ・当事者間のつながりによるコミュニケーション手段の多様化

等

自主的な
行動計画の策定

届出・公表、
実施

計画終了・目標達成

厚生労働大臣による
認定



②国・地方公共団体の機関 (特定事業主)

☐ : 見直しの方向性

4. 介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等

(1) 仕事と介護の両立支援制度の情報提供や、制度を利用しやすい雇用環境の整備の在り方

① 個別の周知、情報提供

- ・ 介護の必要性に直面した労働者が申出をした場合に、事業主が、両立支援制度等の情報を個別に周知することや、両立支援制度の制度目的を十分に説明した上で、必要な制度が選択できるような労働者に対して働きかけることが必要。
- ・ 事業主が、第2号被保険者となる40歳のタイミングなどに、両立支援制度等の情報提供を一律に行うことが必要。

② 雇用環境の整備

- ・ 事業主が、介護保険制度や両立支援制度に関する社内セミナーや研修の開催、相談窓口の設置など雇用環境の整備を行うことが必要。

(2) 介護休業

- ・ 介護の体制を構築するという制度目的に照らすと、介護休業制度の取得日数（対象家族1人につき93日）や分割回数（3回に分けて取得可能）について、現時点ですらに見直しが必要な状況は確認できないと考えられる。

(3) 介護期の働き方（介護休暇や短時間勤務等の選択的措置義務、テレワークの在り方等）

- ・ 介護休暇についても勤務6か月未満の労働者を労使協定によって除外できる仕組みは廃止することが必要。
- ・ テレワークを事業主の努力義務とすることが必要。

5. 障害児等を育てる親等、個別のニーズに配慮した両立支援

(1) 現行制度の運用の見直し

- ・ 子が要介護状態の要件を満たせば、介護休暇等の制度も利用可能であること等について周知を強化。
- ・ 現行の要介護状態の判断基準について、子に障害がある場合等も踏まえ、今後検討することが課題。

(2) 育児中の労働者の意向を尊重する配慮

- ・ 障害児等に限らず、ひとり親家庭等、各家庭における様々な個別のニーズに対応するため、勤務時間帯や勤務地、制度の利用期間などに関する希望など、個人の意向を聴取するよう事業主に義務付けることが必要。事業主はその意向を尊重することが適当。

6. 仕事と育児・介護との両立支援に当たって必要な環境整備

(1) 両立支援制度を安心して利用できる制度の在り方の検討

- ・ 休業中の待遇の周知に関する努力義務や、休業後の原職又は原職相当職への復帰に関する配慮規定等を周知徹底等していくべき。

(2) プライバシーへの配慮

- ・ 妊娠・出産等、介護等の情報を、社内で共有する範囲を定めるといった配慮が望ましい。

(3) 心身の健康への配慮

- ・ 仕事と育児の両立のためにテレワークなどを活用する際、夜間の勤務等を理由に心身の健康の不調が生じないよう、事業主の配慮（勤務間の休憩時間（勤務間インターバル）や勤務時間外の業務へのアクセス状況の確認、面談での健康状況への配慮等）や労働者自身のセルフケアなどを促すことが望ましい。

(4) 有期雇用労働者の育児休業取得等の促進

- ・ 有期雇用労働者の育児休業取得促進について、産前・産後休業制度と併せて周知していくことが重要。

今後の仕事と育児・介護の両立支援に関する研究会

研究会 参加者

池田 心豪
小田 舞子
久米 功一

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
主任研究員
『日経xwoman』副編集長
東洋大学 経済学部 教授

佐藤 博樹
◎ 武石 恵美子
所 浩代
水町 勇一郎

東京大学 名誉教授
キャリアデザイン学部 教授
法政大学 法学部 教授
福岡大学 社会科学研究所 教授
東京大学 (◎は座長、五十音順、敬称略)

研究会 開催実績

第1回
(令和5年1月26日)

○研究会における検討事項等について
○今後の進め方について
○仕事と育児・介護の両立に係る現状及び課題

第2回
(令和5年2月13日)

○ヒアリング (育児)
・小田委員
・株式会社 高島屋

第3回
(令和5年2月27日)

○ヒアリング (育児)
・アスカカンパニー 株式会社
・エン・ジャパン 株式会社
・東洋交通労働組合

第4回
(令和5年3月16日)

○障害児等を育てる労働者の仕事と育児の両立について
・ヒアリング
障がい児及び医療的ケア児を育てる親の会

○コロナ禍における仕事と育児の両立支援について
○仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査について

第5回
(令和5年3月24日)

○ヒアリング(介護)
・大成建設 株式会社
○仕事と育児の両立について
これまでの議論の整理

第6回
(令和5年4月10日)

○ヒアリング (介護)
・NPO法人となりのかいご
○仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査について

第7回
(令和5年5月15日)

○ヒアリング (介護)
・富士電機グループ労働組合連合会
富士電機労働組合
○仕事と育児・介護の両立について
これまでの議論の整理

第8回
(令和5年5月30日)

○報告書 (案) について

第9回
(令和5年6月12日)

○報告書 (案) について

令和5年7月14日

視察調査、研修会、陳情・要請活動参加計画書

千歳市議会議長 様

会派名 公明党議員団

代表者 代表 宮原 伸哉



次のとおり視察調査を行うので（研修会に参加するので）（陳情・要請活動を行うので）届け出ます。

議員名	公明党議員団 今野 正恵
期間	令和5年7月31日(月)7時30分から令和5年8月1日(火)21時20分まで
用務先 (視察先又は研修会場 又は陳情・ 要請先)	1 衆議院第2議員会館 住所：東京都千代田区永田町 2-1-2 2 防衛省 住所：東京都新宿区市谷本村町 5-1
内容 (視察調査内容、研修 内容、陳情・要請内容、 等)	1 政策勉強会「こども政策について」 佐藤英道衆議院議員 2 千歳市の自衛隊体制強化を求める要望 自衛隊と地域コミュニティとの連携に関する要望
備考	

※視察調査等の内容がわかる資料及び行程表などを添付すること。

経理責任者確認印



令和5年7月14日

公明党議員団 今野 正恵

視察調査、研修会、陳情・要請活動行程表

日	時間	具体的行動	交通手段	料金
7/31 (月)	0730~0800	自宅出発→新千歳空港	自家用車	—
	0900~1035	新千歳空港→羽田空港	ADO 014 便	22,640 円
	1100~1200	羽田空港→永田町駅	京急、東京メロ	自己負担
	1400~1530	政策勉強会		—
	1600~1610	永田町駅→市ヶ谷駅	東京メトロ	自己負担
	1610~1620	市ヶ谷駅→ホテルグランドヒル市ヶ谷	徒歩	—
		ホテルグランドヒル市ヶ谷宿泊		10,160 円
8/1 (火)	1230~1245	ホテル出発→防衛省	徒歩	—
	1300~1620	防衛省で自衛隊体制維持陳情		—
	1620~1630	防衛省→市ヶ谷駅	徒歩	—
	1630~1730	市ヶ谷駅→羽田空港	東京メロ、京急	自己負担
	1850~2020	羽田空港→新千歳空港	ADO 035 便	25,540 円
	2050~2120	新千歳空港→自宅	自家用車	—

58,340

令和5年度 政務活動費支出伝票 (交通・宿泊費)

会派名 公明党議員団

(2枚中 1枚目)

代表者 	経理 責任者 	取扱者 	伝票番号 4	支出区分 <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input checked="" type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費
議員名		用務名 (用務先)		月日
平川 美由紀 議員		厚生労働省勉強会(7/31) 衆議院会館:東京都千代田区永田町2丁目1-2		令和5年7月31日
		防衛省要望活動(8/1) 防衛省:東京都新宿区市谷本村町5-1		令和5年8月1日
			支出金額	受領年月日
			58,340円	令和5年7月11日 

(交通費明細書)

旅行 月日	出発地	到着地	鉄道賃			航空賃 船賃	バス 賃等	宿泊料	計
			路程 (Km)	運 賃	急行 (特別)				
7/31	新千歳空港	羽田空港				22,640円			22,640円
/	行方ランドビル 市ヶ谷							10,160円	10,160円
8/1	羽田空港	新千歳空港				25,540円			25,540円
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
小計						48,180円		10,160円	58,340円
合計						48,180円		10,160円	58,340円

領収書等貼付用紙 (交通費)

(2枚中2枚目)

伝票番号	4	支出金額	58,340 円	出発地	7/31 新千歳空港 8/1 羽田空港
		(貼付領収書金額合計)	円	到着地	7/31 羽田空港 8/1 新千歳空港
【領収書等添付欄】 領収書等を重ねて添付しないこと。					

領 収 証

千歳市議会 公明党議員団
平川 美由紀 様

2023年07月11日
(230731-1E0003)

金額	¥ 58,340 ※
----	------------



但し 7/31 エアドウ14 新千歳-羽田 ¥22,640
8/1 エアドウ35 羽田-新千歳 ¥25,540
7/31 ホテルグランドヒル市ヶ谷(食事なし)1泊 ¥10,160
上記の金額正に領収いたしました。

Ref. No. 0000010278 予約No. 757276

北海道知事登録旅行業第2-450号

株式会社 ノース・スター・トラベル
本社営業所



御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

〒066-0062
北海道千歳市千代田町
5丁目5番地1 戸田ビル2F

TEL:0123-24-2121 FAX:0123-24-5514

担当者印



【摘要】 特に説明を要する事項等がある場合は記載すること。

往路料金 (ADO14 便 : 22,640 円)、復路料金 (ADO35 便 : 25,540 円)

令和5年8月8日

視察調査、研修会、陳情・要請活動参加報告書

千歳市議会議長 様

会派名 公明党議員団

代表者 宮原 伸哉



次のとおり研修会参加、陳情・要請活動を行なったので報告します。

議員名	公明党議員団 平川美由紀
期間	令和5年7月31日(月)7時30分から令和5年8月1日(火)21時20分まで
用務先 (視察先又は 研修会場又 は陳情・要請 先)	1. 衆議院第2議員会館(東京都千代田区永田町2-1-2) 2. 防衛省(東京都新宿区市ヶ谷本村町5-1)

研修会、陳情・要請活動内容

1 研修会、陳情・要請の目的
1. 子ども政策についての政策勉強会
2. 防衛省へ千歳市の自衛隊体制強化を求める要望書提出
2 研修会、陳情・要請先対応者
1. 厚生労働省 雇用環境・均等局職業生活両立課 林 歆 企画官 こども家庭庁 成育局保育政策課 出口貴史 課長補佐 こども家庭庁 成育局保育政策課 松田洋平 企画法令係長
2. 防衛省
*内倉浩昭 航空幕僚長
*森下泰臣 陸上幕僚長
*白川訓通 陸上幕僚監部防衛部長
*岸良知樹 陸上幕僚監部監理部長
*不破 悟 陸上幕僚監部人事部募集・援護課長
*木村次郎 防衛大臣政務官

3 研修会、陳情・要請の概要

1. 「男性の育児休業取得促進事業」について
「こども誰でも通園制度」について
2. 「千歳市の自衛隊体制強化を求める要望書」
「自衛隊と地域コミュニティとの連携に関する要望書」

4 具体的な陳情・要請内容

- *千歳市における自衛隊の体制維持・強化について
- *千歳市への新編部隊（国際活動部隊や新たな領域に関する部隊等）の配置について
- *千歳市における自衛隊の充足率向上及び装備品等の拡充・更新について
- *今後とも防衛力整備計画等に「地域コミュニティとの連携」を継続して明記すること
- *千歳市の自衛隊における各種契約、発注等の地元事業者活用について

5 市政との関連性、市政の課題等について、本視察調査や本研修会をどのように生かしていくのか、又は、市政に反映させていくのか。

1. 子ども政策勉強会

少子化・人口減少は深刻な問題です。

次世代を育む仕組みを作れない社会は持続することはできません。

公明党は、子どもの幸せを最優先する社会を実現するとともに、少子化・人口減少という事態を乗り越えるための具体策を「子育て応援トータルプラン」として取りまとめました。

その中で、「男性の育児休業取得促進事業」と「こども誰でも通園制度」について、取り組み状況や課題について、担当者に直接お話を聞くことができ大変勉強になりました。特に、「こども誰でも通園制度」は各施設の地域や規模によっても状況が異なることから、モデル事業を実施している自治体への視察も検討していきたいと思っております。

2. 防衛省への陳情・要請

千歳市には、陸上自衛隊2駐屯地と航空自衛隊1基地が所在しており、国内有数の自衛隊のまちとして自衛隊と共に発展してきました。

千歳市に居住する自衛隊員は、一市民として地域で重要な役割を果たしており、地域経済や市民活動等、まちづくりを支える大きな力となっています。

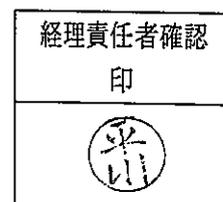
自衛隊の体制が縮小・削減された場合、北の守りや災害発生時の対応はもとより、地域経済やまちづくりにも深刻な影響が生じることとなります。

また、自衛隊が行う各種契約、発注等に地元事業者を積極的に活用してもらうことで、地域の雇用の場が拡大され、隊員の家族や退職自衛官の雇用が促進されるなど、隊員の皆さんの生活にとっても安心して任務に邁進できる環境が整うと考えられます。

これからも自衛隊との共存共栄のために活動を続けていきたいと思っております。

以上

※当日配布資料など視察調査等の内容がわかる資料を添付すること。



令和5年7月14日

視察調査、研修会、陳情・要請活動参加計画書

千歳市議会議長 様

会派名 公明党議員団

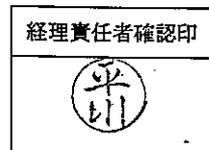
代表者 代表 宮原 伸哉



次のとおり視察調査を行うので（研修会に参加するので）（陳情・要請活動を行うので）届け出ます。

議員名	公明党議員団 平川 美由紀
期間	令和5年7月31日(月)7時30分から令和5年8月1日(火)21時20分まで
用務先 (視察先又は研修会場 又は陳情・ 要請先)	1 衆議院第2議員会館 住所：東京都千代田区永田町 2-1-2 2 防衛省 住所：東京都新宿区市谷本村町 5-1
内容 (視察調査内容、研修 内容、陳情・要請内容 等)	1 政策勉強会「こども政策について」 佐藤英道衆議院議員 2 千歳市の自衛隊体制強化を求める要望 自衛隊と地域コミュニティとの連携に関する要望
備考	

※視察調査等の内容がわかる資料及び行程表などを添付すること。



令和5年7月14日

公明党議員団 平川 美由紀

視察調査、研修会、陳情・要請活動行程表

日	時間	具体的行動	交通手段	料金
7/31 (月)	0730~0800	自宅出発→新千歳空港	自家用車	—
	0900~1035	新千歳空港→羽田空港	ADO 014 便	22,640 円
	1100~1200	羽田空港→永田町駅	京急、東京メロ	自己負担
	1400~1530	政策勉強会		—
	1600~1610	永田町駅→市ヶ谷駅	東京メトロ	自己負担
	1610~1620	市ヶ谷駅→ホテルランドヒル市ヶ谷	徒歩	—
			ホテルグランドヒル市ヶ谷宿泊	10,160 円
8/1 (火)	1230~1245	ホテル出発→防衛省	徒歩	—
	1300~1620	防衛省で自衛隊体制維持陳情		—
	1620~1630	防衛省→市ヶ谷駅	徒歩	—
	1630~1730	市ヶ谷駅→羽田空港	東京メロ、京急	自己負担
	1850~2020	羽田空港→新千歳空港	ADO 035 便	25,540 円
	2050~2120	新千歳空港→自宅	自家用車	—

収入金額内訳書貼付用紙

(2枚中2枚目)

伝票番号	5	収入金額	200,000 円
------	---	------	-----------

【領収書等添付欄】 収入金額内訳書等を重ねて添付しないこと。

普通預金

1

年月日	取扱店	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)
3-7-9		ご新規	*1,000	*1,000
3-7-9		*1,000		*0
3-7-21		トセキ"カイソウムカ	*800,000	*800,000
4-2-14		お利息	*4	*800,004
4-3-2		*50,000	カード	*750,004
4-3-23	391106	*10,000	カード	*740,004
4-4-12			*5,099	*745,103
4-4-20		トセキ"カイソウムカ	*800,000	*1,545,103
4-5-25		*745,103		*800,000
4-8-15		お利息	*4	*800,004
4-11-30		*120,000	カード	*680,004
05-02-19	318	*50,110	CD	*629,894
05-02-20	960	利息	*3	*629,897
05-04-04	318	AD	*12,288	*642,185
05-04-14	318	AD	*110	*642,295
05-04-28	960	トセキ"カイソウムカ	*600,000	*1,242,295
05-05-25	318	*642,295		*600,000
05-07-13	318	*171,000	CD	*429,000
05-07-31	960	トセキ"カイソウムカ	*200,000	*629,000
05-08-21	960	利息	*3	*629,003
05-09-05	131	*252,000	CD	*377,003
05-09-19	131	*135,000	CD	*242,003
06-02-19	960	利息	*1	*242,004
06-03-07	131	*3,000	CD	*239,004



・小切手等の証券類によるご入金
 摘要欄にお引き出しのできる予定日を表示いたします。
 お支払可能時刻は小切手等の種類によって異なりますので
 詳細は窓口にお問い合わせ下さい。

・取引店以外でお取引いただいたときには、
 取扱店欄に、取扱店番号を3桁の数字で
 表示いたします。

収入金額内訳書貼付用紙

(2枚中2枚目)

伝票番号	6	収入金額	3円
------	---	------	----

【領収書等添付欄】 収入金額内訳書等を重ねて添付しないこと。

普通預金

1

年月日	取扱店	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)
3-7-9		ご新規	*1,000	*1,000
3-7-9		*1,000		*0
3-7-21		トセシキ [®] カイソウムカ	*800,000	*800,000
4-2-14		お利息	*4	*800,004
4-3-2		*50,000	カード	*750,004
4-3-23	391106	*10,000	カード	*740,004
4-4-12			*5,099	*745,103
4-4-20		トセシキ [®] カイソウムカ	*800,000	*1,545,103
4-5-25		*745,103		*800,000
4-8-15		お利息	*4	*800,004
4-11-30		*120,000	カード	*680,004
05-02-19	318	*50,110	CD	*629,894
05-02-20	960	利息	*3	*629,897
05-04-04	318	AD	*12,288	*642,185
05-04-14	318	AD	*110	*642,295
05-04-28	960	トセシキ [®] カイソウムカ	*600,000	*1,242,295
05-05-25	318	*642,295		*600,000
05-07-13	318	*171,000	CD	*429,000
05-07-31	960	トセシキ [®] カイソウムカ	*200,000	*629,000
05-08-21	960	利息	*3	*629,003
05-09-05	131	*252,000	CD	*377,003
05-09-19	131	*135,000	CD	*242,003
06-02-19	960	利息	*1	*242,004
06-03-07	131	*3,000	CD	*239,004



・小切手等の証券類によるご入金
 摘要欄にお引き出しのできる予定日を表示いたします。
 お支払可能時刻は小切手等の種類によって異なりますので
 詳細は窓口にお問い合わせ下さい。

・取引店以外でお取引いただいたときには、
 取扱店欄に、取扱店番号を3桁の数字で
 表示いたします。

令和5年度 政務活動費支出伝票 (交通・宿泊費)

会派名 公明党議員団

(2枚中 1枚目)

代表者	経理 責任者	取扱者	伝票番号	支出区分
			7	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費
議員名		用務名 (用務先)		月日
今野 正恵 議員		結婚新生活支援金についての視察調査 (10/25) 糸島市役所：福岡県糸島氏前原西1丁目1-1		令和5年10月25日
		TSMC進出に係る街づくりについての視察 (10/26) 宇城市役所：熊本県宇城市松橋町大野85番地		~ 令和5年10月27日
		支出金額		受領年月日
		68,860円		令和5年9月6日 

(交通費明細書)

旅行 月日	出発地	到着地	鉄道賃			航空賃 船賃	バス賃等	宿泊料	計
			路程 (Km)	運 賃	急行 (特別)				
10/25	新千歳空港	福岡空港				19,080円		19,080円	
/	西鉄ホテル クルーム博多						13,000円	13,000円	
10/26	博多⇄宇城間 往復レッカー						7,700円	7,700円	
/	西鉄ホテル クルーム博多						13,000円	13,000円	
10/27	福岡空港	新千歳空港				16,080円		16,080円	
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
小計						35,160円	7,700円	26,000円	68,860円
合計						35,160円	7,700円	26,000円	68,860円

領収書等貼付用紙 (交通費)

(2枚中2枚目)

伝票番号	7	支出金額	68,860 円	出発地	10/25 新千歳空港 10/27 福岡空港
		(貼付領収書金額合計)	円	到着地	10/25 福岡空港 10/27 新千歳空港
【領収書等添付欄】 領収書等を重ねて添付しないこと。					

領 収 証

千歳市議会 公明党議員団
今野 正恵 様

2023年09月06日
(231025-1E0001)

金額	¥ 68,860 ※
----	------------



但し 10/25 AIRD0112 新千歳ー福岡
10/27 AIRD0113 福岡ー新千歳 航空券
10/25~2泊 博多宿泊 (食事なし)、10/26 レンタカー代といたしまして
上記の金額正に領収いたしました。

Ref.No. 0000010464 予約No. 757978

北海道知事登録旅行業第2-450号
株 ノース・スター・トラベル
本社営業所

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

〒066-0062
北海道千歳市千代田町
5丁目5番地1 戸田ビル2F

TEL:0123-24-2121 FAX:0123-24-5514

担当者印



【摘要】 特に説明を要する事項等がある場合は記載すること。

往路料金 (ADO112 便 : 19,080 円)、復路料金 (ADO113 便 : 16,080 円)

10/26 博多~熊本県宇城市間の交通機関はレンタカーを使用 (4名) 7700円

令和5年11月6日

視察調査、研修会、陳情・要請活動参加報告書

千歳市議会議長 様

会派名 公明党議員団

代表者 宮原 伸哉



次のとおり研修会に参加したので報告します。

議員名	今野 正 恵
期 間	令和5年10月25日(水) 7時00分 から 令和5年10月27日(金) 15時00分 まで
用務先 (視察先又は研 修会場又は陳 情・要請先)	① 糸島市役所(福岡県糸島市前原西1丁目1-1) ② 宇城市役所(熊本県宇城市松橋町大野85番地)

視察調査内容・研修内容

① 10月25日(水) 14:30~16:00 糸島市役所

「移住施策について」「結婚新生活支援事業について」「いとしま出会いサポートセンターについて」
糸島市コミュニティ推進課 課長 八尋孔兵様、人口減少地域対策係長 札本真希様よりレクチャーを受ける

感想：糸島市は、大都市福岡市から電車一本で40分ほどの場所で、当市と札幌市のような距離感であり、人口は、当市より少し多い103,730人。平成28年以降から微増しているということで、今回の視察内容である移住施策について等、大変興味深い内容であった。特にオンラインでの移住相談については、窓口には2名配置しているほか、15小学校区に地域コーディネーターを2名ずつ配置しており、1名はその校区内に元々長く住んでいる方、もう1名は子育て世代の方ということで、良くも悪くもその地域の詳しい情報を伝え、移住促進に努めている。このことについては、とても良い取組であると感じた。移住を考えている方にその地域の良いところばかりを伝えるだけでなく、こういうところもあると率直な意見、情報を伝えることで移住してからのトラブルにつながらないようにしており、移住だけでなく定住につながる取組であると感じた。また、空き家バンクだけでなく、空き家ニーズバンクという取組もしており、こういう空き家に住みたいというニーズを聞いて、条件に合った空き家を探しマッチングするというので、移住したいと考えている方に寄り添ったとても良い取組だと感じた。更にウェブサイト糸島生活というホームページを作成し、様々情報発信しており、若い世代等呼び込むことにも力を入れている。

結婚新生活支援事業については、20代、30代の結婚し新生活をスタートする若いご夫婦を応援する支援事業であり、糸島市で新生活をスタートしたいと思って頂ける素晴らしい取組であると感じた。いとしま出会いサポートセンターについては、一般社団法人に業務委託している事業で結婚を希望する独身男女に対して、面談、引き合わせ、成婚までのサポートをする事業であるが、令和3年度から始まり、現在まで6組成婚しているということで、ある程度の成果は出ているのではないかと感じた。

全体を通して、移住定住に対し、移住を考えている方、また、その地域に元々住んでいる方々にとっても大変に良い取組をしていると感じ、千歳市においても取り組んでいける事業があるのではないかと感じたので、これから更に研鑽をしながら市に対し、様々提案して参りたい。

② 10月26日(木) 13:30~15:00 宇城市役所

「TSMCの進出を受けての取組及び今後の展望について」

市長制作部 部長 元田智士様、地域振興課 課長 森平健一様、課長補佐 御船保博様よりレクチャーを受ける

感想：宇城市は、TSMCが進出する菊陽町から車で40分ほどの場所にあり、人口は、約58,000人。市内に2カ所の高速ICがあり、熊本市内等へ車での通勤にはとても便利である。TSMCの進出を受けての取組等については、特に企業誘致の取組に力を入れており、市内で投資を行う企業への優遇策を充実させている。また、企業進出の受け皿となる用地の準備ということで、市民に対し企業誘致に活用できる土地を広く募集しており、数多くの用地をストックしている。このようにいつでも企業を誘致できるよう準備をしているとのことで、企業にとってはすぐに事業を開始することができるので、とても良い取組であると感じた。また、合わせて移住定住への取組もしており、空き家・空き地バンクの取組や空き家改修等補助金も補助上限額100万円ということでDIY改修も対象としていたり、結婚新生活支援事業補助金事業もしており、若い世代への移住にも力を入れている。また、更には小中学校の給食費の無料化を実現し、子育てしやすい環境を築いており、大変感銘を受けた。

この視察を参考に当市においても子育てするなら千歳市とのキャッチフレーズを掲げているので、子育て世代を呼び込む移住定住施策やラピダス社進出に伴う関連企業の誘致につながる施策等、様々提案して参りたいと感じた。

※当日配布資料など視察調査等の内容がわかる資料を添付すること。

経理責任者確認印



令和5年9月13日

視察調査、研修会、陳情・要請活動参加計画書

千歳市議会議長 様

会派名 公明党議員団

代表者 代表 宮原 伸哉



次のとおり視察調査を行うので（研修会に参加するので）（陳情・要請活動を行うので）届け出ます。

議員名	公明党議員団 今野 正恵
期間	令和5年10月25日(水)7時00分から令和5年10月27日(金)15時00分まで
用務先 (視察先又は研修会場 又は陳情・ 要請先)	1 糸島市役所 住所：福岡県糸島市前原西1丁目1-1 2 宇城市役所 住所：熊本県宇城市松橋町大野85番地
内容 (視察調査内容、研修 内容、陳情・要請内容 等)	1 結婚新生活支援金についての視察調査 2 TSMC 進出に係る街づくりについての視察調査
備考	

※視察調査等の内容がわかる資料及び行程表などを添付すること。

経理責任者確認印



視察調査、研修会、陳情・要請活動行程表

日	時間	具体的行動	交通手段	料金
10/25 (水)	0700~0730	自宅出発→新千歳空港	自家用車	—
	0830~1055	新千歳空港→福岡空港	ADO 112 便	19,080 円
	1128~1224	福岡空港→筑前前原	JR	自己負担
	1230~1310	昼食		—
	1330~1500	糸島市役所視察		—
	1544~1626	筑前前原→博多	JR	自己負担
			西鉄Hクレーム博多宿泊	
10/26 (木)	930~1130	ホテル出発→宇城市役所	レンタカー	7,700 円
	1140~1240	昼食		—
	1300~1430	宇城市役所視察		—
	1500~1700	宇城市役所→博多	レンタカー	—
			西鉄Hクレーム博多宿泊	
10/27 (金)	0945~0959	博多→福岡空港	地下鉄	自己負担
	1135~1355	福岡空港→新千歳空港	ADO 113 便	16,080 円
	1430~1500	新千歳空港→自宅	自家用車	—

令和5年度 政務活動費支出伝票 (交通・宿泊費)

会派名 公明党議員団

(2枚中 1枚目)

代表者	経理 責任者	取扱者	伝票番号	支出区分
			8	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費
議員名		用務名 (用務先)		月日
宮原 伸哉 議員		結婚新生活支援金についての視察調査 (10/25) 糸島市役所：福岡県糸島氏前原西1丁目1-1		令和5年10月25日
		TSMC 進出に係る街づくりについての視察 (10/26) 宇城市役所：熊本県宇城市松橋町大野85番地		~ 令和5年10月27日
		支出金額		受領年月日
		61,160円		令和5年9月6日 

(交通費明細書)

旅行 月日	出発地	到着地	鉄道賃			航空賃 船賃	バス賃等	宿泊料	計
			路程 (Km)	運 賃	急行 (特別)				
10/25	新千歳空港	福岡空港				19,080円			19,080円
/	西鉄ホテル クルーム博多						13,000円		13,000円
10/26	博多⇄宇城								
/	西鉄ホテル クルーム博多						13,000円		13,000円
10/27	福岡空港	新千歳空港				16,080円			16,080円
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
小計						35,160円		26,000円	61,160円
合計						35,160円		26,000円	61,160円

領収書等貼付用紙 (交通費)

(2枚中2枚目)

伝票番号	8	支出金額	61,160 円	出発地	10/25 新千歳空港 10/27 福岡空港
		(貼付領収書金額合計)	円	到着地	10/25 福岡空港 10/27 新千歳空港
【領収書等添付欄】 領収書等を重ねて添付しないこと。					

領 収 証

千歳市議会 公明党議員団
宮原 伸哉 様

2023年09月06日
(231025-1E0001)

金額	¥ 61,160 ※
----	------------



但し 10/25 AIRD0112 新千歳ー福岡
10/27 AIRD0113 福岡ー新千歳 航空券
10/25~2泊 博多ご宿泊 (食事なし) 代といたしまして
上記の金額正に領収いたしました。

Ref.No. 0000010465 予約No. 757978

北海道知事登録旅行業第2-450号
株式会社 ノース・スター・トラベル
本社営業所

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

〒066-0062
北海道千歳市千代田町
5丁目5番地1 戸田ビル2F

TEL:0123-24-2121 FAX:0123-24-5514

担当者印



【摘要】 特に説明を要する事項等がある場合は記載すること。

往路料金 (ADO112 便 : 19,080 円)、復路料金 (ADO113 便 : 16,080 円)

10/26 博多~熊本県宇城市間の交通機関はレンタカーを使用 (4名)

令和5年11月8日

視察調査、研修会、陳情・要請活動参加報告書

千歳市議会議員 様

会派名 公明党議員団

代表者 宮原 伸哉



次のとおり研修会に参加したので報告します。

議員名	宮原 伸哉
期間	令和5年10月25日(水) 07時00分 から 令和5年10月27日(金) 15時00分 まで
用務先 (視察研修先)	①糸島市役所 福岡県糸島市前原西1丁目1-1 ②宇城市役所 熊本県宇城市松橋町大野85番地

視察調査内容・研修内容

1 研修目的

- ①移住定住施策・結婚新生活支援事業等についての視察調査(糸島市)
- ②TSMC進出に係る街づくりについての視察調査(宇城市)

2 研修の具体的内容

- ①移住定住施策・結婚新生活支援事業等についての視察調査(糸島市)

●福岡県糸島市の人口推移

平成22～25年度は社会増減・自然増減ともに減でトータル人口は減少の一方だったが、平成25年度に移住定住施策を開始したことにより、28年度以降のトータル人口は増加を続けている。

●人口の転入出の状況

20代前半は進学・就職での転出が多いが、それ以上に14歳未満の転入超過数が多く、福岡市に次いで県内2位、全国11位となる。つまり子育て世代の転入が増加要因。

●空き家対策

平成25年度より空き家バンクを開始し、これまでの実績として87の登録件数に対し70件の成約(成約率81%)となる。現在も1076件の空き家のうち7割は活用可能状況となる。

●移住・定住支援

支援策として令和4年度まで「マイホーム取得奨励金制度」を創設。市内で住宅を取得した定住者に対し固定資産税相当額を商工会商品券で3年間交付。

●オンライン移住相談会

知識が豊富な定住支援員が行う移住相談を、窓口や電話に加え、令和2年度からオンラインでも開始。現在は利用者の3割がオンラインを活用している。

●地域コーディネーターの配置

市内16小学校区のうち、15校区に地域コーディネーターを配置し、転入希望者に地域密着情報（買い物場所、子育て環境、地域行事など）を提供。1回3500円。

●定住促進WEBサイト

糸島市への定住を考えている人や住まいを探している人のための情報サイト「糸島生活」を開設。市のHPとは別建てとしている。

●結婚支援

市内に居住し、令和5年3月1日から令和6年2月29日までに婚姻届けを提出・受理された夫婦に対し「結婚新生活支援金」を交付。年齢が夫婦共に39歳の場合、最大30万円、29歳以下の場合、最大60万円を支援する。

② TSMC進出に係る街づくりについての視察調査（宇城市）

●熊本県宇城市の紹介

市の人口は約58,000人、宇城市中心に通勤圏人口は約40万人。市内に高速ICは2か所ある。半導体企業TSMCの日本工場となるJASMまでは車で約40分の距離。熊本空港から車で30分、福岡空港から新幹線で38分の位置に所在する。

●菊陽町へのTSMC進出による影響について

県内への経済波及効果については、2022年から31年までの10年間で約6兆8500億円と試算されている。新たな進出企業数は90社、関連産業を含む雇用も1万700人と想定。菊陽町の周辺地域を中心に約1000社のサプライチェーンが集積。この度のTSMCも含め、設備投資増強・新規拠点進出が活発化している。

●宇城市の企業誘致の取り組み

市内で投資を行う企業への優遇策として、設備投資補助金（投資額×2%上限5千万）、用地取得補助（取得額×30%上限5千万）、補助要件の緩和（雇用要件無し）及び対象業種の拡大などを行っている。

また、工場建設・拡張に活用できる土地の確保として、接道があり3千平方メートル以上の土地を所有し売買・賃貸が可能な情報を募集し、企業に仲介する取り組みを行っている。現在、市内に12箇所の土地を確保している。

●移住者への住宅支援・生活支援

住宅支援については、空き家・空き地バンクを創設し、空き家の360度画像を確認しながら、物件の特徴や検索ができるサイトや、物件紹介のインスタグラムを開設。また、空き家・空き地バンクを通じて、空き家を購入または賃貸された方に、空き家のリフォームにかかった費用の一部を補助する「空き家改修等補助金」を創設。

生活支援については、「宇城市結婚新生活支援事業補助金」を創設。夫婦ともに39歳以下で、令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届けを提出・受理された、合計年収が500万未満の夫婦に対し、新婚に伴う住居費や引っ越し費用（最大60万）を補助する。

3 市政との関連性、市政の課題等について、本視察調査や本研修会をどのように生かしていくのか、又は、市政に反映させていくのか。

①移住定住施策・結婚新生活支援事業等についての視察調査（糸島市）

糸島市は、人口規模や都市圏からの距離など、千歳市と類似する点が多いことから、人口確保の施策に興味深く伺うことができた。まずはその積極的な事業展開として、それまで落ち込んでいた人口減を食い止めるべく、平成25年に移住定住専門部署をスタートさせたことが特徴的である。転入出者が多い点も千歳市と共通しているが、転入超過数が自然減を上回ることによって人口増に導いている点を取り組みの成果として表れている。具体的な取り組みとなる、空き家バンクや空き家オーナー相談会、オンライン移住相談会などが、効果を奏しているが、これは千歳市としても大きな参考になるものと感じた。

その中でも非常に興味を抱いたのは、地域コーディネーターの配置事業である。ここで活躍するコーディネーターの方たちは、もともと地域に根差した子育て世代の主婦グループなどで構成する社団法人とのことであり、当然ながら地域に密着した各種生活情報を提供することができ、転入希望者への相談対応から転入後のフォローアップまで行うことで、移住者の増加に大きな貢献をしている。経験豊富な高齢者が活躍できる場としても、その配置事業の意味合いは大きいものと思われる。

移住を目的とする市のPR活動として、毎年東京などにも出向いていたようだが、オンライン移住相談会が評判となり始めた令和2年頃からは、オンラインを中心に「待つ」体制に切り替えたことも、時代を捉えた特徴的な取り組みであると感じた。

状況に応じた的確な施策の展開、地の利を活かした工夫ある事業、時代に沿った取り組みが感じられ、千歳市の移住定住施策にも活かせる要素は十分にあると感じた。

②TSMC進出に係る街づくりについての視察調査（宇城市）

宇城市は、TSMCの日本工場となるJASM本体が所在する市ではないが、車で約40分の距離にある周辺市として、今回のTSMCを含む半導体企業の設備投資増強や新規拠点の活発化、広範囲なサプライチェーンの集積などで県内の経済効果を高める役割を担う地域の1つとなっている。JASMのファウンドリは2024年末までに生産開始をめざしていることから、2025年試験ライン稼働を予定するラピダスが所在する千歳市やその周辺地域への大きな参考となるため、今回の視察研修となった。

もともと、熊本は豊かな技術遺産を持っており、宇城市を含むこの地域は、シリコンバレーに先駆けて、1990年代まで世界的な半導体の拠点としてその地位を確立していた。そのため、九州には現在、日本の半導体企業の3分の1以上が集まっており、世界的な半導体需要の高まりに対応することで、日本が世界有数の半導体生産地として発展することに寄与している。

このような背景のもと、JASMから40分程度の距離にある宇城市が取り組む事業としては、大きく言えば、関連企業や投資企業を受け入れるための優遇制度と企業進出の受け皿となる用地の準備であり、その具体策を伺うことができた。土地の確保について、条件を明確にしたうえで土地の持ち主と求める企業の仲介を行う事業を市が担っていることが興味深かった。現在12の紹介できる土地を市内に確保できていることも、今後の事業展開が期待できる要因と考える。また、もう一つの市の取り組みとしては、JASMや関連企業の進出に合わせた移住者への住宅対策があるが、こちらも空き家バンクを活用した補助金制度となっていた。空き家の活用は、住居確保と空き家の解消という二本立ての利点が考えられるこ

ともあり、この事業は千歳市にとっても積極的に展開すべきと改めて考えるに至った。
宇城市と千歳市は、半導体企業立地の周辺地と当地という違いはあるが、現在千歳市が準備
すべき物件の確保という点では共通点があり今回の研修はその点でも多いに参考になった。

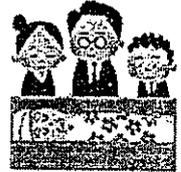
※当日配布資料など視察調査等の内容がわかる資料を添付すること。

経理責任者確認印



社会増減・自然増減

(各年度3月末)



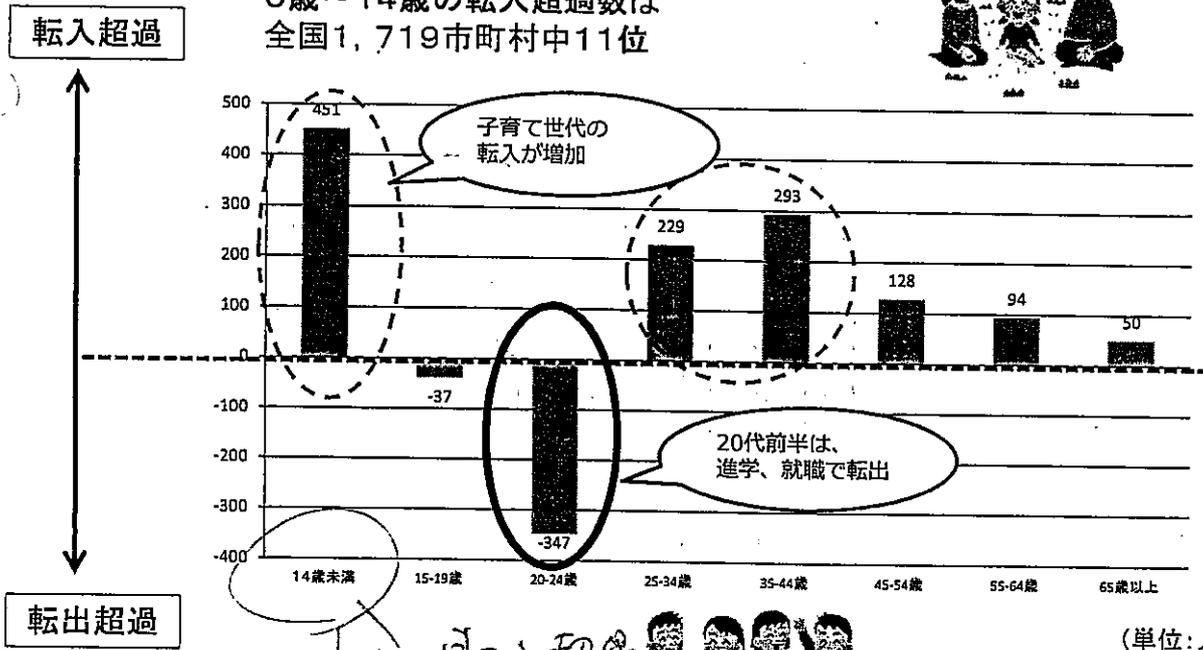
資料) 糸島市住民基本台帳 (単位:人)

年度	社会増減			減少		自然増減		増減
	転入	転出	増減	出生	死亡	増減		
22年度	3,418	▲3,660	▲242	762	▲904	▲142	▲384	
23年度	3,292	▲3,401	▲109	729	▲907	▲178	▲287	
24年度	3,364	▲3,436	▲72	697	▲914	▲217	▲289	
25年度	3,742	▲3,767	▲25	706	▲956	▲250	▲275	
26年度	3,798	▲3,607	191	709	▲876	▲167	24	
27年度	3,897	▲3,819	78	734	▲1,001	▲267	▲189	
28年度	4,112	▲3,321	791	684	▲1,014	▲330	461	
29年度	4,352	▲3,495	857	700	▲973	▲273	584	
30年度	4,658	▲3,588	1,070	694	▲999	▲305	765	
元年度	4,336	▲3,703	633	634	▲1,014	▲380	253	
2年度	4,643	▲3,479	1,164	649	▲1,014	▲365	799	
3年度	4,583	▲3,570	1,013	672	▲1,118	▲446	567	
4年度	4,839	▲3,559	1,240	694	▲1,254	▲560	680	

19

年代別社会増減 (令和4年4月~令和5年3月)

転入超過数は福岡市に次いで県内2位
0歳~14歳の転入超過数は
全国1,719市町村中11位

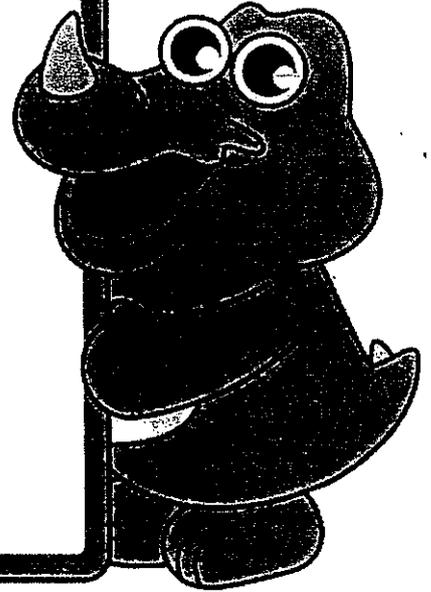


(単位:人)

↓の転入超過数
全国11位

資料) 福岡県人口移動調査

移住・定住 支援



29

マイホーム取得奨励金制度(令和4年度終了)

- 直接的な補助制度として、「マイホーム取得奨励金」を創設
- 市内で住宅を取得(新築・売買)した人を支援することで、転入促進と転出抑制の双方に効果



市内で住宅を取得し、定住した人に対し、建物の固定資産税相当額を商工会商品券で3年間交付

【認定状況】

➢ 認定件数 2,396件

うち

➢ 転入 1,417世帯

➢ 建替・転居

979世帯

➢ 平均世帯人員 3.26人

➢ 新築 1,727件

➢ 中古 669件

➢ 奨励金額：402,565,000円
(平均58,000円/1件)

※ 令和4年度までの実績

30

オンライン移住相談会



コロナ禍でも、自宅から気軽に参加可能

- 糸島市の紹介
- 先輩移住者の体験談
- 先輩移住者のトークセッション
- 希望テーマごとのグループ相談

33

オンライン移住相談



知識が豊富な定住支援員が行う移住相談を、窓口や電話に加え、令和2年度よりオンラインでも開始
現在は相談の3割がオンライン

「糸島ってどんなところ？」
「現地に行く時間がない...」
「移住に興味はあるけど不安」
知りたいことは、 オンラインで気軽に相談！

34

いつでも
どこでも

糸島市 オンライン 移住相談

無料・予約制

「糸島ってどんなところ？」
「現地に行く時間がない…」
「移住に興味はあるけど不安」
知りたいことは、
オンラインで気軽に相談！



相談日時・予約方法

■相談日時 平日 9:30~16:30
(1組あたり30分程度/最終相談開始時間16:00~)

■予約方法 下記ご案内ページから予約をお願いします。(随時受付)

【オンライン相談ご案内ページ】

<https://itoshimalife.city.itoshima.lg.jp/online/>



相談の流れ

① 予約する



相談希望日の3開庁日
前までに予約フォーム
からお申込みください。

② メールが届く



メールで日程を調整の上、
相談日時とzoomの招待
メール(URL)が届きます。

③ アプリをダウンロード



初めてzoomを使われる方は、
招待URLをクリックして事前に
アプリをダウンロードします。

④ 相談する



予約時間に、アプリを立
ち上げてオンライン相談
のスタートです！

お問い合わせ

糸島市 地域振興部 コミュニティ推進課 人口減少地域対策係
〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号
Tel 092-332-2062(直通) Email community@city.itoshima.lg.jp

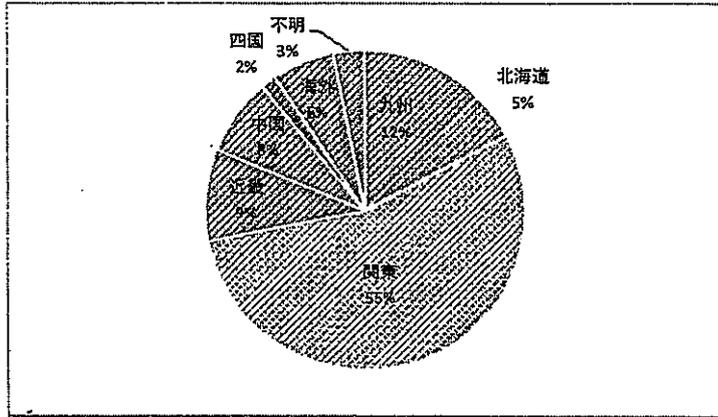
糸島市 オンライン移住相談会

第一回	R3.3.21	18名 (10:00の回 13名 12:00の回 5名)
第二回	R3.9.12	28名 (9:00の回 14名 11:00の回 14名)
第三回	R4.2.13	18名 (9:00の回 9名 11:00の回 9名)
計		64名

→ 16名移住 (25.06)

参加者居住地

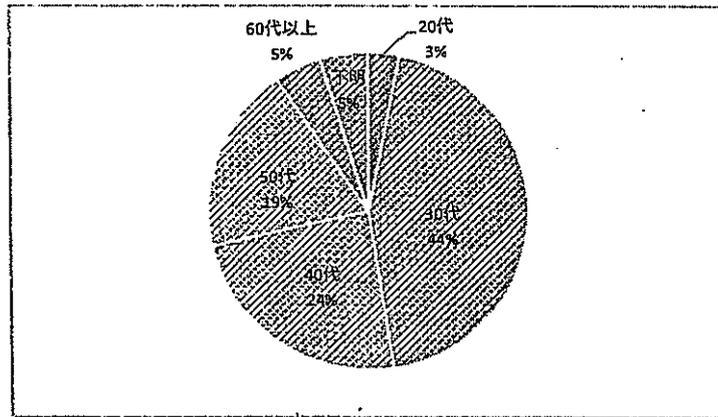
九州	8
北海道	3
東北	0
関東	35
中部	0
東海	0
近畿	6
中国	5
四国	1
沖縄	0
海外	4
不明	2



※居住地の九州9名のうち、福岡県は8名、福岡市西区は3名

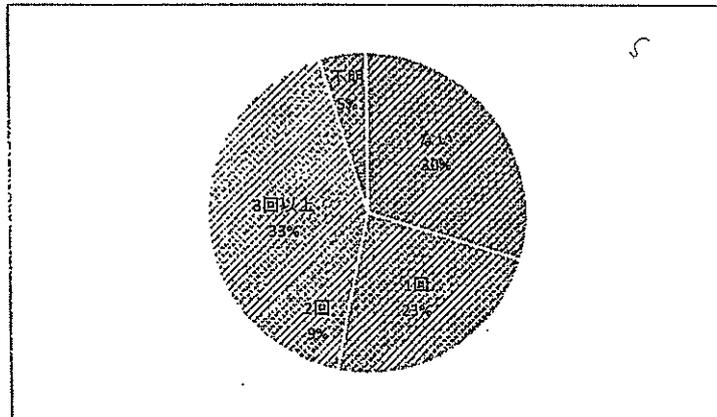
参加者年代

20代	2
30代	28
40代	15
50代	12
60代以上	3
不明	3



糸島市への訪問数

1回	19
2回	15
3回	6
3回以上	21
不明	3

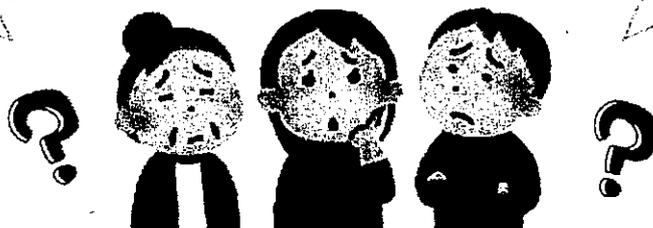


※参加者64名のうち25% (16名) は糸島市へ転入済みまたは転入予定
 ※転入者のうち、市街地の校区へ10名、その他校区へ5名転入

糸島への移住を
検討しているけど…

実際、どんなところ
なのかな？

移住後はどんな
生活になるのかな？



移住に関する不安や疑問を

地域コーディネーター

に相談してみませんか？

糸島市では、生活に密着した地域情報の提供や、移住に関する不安や疑問の解消を目的として地域コーディネーターを市内15小学校区に配置しています。お気軽にご相談ください。

私達が相談に応じます！



メールまたは電話でお申し込みください。

対面はもちろん、オンライン(Zoom)での相談も可能です。

糸島市 地域コーディネーター 検索



相談は無料だゴン！

お問い合わせ・申し込み

糸島市 地域振興部 コミュニティ推進課 人口減少地域対策係
〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号
Tel 092-332-2062(直通) Email community@city.itoshima.lg.jp

地域コーディネーターが地域密着情報を

市内16小学校区のうち、15校区に地域コーディネーターを配置し、転入希望者に地域密着情報（買い物する場所、子育て環境、地域行事）を提供。

移住の不安を少しでも軽減して、スムーズに地域に馴染んで欲しい！

＜地域コーディネーターの活動内容＞

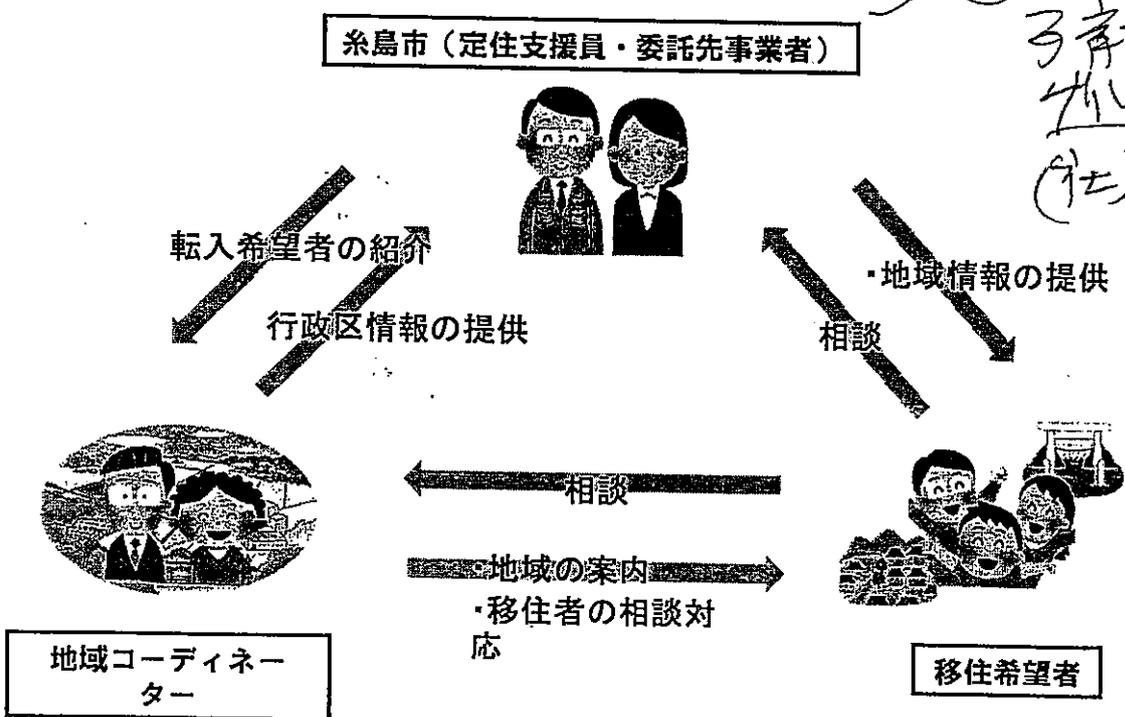
- 転入希望者への相談対応
- 転入後のフォローアップ



コーディネーター

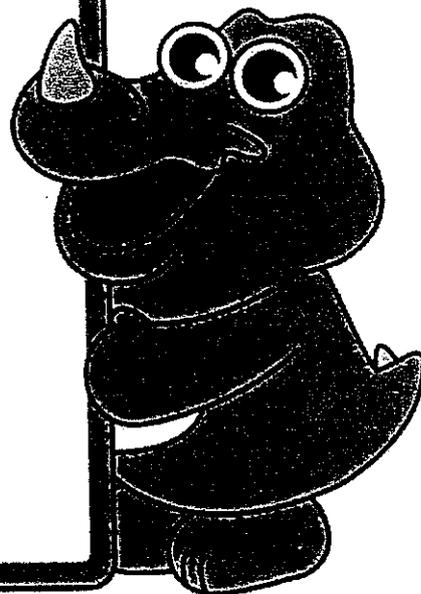
人口減少地域が2つ → 社会福祉協議会

コーディネーターの選考
 子育て支援
 買い物支援
 (社) ↓
 福祉
 相談に
 対応



119 3500A

結婚支援



41

新婚生活を応援します！

～ 糸島市結婚新生活支援金 ～

糸島市では、市内居住し、令和5年3月1日から令和6年2月29日までに婚姻届を提出・受理された夫婦に結婚新生活支援金を交付します。

この制度は令和5年4月1日から令和6年2月29日までに支払った、婚姻に伴う住宅取得費用や改修費用、家賃、引越費用などの一部を助成するものです。

支援金額

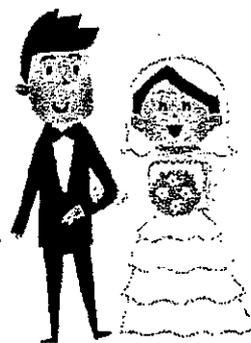
婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下の場合 **最大30万円**

婚姻日の年齢が夫婦ともに29歳以下の場合 **最大60万円**

対象となる費用

令和5年4月1日から令和6年2月29日までに支払った婚姻に伴う費用

- ① 住宅取得費用 (住宅の購入代金、本体工事費)
- ② 住宅改修費用 (住宅のリフォーム費用)
- ③ 住宅賃借費用 (家賃 (共益費含む)、敷金、礼金、仲介手数料)
- ④ 引越費用 (引越業者、または運送業者に支払った費用)



42

◆いとしま出会いサポートセンター

年度	相談・面談	登録			引き合わせ	成婚
		男性	女性	合計		
3	92	70	48	118	52	2人(1組)
4	141	110	78	188	322	3人(2組)

令和4年度 運営委託費 403万円

委託先

>一般社団法人 いとしま結婚応援団

代表理事 内野 昭人 氏

場所、営業時間

>糸島市前原東二丁目2-3

前原コミュニティセンターの隣（旧青修館）

>金曜日：16時～21時

土・日曜日：10時～21時

業務内容

>結婚を希望する独身男女に対して、相談員等が、出会いや結婚に関する個別相談に対応

>マッチングシステムや対面による出会いの場を提供したり、情報発信する

>面談、引き合わせ、成婚までのサポートを行う

スタッフ・体制

>4名（すべて女性）

>営業時間中は1～2名程度が在所

事業費等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(予算)
委託費	2,825,240	4,173,840	4,344,000
その他（需用費、役務費、使用料、工事等）	855,068	777,558	1,047,000
事業費合計	3,680,308	4,951,398	5,391,000
（うち交付金）	1,732,000	3,300,000	4,005,000
（市負担分）	1,948,308	1,651,398	1,386,000

◆婚姻件数（婚姻届市民課窓口受理数）

年度	29	30	元	2	3	4
件数	384	322	385	349	278	299

◆婚姻件数（人口動態調査 e-Stat）※件数は年度単位ではなく「年」単位

年度		30	元	2	3	4
件数	糸島市	301	342	297	300	未発表
	福岡県	25,265	25,777	22,745	22,009	未発表

◆結婚新生活補助金

年度	年代	認定申請	認定決定		交付申請	交付決定	
			件数	認定額		件数	交付額
3	新規	—	49	19,921,000	47	47	19,072,000
4	継続	20代	21	11,913,000	83	19	4,169,000
		30代				2	372,000
	新規	20代	63	21,924,000		31	12,845,000
		30代				31	8,592,000

※1件認定申請のみ

交付実績等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	47件 29歳未満：29件 39歳未満：18件	新規62件 継続21件 29歳未満：50件 39歳未満：33件	新規100件 継続40件 R5.9：新規10件 継続16件	(見込み) 継続40件
交付金額	19,072,000	25,978,000	56,000,000	8,000,000
その他経費	—	—	358,000	—
補助率	2/3	2/3	2/3	2/3
事業費合計	19,072,000	25,978,000	56,835,800	8,000,000
(うち交付金)	11,899,000	17,318,000	37,333,000	5,333,000
市負担分	コロナ交付金 5,950,000 市単1,223,000	コロナ交付金 8,660,000	ふるさと応援基金 19,502,800	2,667,000
人件費	0.3人	0.5人	0.5人	0.2人

空き家・空き地オーナーのみなさま！空き家バンクをご存じですか？

あなたの使っていない物件を

糸島市空き家バンク

有効活用しませんか？



✓売却収入を得て維持管理から解放

✓家賃などの収入を得ながら資産を維持

✓空き家・空き地の活用で地域活性化に貢献

相続も複雑になるよ

固定資産税や管理費もずっとかかるよ

火事やイタズラの心配も

地震や台風による倒壊も不安...

雑草が伸び放題



空き家や空き地を放置すると



景観も悪化しちゃう...

空き家バンク制度とは？

空き家バンクとは、市内にある空き家・空き地の売買・賃貸を希望する所有者から登録をいただいた情報を、市ホームページを通して公開し、定住や空き家・空き地の利用を希望する方に情報提供する制度です。

実際にご覧ください！

糸島市 空き家バンク

検索

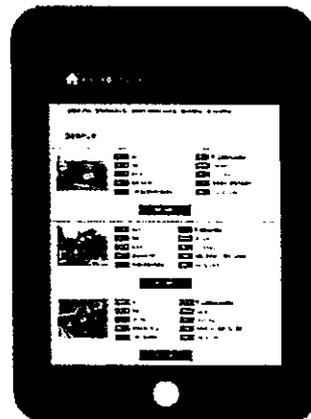


※実際の売買・賃貸借契約は、所有者があらかじめ指定する不動産業者（市の登録業者）が媒介することとなります。

なるほど！
こんな感じで紹介してくれるのね！



幅広い人に物件を紹介できそうだ



相談・登録は無料です！

お問合せ先

糸島市コミュニティ推進課
☎ 092-332-2062
Email : community@city.itoshima.lg.jp

貸したいけど、田舎で希望者がいるかな？



荷物を処分する方法が分からない...

仏壇を置いたまま... 相続もどうすればいいかしら？

詳細は裏面をご覧ください ▶▶

空き家バンク



物件番号 80057
 売家/買家 売家
 土地面積 840.8㎡
 建築年月 昭和31年5月
 仲介者 不動産部

所在地 二丈石崎
 建物面積 164.46㎡
 間取り 4LDK以上
 設備 駐車場有、農業用倉庫有
 連絡先 092-322-2126

物件の詳細へ



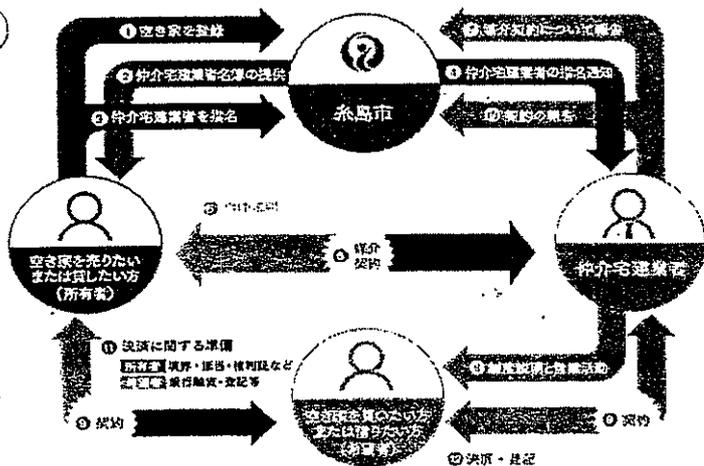
物件番号 80060
 売家/買家 売家
 土地面積 137.24㎡
 建築年月 平成20年3月
 仲介者 不動産部

所在地 二丈深江
 建物面積 76.6㎡
 間取り 2LDK
 設備 駐車場1台(1台増設可)
 連絡先 092-322-2126

物件の詳細へ

空き家バンク

H25年度から開始



年度	新規登録	成約
平成25年度	21	15
平成26年度	1	4
平成27年度	0	0
平成28年度	10	5
平成29年度	9	5
平成30年度	11	9
令和元年度	14	10
令和2年度	6	7
令和3年度	9	7
令和4年度	6	8
合計	87	70

87の登録、70件の成約 (成約率：81%)

R5年3月末時点

- 移住希望者の居住の受皿
- 所有者が、空き家を有効活用する入口
- 特定空き家となる前の活用手段



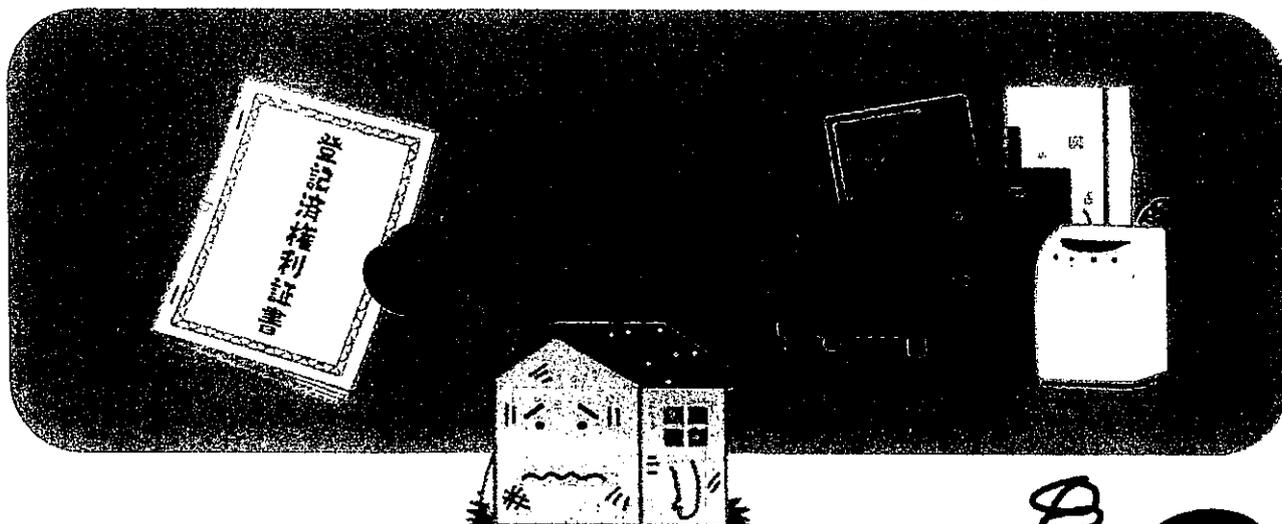
空き家活用



推進補助金

相続登記

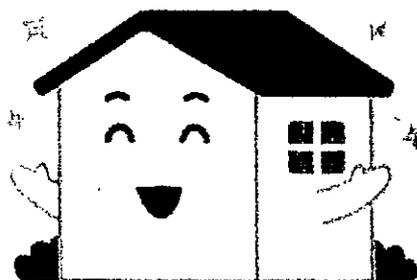
家財撤去



糸島市は、空き家の売却または賃貸をするために、
相続登記や家財撤去をする空き家の所有者に、
費用の一部をサポートします。



最大30万円



まずは、ご相談ください。



お問合せ先

糸島市コミュニティ推進課 人口減少地域対策係
〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

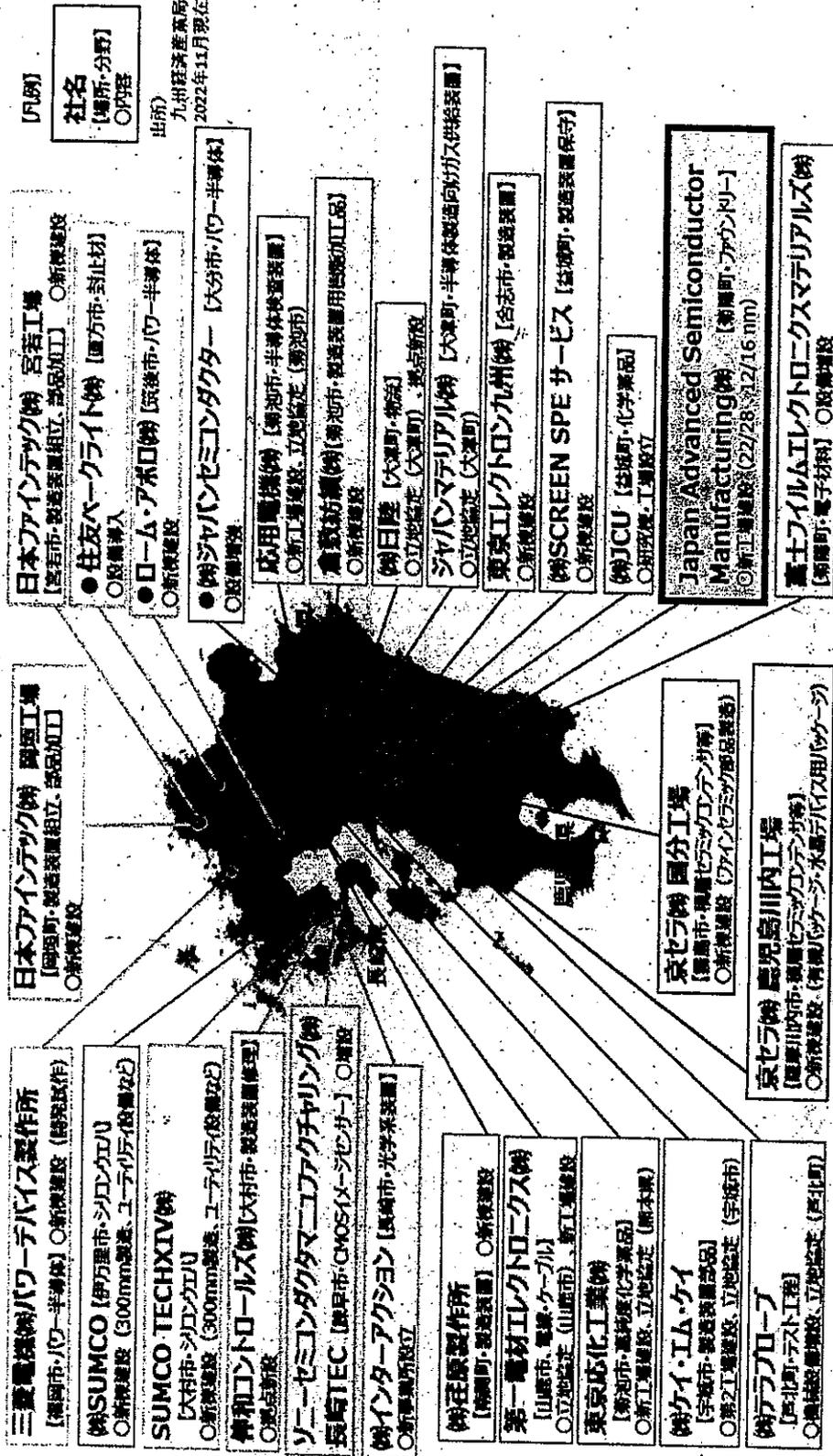
☎ 092-332-2062
✉ community@city.itoshima.lg.jp



◎ TSMC進出の影響 (半導体関連企業進出)

- ▶ 関連の製造品出荷額 約1.5兆円、IC生産 全国シェア4割
- ▶ 約1,000社が集積、半導体を核に広範囲なサプライチェーン
- ▶ 新たにTSMCなど、設備投資増強・新規拠点を進出が活発化。

(公表ベース)
投資額：1兆3,350億円超



【凡例】

社名
【場所・分野】
○内証

出所
九州経済産業高局
2022年11月現在

菊陽町
長崎県



◎ 宇城市の企業誘致の取組み

- 市内で投資を行う企業への優遇策を充実
- 企業進出の受け皿となる用地の準備

① 本市の優遇制度 ～県内トップクラス～

1. 設備投資補助: 設備投資額 × 2% (上限5,000万円)
2. 用地取得補助: 用地取得価額 × 30% (上限5,000万円)
3. 補助要件の緩和(雇用量無し)、対象業種の拡大

新設

改正

② 工場建設・拡張に活用できる土地の確保

■ 接道があり 3,000 m²以上で売買・賃貸が

可能な土地情報を登録いただき、HPに

掲載。

詳細はコチラ



企業誘致に活用できる
土地 ありませんか

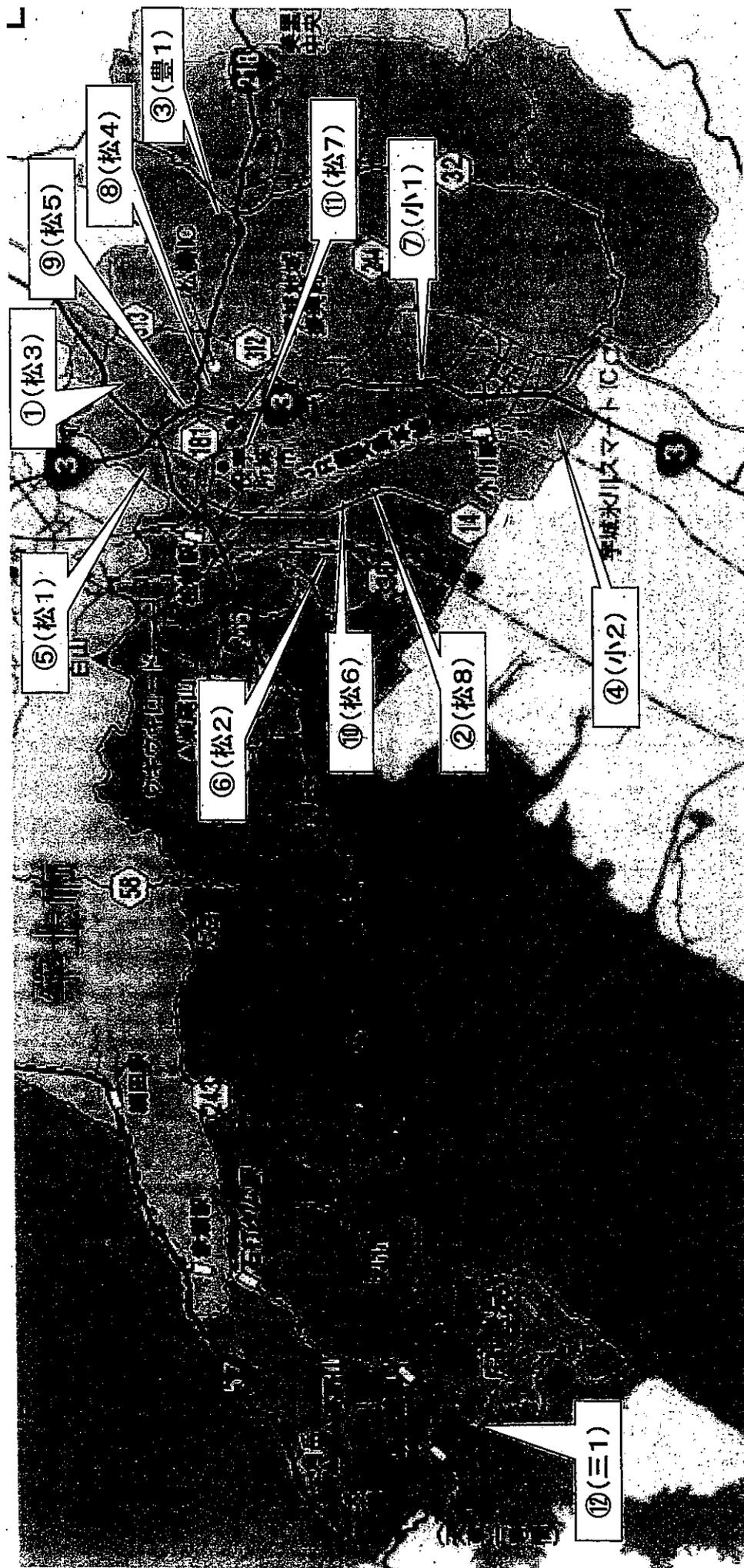
企業から土地を求めると情報が届いていません!!
あなたが所有している土地を有効活用しませんか。

対象
○ 面積が100㎡以上の1段の土地
○ 買戻・賃貸可能な自己の所有地
※ 本市が土地を取得する目的で仕切りまたは、企業等に土地情報の提供を行ない
企業が買戻・賃貸を取引することになります。

問い合わせ
宇城市 産業振興課
0994-37-3900
〒897-8501 宇城市 産業振興課



◎産業用地の確保状況



◎用地一覽

用地情報	場所・面積等	状況	用地情報	場所・面積等	状況
① (松 3) 松橋IC 約8分	松橋町高保山 約6,200m ² 売買 価格応相談	早期稼働地並列 ＜国道沿線＞ 都市計画区域外 ・農用地	⑦ (小 1)  松橋IC 約8分	小川町河江 約1,500m ² 売買 価格応相談	＜国道3号沿線＞ 都市計画白地 ・農振地域・1種農地 ※農振除外、転用の手 続等も協力
② (松 8) 松橋IC 約11分	松橋町南豊崎② 約12,400m ² 売買 価格応相談	八代港にも近い、県道沿 線 ・都市計画区域外 ※県道沿、6,900m ² (1種 農地)、奥側、5,500m ² (農振農用地)	⑧ (松 4)  松橋IC 約11分	松橋町浦川内 約6,000m ² 売買 価格応相談	＜国道沿線＞ ・都市計画白地 ・農振白地・2種農地
③ (豊 1) 松橋IC 約6分	豊野町山崎 約134,745m ² 売買 価格応相談	県道82号(小川嘉島 線)が5分 ・都市計画区域外 ・農振有り	⑨ (松 5)  松橋IC 約6分	松橋町曲野 約3,600m ² 売買 価格応相談	＜国道3号沿線＞ 都市計画白地 ・農振白地 ※近農地だが条件次 第で転用可
④ (小 2) 松橋IC 約8分	小川町南小川 約20,509m ² 売買 価格応相談	国道8号沿線④ ・都市計画区域外 ・1種農地	⑩ (松 6)  松橋IC 約8分	松橋町南豊崎 約5,700m ² 売買 価格応相談	＜県道沿線＞ ・都市計画区域外 ※1種農地だが条件次 第で転用可
⑤ (松 1) 松橋IC 約7分	松橋町公山 約20,900m ² 売買 価格応相談	早期稼働地並列 都市計画白地 ・農用地	⑪ (松 7)  松橋IC 約7分	松橋町久具 約2,600m ² 売買 価格応相談	◆用地地域、第2種 低層住居専用地域 ・3種農地
⑥ (松 2) 松橋IC 約12分	松橋町豊崎 約5,000m ² 売買 価格応相談	八代港に近い、県道沿線 ・都市計画区域外 ・農振白地・1種農地	⑫ (三 1)  松橋IC 約12分	三角町戸馳 約31,026m ² 売買 価格応相談	早期稼働にピッタリ ・都市計画区域外 ・雑種地

【資料】移住者への住宅対策



○ 空き家を購入・賃借される方への補助金などがあります

すまい支援

空き家・空き地バンク

すまい探しは、
「空き家・空き地バンク360」で！
おまじくがのていまいなるから。

空き家の360画像が見られる！
物件検索も簡単！
ビクトラムで物件の特徴が一目でわかる！

おまじくが物件を紹介する！
【空き家・空き地バンク Instagram】

イチャイチャ情報

空家の魅力が一目でわかる

手紙のリアルがわかる

空き家改修等補助金

空き家改修等補助金（空き家改修等補助金）
空き家改修等補助金（空き家改修等補助金）
空き家改修等補助金（空き家改修等補助金）

補助額 10万円～100万円（上限あり）
補助対象事業 空き家改修等補助金



令和5年度 宇城市結婚新生活支援事業補助金

～ 新居さんの新生活を応援します!! ～



- ①年齢 〇婚姻日において夫婦ともに39歳以下
- ②婚姻日 〇令和5年3月1日～令和6年3月31日
- ③所得 〇夫婦の合計所得が500万円未満
- ※奨学金を返済している場合は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除
- ※所得500万円の目安：給与収入約680万円程度
- ④その他 〇特役の滞給がないこと・過去に当補助金（他市町村含む）の受給歴がないこと

※市税：住民税・固定資産税・軽自動車税・国保税

- ◆婚姻に伴う住居費
- ①新居の購入費
- ②新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- ③リフォーム費
- ◆婚姻に伴う前居への引越し費用
- ①引越し業者や運搬業者に支払った費用

令和5年9月13日

視察調査、研修会、陳情・要請活動参加計画書

千歳市議会議長 様

会派名 公明党議員団

代表者 代表 宮原 伸哉



次のとおり視察調査を行うので（研修会に参加するので）（陳情・要請活動を行うので）届け出ます。

議員名	公明党議員団 宮原 伸哉
期間	令和5年10月25日(水)7時00分から令和5年10月27日(金)15時00分まで
用務先 (視察先又は研修会場 又は陳情・ 要請先)	1 糸島市役所 住所：福岡県糸島市前原西1丁目1-1 2 宇城市役所 住所：熊本県宇城市松橋町大野85番地
内容 (視察調査内容、研修 内容、陳情・要請内容 等)	1 結婚新生活支援金についての視察調査 2 TSMC 進出に係る街づくりについての視察調査
備考	

※視察調査等の内容がわかる資料及び行程表などを添付すること。

経理責任者確認印



視察調査、研修会、陳情・要請活動行程表

日	時間	具体的行動	交通手段	料金
10/25 (水)	0700~0730	自宅出発→新千歳空港	自家用車	—
	0830~1055	新千歳空港→福岡空港	ADO 112 便	19,080 円
	1128~1224	福岡空港→筑前前原	JR	自己負担
	1230~1310	昼食		—
	1330~1500	糸島市役所視察		—
	1544~1626	筑前前原→博多	JR	自己負担
			西鉄Hクルーム博多宿泊	
10/26 (木)	930~1130	ホテル出発→宇城市役所	レンタカー	—
	1140~1240	昼食		—
	1300~1430	宇城市役所視察		—
	1500~1700	宇城市役所→博多	レンタカー	—
			西鉄Hクルーム博多宿泊	
10/27 (金)	0945~0959	博多→福岡空港	地下鉄	自己負担
	1135~1355	福岡空港→新千歳空港	ADO 113 便	16,080 円
	1430~1500	新千歳空港→自宅	自家用車	—

令和5年度 政務活動費支出伝票 (交通・宿泊費)

会派名 公明党議員団

(2枚中 1枚目)

代表者	経理 責任者	取扱者	伝票番号	支出区分
			9	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費
議員名		用務名 (用務先)		月日
仲山 正人 議員		結婚新生活支援金についての視察調査 (10/25) 糸島市役所：福岡県糸島氏前原西1丁目1-1		令和5年10月25日
		TSMC 進出に係る街づくりについての視察 (10/26) 宇城市役所：熊本県宇城市松橋町大野85番地		~ 令和5年10月27日
			支出金額	受領年月日
			61,160円	令和5年9月6日

(交通費明細書)

旅行 月日	出発地	到着地	鉄道賃			航空賃 船賃	バス賃等	宿泊料	計
			路程 (Km)	運 賃	急行 (特別)				
10/25	新千歳空港	福岡空港				19,080円			19,080円
/	西鉄ホテル クルーム博多						13,000円		13,000円
10/26	博多⇄宇城								
/	西鉄ホテル クルーム博多						13,000円		13,000円
10/27	福岡空港	新千歳空港				16,080円			16,080円
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
小計						35,160円		26,000円	61,160円
合計						35,160円		26,000円	61,160円

領収書等貼付用紙（交通費）

(2枚中2枚目)

伝票番号	9	支出金額	61,160 円	出発地	10/25 新千歳空港 10/27 福岡空港
		(貼付領収書金額合計)	円	到着地	10/25 福岡空港 10/27 新千歳空港

【領収書等添付欄】 領収書等を重ねて添付しないこと。

領 収 証

千歳市議会 公明党議員団
仲山 正人 様

2023年09月06日
(231025-1E0001)



金額	¥ 61,160 ※
----	------------

但し 10/25 AIRD0112 新千歳ー福岡
10/27 AIRD0113 福岡ー新千歳 航空券
10/25～2泊 博多ご宿泊（食事なし）代といたしまして
上記の金額正に領収いたしました。

Ref.No. 0000010466 予約No. 757978

北海道知事登録旅行業第2-450号
株式会社 ノース・スター
本社営業所

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

〒066-0062
北海道千歳市千代田町
5丁目5番地1 戸田ビル2F

TEL:0123-24-2121 FAX:0123-24-5514

担当者印



【摘要】 特に説明を要する事項等がある場合は記載すること。

往路料金 (ADO112 便 : 19,080 円)、復路料金 (ADO113 便 : 16,080 円)
10/26 博多～熊本県宇城市間の交通機関はレンタカーを使用 (4名)

視察調査・研修・要請活動参加報告書

千歳市議会議長 様

会派名 公明党議員団
代表者 宮原 伸哉

次のとおり視察研修・要請に参加したので報告します。

議員名	仲山 正人
期間	令和5年10月25日(水) 7時00分 から 令和5年10月27日(金) 15時00分 まで
用務先 (視察先又は研 修会場又は陳 情・要請先)	視察研修先 : 糸島市役所 (住所:住所:福岡県糸島市前原西1丁目1-1) : 宇城市役所 (住所:熊本県宇城市松橋町大野85番地)

施設視察・表敬訪問・要請の概要

1 10月25日(水) 14:30~16:00 糸島市役所

視察目的:「結婚新生活支援金について」・「移住施策について」視察調査

- ・14:30~16:00 挨拶及び視察目的の施策について説明、事前質問項目への回答

説明者: 糸島市議会事務局

局長 大神 哲広 様

糸島市地域振興部 コミュニティ推進課

課長 八尋 孔兵 様

人口減少地域対策係 係長 札本 真希 様

糸島市は、平成22年1月に「平成の大合併」により、前原市、二丈町、志摩町が合併し誕生、合併当初の人口は、100,600人で、現在の人口は103,562人(令和5年3月末現在)で、平成29年以降、毎年人口増加を続けているまちである。人口動態、空き家対策、移住・定住支援、情報発信・結婚支援などの施策について詳細な説明をいただいた。

感想

人口増加を続けるまちづくりについて、どのような施策に取り組まれているのかを学ぶ良い視察になったと考える。空き家対策では、平成25年から市に空き家バンクを設置し取組を進め87の登録数に対し70件が成約に結びついている実績値を伺った。福岡市に隣接している地域性もあると考えられるが、大きな成果と捉えた。また、政策推進のための空き家オーナー相談会や空き家活用推進補助金などを実施されていた。現在は、空き家ニーズバンクとしての取組も増えていることも詳

しくお聞きでき参考になった。移住・定住支援施策で推進されている市内15小学校区に配置されている地域コーディネーターの取組は、地域の交流が希薄化している現代において、素で話せる地域環境を創り出す大変に重要な取組であることを理解し、今後どの地域においても必要で大切な取組と考える。また、結婚支援において、経済的に苦勞が多い若い方へ新婚新生活支援金制度は、多くの若い世帯に感謝される支援であり、物価高が続く現況において大きな成果を生む施策であると感じた。最後に、今回の糸島市視察で学んだ施策について、千歳市への必要性を考えていきたい。

2 10月26日(木) 13:30~15:00 宇城市役所

視察目的：TSMC進出に係る街づくりについての視察調査

・13:30~15:00 挨拶及び視察目的の施策についての説明、事前質問項目への回答
説明者：宇城市議会事務局
市長政策部
地域振興課
しごと創生係

局長	植野 修 様
部長	元田 智士 様
課長	森平 健一 様
課長補佐	御船 保博 様

宇城市は、人口約58,000人のまちでTSMC進出の菊陽町から車で40分の位置に所在し、市内に高速ICを2カ所擁し、熊本空港から車で30分、福岡空港から新幹線で38分の交通の利便性が良いまちである。県内に半導体企業の進出による経済効果が示される中、市内への関連産業の企業誘致やそれに伴う住宅政策などについて詳細な説明をいただいた。

感想

TSMC進出地域が県北地域で、宇城市は県南に位置しているため30km以上の距離があり、現状は、半導体関連企業の誘致に繋がっていない。しかしながら、大きな経済効果が期待される事業に、街として交通の利便性の高い地域性をアピールしサプライチェーン産業誘致などを含め、企業誘致出来るよう取組を進められていた。現在、街の工業用地は全て使用されており、企業進出の受け皿となる用地を準備する施策を推進し、12カ所を用意され進出に対する優遇制度の新設や改正し発信へ努力されていた。また、住宅政策として、すまい支援の施策に取組、「空き家・空き地バンク」、「空き家改修等補助金」の施策を推進されていた。今回の視察を通し、国家プロジェクトである半導体事業へ多くの市町が可能性を追求し、経済効果を期待し施策を推進しており、千歳市においても、ラピダス進出による経済効果を多く得る施策の展開が重要で、特に、工業地・住宅政策・交通政策などは、細かな部分まで検討する必要性を感じた。

※当日配布資料など視察調査等の内容がわかる資料を添付すること。

経理責任者確認印



令和5年9月13日

視察調査、研修会、陳情・要請活動参加計画書

千歳市議会議長 様

会派名 公明党議員団

代表者 代表 宮原 伸哉



次のとおり視察調査を行うので（研修会に参加するので）（陳情・要請活動を行うので）届け出ます。

議員名	公明党議員団 仲山 正人
期間	令和5年10月25日(水)7時00分から令和5年10月27日(金)15時00分まで
用務先 (視察先又は研修会場 又は陳情・ 要請先)	1 糸島市役所 住所：福岡県糸島市前原西1丁目1-1 2 宇城市役所 住所：熊本県宇城市松橋町大野85番地
内容 (視察調査内容、研修 内容、陳情・要請内容 等)	1 結婚新生活支援金についての視察調査 2 TSMC 進出に係る街づくりについての視察調査
備考	

※視察調査等の内容がわかる資料及び行程表などを添付すること。

経理責任者確認印



令和5年9月13日

公明党議員団 仲山 正人

視察調査、研修会、陳情・要請活動行程表

日	時間	具体的行動	交通手段	料金
10/25 (水)	0700~0730	自宅出発→新千歳空港	自家用車	—
	0830~1055	新千歳空港→福岡空港	ADO 112 便	19,080 円
	1128~1224	福岡空港→筑前前原	JR	自己負担
	1230~1310	昼食		—
	1330~1500	糸島市役所視察		—
	1544~1626	筑前前原→博多	JR	自己負担
			西鉄Hクレーム博多宿泊	
10/26 (木)	930~1130	ホテル出発→宇城市役所	レンタカー	—
	1140~1240	昼食		—
	1300~1430	宇城市役所視察		—
	1500~1700	宇城市役所→博多	レンタカー	—
			西鉄Hクレーム博多宿泊	
10/27 (金)	0945~0959	博多→福岡空港	地下鉄	自己負担
	1135~1355	福岡空港→新千歳空港	ADO 113 便	16,080 円
	1430~1500	新千歳空港→自宅	自家用車	—

61.160

令和5年度 政務活動費支出伝票 (交通・宿泊費)

会派名 公明党議員団

(2枚中 1枚目)

代表者	経理 責任者	取扱者	伝票番号	支出区分
			10	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費
議員名		用務名 (用務先)		月日
平川 美由紀 議員		結婚新生活支援金についての視察調査 (10/25) 糸島市役所：福岡県糸島氏前原西1丁目1-1		令和5年10月25日
		TSMC 進出に係る街づくりについての視察 (10/26) 宇城市役所：熊本県宇城市松橋町大野85番地		令和5年10月27日
			支出金額	受領年月日
			61,160円	令和5年9月6日 

(交通費明細書)

旅行 月日	出発地	到着地	鉄道賃			航空賃 船賃	バス賃等	宿泊料	計
			路程 (Km)	運 賃	急行 (特別)				
10/25	新千歳空港	福岡空港				19,080円			19,080円
/	西鉄ホテル クルーム博多						13,000円		13,000円
10/26	博多⇄宇城								
/	西鉄ホテル クルーム博多						13,000円		13,000円
10/27	福岡空港	新千歳空港				16,080円			16,080円
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
小計						35,160円		26,000円	61,160円
合計						35,160円		26,000円	61,160円

領収書等貼付用紙 (交通費)

(2枚中2枚目)

伝票番号	10	支出金額	61,160 円	出発地	10/25 新千歳空港
		(貼付領収書金額合計)	円	到着地	10/27 福岡空港 10/25 福岡空港 10/27 新千歳空港

【領収書等添付欄】 領収書等を重ねて添付しないこと。

領 収 証

千歳市議会 公明党議員団
平川 美由紀 様

2023年09月06日
(231025-1E0001)



金額	¥ 61,160 ※
----	------------

但し 10/25 AIRD0112 新千歳ー福岡
10/27 AIRD0113 福岡ー新千歳 航空券
10/25～2泊 博多ご宿泊 (食事なし) 代といたしまして
上記の金額正に領収いたしました。

Ref.No. 0000010467 予約No. 757978

北海道知事登録旅行業第2-450号

株式会社 ノース・スター
本社営業所

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

〒066-0062
北海道千歳市千代田町
5丁目5番地1 戸田ビル2F

TEL:0123-24-2121 FAX:0123-24-5514

担当者印



【摘要】 特に説明を要する事項等がある場合は記載すること。

往路料金 (ADO112 便 : 19,080 円)、復路料金 (ADO113 便 : 16,080 円)
10/26 博多～熊本県宇城市間の交通機関はレンタカーを使用 (4名)

令和5年11月6日

視察調査、研修会、陳情・要請活動参加報告書

千歳市議会議員 様

会派名 公明党議員団
 代表者 宮原 伸哉



次のとおり視察調査を行なったので報告します。

議員名	公明党議員団 平川美由紀
期間	令和5年10月25日(水)7時00分から令和5年10月27日(金)15時00分まで
用務先 (視察先又は 研修会場又 は陳情・要請 先)	1. 糸島市役所 (福岡県糸島市前原西1丁目1-1) 2. 宇城市役所 (熊本県宇城市松橋町大野85番地)

視察調査内容

1 視察調査目的
<ul style="list-style-type: none"> 1. 結婚新生活支援金についての視察調査 2. TSMC進出に係る街づくりについての視察調査
2 視察調査先対応者
<ul style="list-style-type: none"> 1. 糸島市役所 <ul style="list-style-type: none"> 議会事務局 大神哲広 局長 地域振興部 コミュニティ推進課 八尋孔兵 課長 地域振興部 コミュニティ推進課 札本真希 人口減少地域対策係長 2. 宇城市役所 <ul style="list-style-type: none"> 議会事務局 植野 修 局長 市長政策部 元田智士 部長 市長政策部 地域振興課 森平健一 課長 市長政策部 地域振興課 しごと創生係 御船保博 課長補佐
3 視察調査概要
<ul style="list-style-type: none"> 1. 「移住施策」 <ul style="list-style-type: none"> 「結婚新生活支援事業」 「いとしま出会いサポートセンター」

2. 「TSMC の進出を受けての取組及び今後の展望」

4 具体的な視察調査内容

1. 現在の若い子育て世代の方が悩まれる課題などに対応する力強い支援事業であり、移住定住事業とも関わりが深いことから、事業の制度設計や実績、展望などを伺う。
2. 半導体製造工場の進出で、工場稼働までに取り組まなければならない課題に対して、どのような取り組みを推進されているかについて学ぶ。

5 市政との関連性、市政の課題等について、本視察調査をどのように生かしていくのか、又は、市政に反映させていくのか。

1. 結婚新生活支援金について

糸島市は平成 25 年まで人口減少が続いていたが、同年に移住・定住促進の部署を開設した結果、平成 28 年から転入超過が続いている。

中でも、子育て世代の転入が増加している理由として、豊かな自然が豊富な町ながら、福岡中心部への交通アクセスが良いことと、クリエイティブな人々が集まり面白いビジネスが生まれていることがあげられる。

様々な情報誌にも取り上げられ、イギリスの情報誌の「世界で最も魅力的な小都市ランキング」で世界 3 位の評価は驚きである。

また、市内の校区に「地域コーディネーター」を配置し、移住希望者に地域密着情報を提供しており、移住してきた人が「地域コーディネーター」として、移住希望者の相談にのるなど大きな力になっていることから、千歳市においても「地域コーディネーター」の配置に取り組んではどうかと考える。

2. TSMC 進出に係る街づくりについて

宇城市は、菊陽町から 30 キロほど離れていることから、一緒に視察に行った北広島市としては共通点があるものの、千歳市とは状況が違うようだ。

TSMC が立地する熊本県北部に、技術者や資材・機材が流れてしまい宇城市がある南部にはこない状況とのこと。

そのような中でも、市民に対して企業誘致に活用できる土地を貸したり、譲ったりできないか呼びかけを行い、企業進出の受け皿となる用地を準備している。

また、学校給食費の無料化を実施しており、移住定住の推進に取り組んでいる。

千歳市は半導体製造工場の建設地であることから、近隣市町村と連携しながら様々な課題をクリアしていかなければならない立場にあるのだと強く感じた。

以上

※当日配布資料など視察調査等の内容がわかる資料を添付すること。

経理責任者確認
印



令和5年9月13日

視察調査、研修会、陳情・要請活動参加計画書

千歳市議会議長 様

会派名 公明党議員団

代表者 代表 宮原 伸哉



次のとおり視察調査を行うので（研修会に参加するので）（陳情・要請活動を行うので）届け出ます。

議員名	公明党議員団 平川 美由紀
期間	令和5年10月25日(水)7時00分から令和5年10月27日(金)15時00分まで
用務先 (視察先又は研修会場 又は陳情・ 要請先)	1 糸島市役所 住所：福岡県糸島市前原西1丁目1-1 2 宇城市役所 住所：熊本県宇城市松橋町大野85番地
内容 (視察調査内容、研修 内容、陳情・要請内容 等)	1 結婚新生活支援金についての視察調査 2 TSMC進出に係る街づくりについての視察調査
備考	

※視察調査等の内容がわかる資料及び行程表などを添付すること。

経理責任者確認印



視察調査、研修会、陳情・要請活動行程表

日	時間	具体的行動	交通手段	料金
10/25 (水)	0700~0730	自宅出発→新千歳空港	自家用車	—
	0830~1055	新千歳空港→福岡空港	ADO 112 便	19,080 円
	1128~1224	福岡空港→筑前前原	JR	自己負担
	1230~1310	昼食		—
	1330~1500	糸島市役所視察		—
	1544~1626	筑前前原→博多	JR	自己負担
			西鉄 H クレーム博多宿泊	
10/26 (木)	930~1130	ホテル出発→宇城市役所	レンタカー	—
	1140~1240	昼食		—
	1300~1430	宇城市役所視察		—
	1500~1700	宇城市役所→博多	レンタカー	—
			西鉄 H クレーム博多宿泊	
10/27 (金)	0945~0959	博多→福岡空港	地下鉄	自己負担
	1135~1355	福岡空港→新千歳空港	ADO 113 便	16,080 円
	1430~1500	新千歳空港→自宅	自家用車	—

令和5年度 政務活動費支出伝票 (交通・宿泊費)

会派名 公明党議員団

(3 枚中 1 枚目)

代表者	経理 責任者	取扱者	伝票番号	支出区分
			11	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input checked="" type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費
議員名		用務名 (用務先)		月日
仲山 正人 議員		JOC 指定強化センター研修(11/21) 味の素ナショナルトレーニングセンター：東京都北区 西が丘3丁目15-1		令和5年11月21日 ～
		千歳市の自衛隊体制強化を求める要望(11/22) 防衛省：東京都新宿区市谷本村町5-1		令和5年11月22日
			支出金額	受領年月日
			45,178円	令和5年9月21日 

(交通費明細書)

旅行 月日	出発地	到着地	鉄道賃			航空賃 船賃	バス 賃等	宿泊料	計
			路程 (Km)	運 賃	急行 (特別)				
11/21	新千歳空港	羽田空港				14,430円			14,430円
/	都市センター ホテル						11,818円		11,818円
11/22	羽田空港	新千歳空港				18,930円			18,930円
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
小計						33,360円		11,818円	45178円
合計						33,360円		11,818円	45,178円

領収書等貼付用紙 (交通費)

(3枚中2枚目)

伝票番号	11	支出金額	33,360 円	出発地	11/21 新千歳空港 11/22 羽田空港
		(貼付領収書金額合計)	円	到着地	11/21 羽田空港 11/22 新千歳空港
【領収書等添付欄】 領収書等を重ねて添付しないこと。					

領 収 証

千歳市議会 公明党議員団
仲山 正人 様

2023年09月21日
(231121-1E0003)

金額 ¥ 33,360 ※

但し 11/21 AIRD014 新千歳→羽田
11/22 AIRD035 羽田→新千歳 航空券代として

上記の金額正に領収いたしました。

Ref.No. 0000010544 予約No. 758177

北海道知事登録旅行業第2-450号

株式会社 ノース・スター・トラベル
本社営業所

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

〒066-0062
北海道千歳市千代田町
5丁目5番地1 戸田ビル2F

TEL:0123-24-2121 FAX:0123-24-5514

担当者印



【摘要】 特に説明を要する事項等がある場合は記載すること。

往路料金 (ADO14 便 : 14,430 円)、復路料金 (ADO35 便 : 18,930 円)

領収書等貼付用紙 (交通費)

(3枚中3枚目)

伝票番号	11	支出金額	11,818 円	出発地	—
		(貼付領収書金額合計)	円	到着地	—

【領収書等添付欄】領収書等を重ねて添付しないこと。

Trip.com Group

TRIP.COM TRAVEL SINGAPORE PTE. LTD.
企業登録番号/GST登録番号: 201613701E

予約番号: 26703110542

支払日: 2023年9月8日

電子領収書

宿泊者情報	
会社名	千歳市議会公明党議員団
宿泊者姓名	今野正恵、仲山正人、平川美由紀
メールアドレス	

予約内容詳細	円
ご宿泊施設	都市センターホテル
チェックイン日	2023年11月21日
チェックアウト日	2023年11月22日
客室数	1
合計金額	11,818

この領収書は自動的に生成されたものです。



TRIP.COM TRAVEL SINGAPORE PTE. LTD.

令和5年11月24日

視察調査、研修会、陳情・要請活動参加報告書

千歳市議会議員 様

会派名 公明党議員団

代表者 宮原 伸哉



次のとおり視察研修・要請に参加したので報告します。

議員名	仲山 正人
期間	令和5年11月21日(火) 7時30分 から 令和5年11月22日(水) 21時50分 まで
用務先 (視察先又は研 修会場又は陳 情・要請先)	施設視察研修 : 味の素ナショナルトレーニングセンター (住所: 東京都北区西が丘3丁目15-1) 表敬・要請 : 防衛省 (東京都新宿区市谷本村町5-1)

要請・政策勉強会の概要

1 11月21日(火) 14:00~15:30

味の素ナショナルトレーニングセンター視察研修

・14:00~15:30 挨拶及び施設視察

施設案内&説明: 日本陸連ナショナルチームコーチ 陸上競技 東中友哉様

感想

昨年10月20日に千歳市青葉陸上競技場が、公益財団法人 日本オリンピック委員会から「JOC認定競技別強化センター」に認定を受け、同センターのトップである味の素ナショナルトレーニングセンターの施設視察をさせていただいた。今年2月にも同施設を視察させていただいたが、陸上競技場がリニューアル中で見学不可であったため、リニューアル後の施設見学を市議会スポーツ議連の9名で施設視察研修を受入れ頂いた。競技場内はフィールドが天然芝で、トラックは当市の青葉陸上競技場と同様のブルーに変更され、トラック上部は屋根が設置されていた。雨天などの悪天候などでも普段通りのトレーニングが可能な施設へリニューアルされていた。競技場内のトレーニングルームなども選手への配慮が充実されており、利用される選手からも高評価の様であり、当日はメダリストの選手がトレーニングされているところも拝見できた。日本のトップアスリートの方々が日々トレーニングされる施設であり、世界に通用する選手の育成に配慮された施設を視察研修となった。今後、青葉陸上競技場についても、老朽化による施設改修が進められていくと思うが、施設改修時に参考にすべき視察となった。

2 11月22日(水) 13:00~15:00 防衛省

横田市長が会長を務める「千歳市に於ける自衛隊の体制強化を求める期成会」と共に千歳市議会防衛議員16名で、森下陸上幕僚長、小林幕僚副長、伊達陸上幕僚監部防衛課長、木屋陸上幕僚監部監理部会計課長、三宅防衛大臣政務官、和田防衛大臣補佐官、小笠原航空幕僚副長の各々に対し「千歳市の自衛隊体制強化を求める要望書」並びに「自衛隊と地域コミュニティとの連携に関する要望書」について手交した。

また、今回の要望活動に参加した市議会防衛議員16名を代表して佐々木防衛議員連盟会長から現場の自衛官の切実な声を伝えた。ここ数年、募集人数に満たない雇用状況による厳しい職場環境や生活面での充実に対する処遇改善の早期実現を強く求めた。

感想

千歳市は自衛隊の方々と共存共栄する中で、これからも成長を続けていく街であり地域のコミュニティには、自衛官や自衛官OBは欠かせません。現在は、厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、自衛隊の方々が日々国防のために活躍いただき、国民の命を守るために御尽力されていることに日頃より感謝しております。

千歳市の自衛官は9200名程度と聞いていますが、今回の要望活動により少しでも自衛官の環境改善が進められるよう、佐々木会長から自衛官の生の声を伝えることができたことは、非常に価値ある活動になったと考えます。今後も防衛議員として、自衛官の課題などに対し、処遇改善なども含め善処出来るよう活動をしていきます。

※当日配布資料など視察調査等の内容がわかる資料を添付すること。

経理責任者確認印



令和5年11月6日

視察調査、研修会、陳情・要請活動参加計画書

千歳市議会議長 様

会派名 公明党議員団

代表者 代表 宮原 伸哉



次のとおり視察調査を行うので（研修会に参加するので）（陳情・要請活動を行うので）届け出ます。

議員名	公明党議員団 仲山 正人
期間	令和5年11月21日(火)7時30分から令和5年11月22日(水)21時20分まで
用務先 (視察先又は研修会場 又は陳情・ 要請先)	1 味の素ナショナルトレーニングセンター 住所：東京都北区西が丘3丁目15-1 2 防衛省 住所：東京都新宿区市谷本村町5-1
内容 (視察調査内容、研修 内容、陳情・要請内容 等)	1 ナショナルトレーニングセンターにおけるJOC指定強化センターの施設整備の研修 2 千歳市の自衛隊体制強化を求める要望
備考	

※視察調査等の内容がわかる資料及び行程表などを添付すること。

経理責任者確認印



令和5年11月6日
公明党議員団 仲山 正人

視察調査、研修会、陳情・要請活動行程表

日	時間	具体的行動	交通手段	料金
11/21 (火)	0730~0800	自宅出発→新千歳空港	自家用車	—
	0900~1035	新千歳空港→羽田空港	ADO 014 便	14,430 円
	1100~1210	羽田空港→本蓮沼駅	京急、都営	自己負担
	1300~1530	本蓮沼駅→味の素ナショナルトレーニングセンター（現地視察研修）	徒歩（途中昼食）	—
	1545~1620	本蓮沼駅→永田町駅	都営線、東京メトロ	自己負担
	1620~1630	永田町駅→都市センターホテル	徒歩	—
		都市センターホテル宿泊		11,818 円
11/22 (水)	1200~1230	ホテル出発→防衛省	東京メトロ	自己負担
	1300~1700	防衛省で自衛隊体制維持陳情		—
	1700~1710	防衛省→市ヶ谷駅	徒歩	—
	1710~1810	市ヶ谷駅→羽田空港	京急、JR	自己負担
	1850~2020	羽田空港→新千歳空港	ADO 035 便	18,930 円
	2050~2120	新千歳空港→自宅	自家用車	
				—

令和5年度 政務活動費支出伝票 (交通・宿泊費)

会派名 公明党議員団

(3枚中 1枚目)

代表者	経理 責任者	取扱者	伝票番号	支出区分
			12	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input checked="" type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費
議員名		用務名 (用務先)		月日
今野 正恵 議員		JOC 指定強化センター研修(11/21) 味の素ナショナルトレーニングセンター：東京都北区 西が丘3丁目15-1		令和5年11月21日 ～
		千歳市の自衛隊体制強化を求める要望(11/22) 防衛省：東京都新宿区市谷本村町5-1		令和5年11月22日
			支出金額	受領年月日
			45,178円	令和5年9月21日

(交通費明細書)

旅行 月日	出発地	到着地	鉄道賃			航空賃 船賃	バス 賃等	宿泊料	計
			路程 (Km)	運 賃	急行 (特別)				
11/21	新千歳空港	羽田空港				14,430円			14,430円
/	都市センター ホテル							11,818円	11,818円
11/22	羽田空港	新千歳空港				18,930円			18,930円
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
小計						33,360円		11,818円	45,178円
合計						33,360円		11,818円	45,178円

領収書等貼付用紙 (交通費)

(3枚中2枚目)

伝票番号	12	支出金額	33,360 円	出発地	11/21 新千歳空港
		(貼付領収書金額合計)	円	到着地	11/22 羽田空港 11/21 羽田空港 11/22 新千歳空港
【領収書等添付欄】 領収書等を重ねて添付しないこと。					

領 収 証

千歳市議会 公明党議員団
今野 正 様

2023年09月21日
(231121-1E0003)

金額

¥ 33,360 ※

但し 11/21 AIRD014 新千歳→羽田
11/22 AIRD035 羽田→新千歳 航空券代として

上記の金額正に領収いたしました。

Ref. No. 0000010545 予約No. 758177

北海道知事登録旅行業第2-450号

株式会社 ノース・スター・トラベル
本社営業所

御注意

- 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
- 社用印、担当者印なきものは無効とします。

〒066-0062
北海道千歳市千代田町
5丁目5番地1 戸田ビル2F

TEL:0123-24-2121 FAX:0123-24-5514

担当者印



【摘要】 特に説明を要する事項等がある場合は記載すること。

往路料金 (ADO14 便 : 14,430 円)、復路料金 (ADO35 便 : 18,930 円)

領収書等貼付用紙 (交通費)

(3 枚中 3 枚目)

伝票番号	12	支出金額	11,818 円	出発地	—
		(貼付領収書金額合計)	円	到着地	—

【領収書等添付欄】領収書等を重ねて添付しないこと。

Trip.com Group

TRIP.COM TRAVEL SINGAPORE PTE. LTD.
企業登録番号/GST登録番号: 201613701E

予約番号: 26703110542
支払日: 2023年9月8日

電子領収書

宿泊者情報	
会社名	千歳市議会公明党議員団
宿泊者姓名	今野正恵、仲山正人、平川美由紀
メールアドレス	

予約内容詳細	円
ご宿泊施設	都市センターホテル
チェックイン日	2023年11月21日
チェックアウト日	2023年11月22日
客室数	1
合計金額	11,818

この領収書は自動的に生成されたものです。



TRIP.COM TRAVEL SINGAPORE PTE. LTD.

令和5年11月28日

視察調査、研修会、陳情・要請活動参加報告書

千歳市議会議長 様

会派名 公明党議員団
代表者 宮原 伸哉

次のとおり研修会に参加したので報告します。

議員名	今野 正 恵
期 間	令和5年11月21日(火) 7時50分 から 令和5年11月22日(水) 21時00分 まで
用 務 先 (視察先又は研 修会場又は陳 情・要請先)	① 味の素ナショナルトレーニングセンター (東京都北区西が丘3丁目15-1) ② 防衛省 (東京都新宿区市谷本村町5-1)

視察調査内容・研修内容

① 11月21日(火) 13:50~15:30 味の素ナショナルトレーニングセンター

東中友哉 JOC ナショナルチームコーチにご対応頂き、味の素ナショナルトレーニングセンターの陸上競技場、テニスコート、屋内トレーニングセンター・イーストを視察。

感想：最初にリニューアル後の陸上競技場を見学させて頂いた。トラックは、ゴム状の床からウレタン素材の床へと改修されたということで、費用は高くなってしまったが、ウレタン素材の方が耐久性に優れ、適度な弾力性を保っているとのことでアスリートの皆様にも練習しやすい環境を整えることができたとのこと。他にもスタート位置から距離を測るための線を表示したり、10メートル間隔にカメラを設置したり、障害物用のコースもリニューアルする等々、アスリートの皆様が更に記録を伸ばしていけるようトレーニングできる環境を整えている。また、改修中ではあったが、テニスコートも見学させて頂いた。その後、屋内トレーニングセンター・イーストへ移動し、ライフル射撃、卓球、アーチェリー、フェンシング、水泳等の練習場やトレーニングジムを見学させて頂き、他にも宿泊施設や食堂等も完備されており、アスリートの皆様をしっかりとサポートできる体制を整えている。また、パラスポーツのアスリートの皆様も利用されるということで、バリアフリーはもとよりトイレのドアの開き方においてもいくつか種類がある等、とても考えられて作っている施設だと感じた。千歳市においてもオリンピック強化合宿等受け入れており、アスリートの皆様に喜んで使って頂けるような施設の整備が必要であると考えられるので、この度の視察を参考に様々提案して参りたい。

② 11月22日(水) 12:40~15:00 防衛省

千歳市における自衛隊の体制強化を求める期成会 秋季中央要望

千歳市における自衛隊の体制強化を求める期成会の会員と共に小林弘樹陸上幕僚副長、伊達俊之陸上幕僚監部防衛部防衛課長、木屋正博陸上幕僚監部監理部会計課長、三宅伸吾防衛大臣政務官和田義明防衛大臣補佐官、小笠原卓人航空幕僚副長に対し、千歳市の自衛隊体制強化を求める要望書、自衛隊と地域コミュニティとの連携に関する要望書を手交した。

感想：千歳市は、70年余の長きにわたり自衛隊のまちとして国の防衛施策に積極的に協力しながらまちづくりにおいても自衛隊との共存共栄を図ってきた。千歳市に所在する部隊は、我が国における北方の防衛拠点として機能するとともに、地域防災への任務などを通じて市民生活を守る大きな存在となっている。また、千歳市に居住する隊員数は、約9,200人で、ご家族と自衛隊OBを含めると人口の約25%を占めており、一市民として地域で大きな役割を果たして下さっている。地域経済や市民活動等、まちづくりを支える大きな力となっておられることを踏まえると部隊の削減・縮小等に伴う隊員の減少は、千歳市にとって極めて大きな問題となる。その観点からもこの度の要望活動は千歳市にとって大変重要な活動となるので、これからも地道に続けて参りたい。

※当日配布資料など視察調査等の内容がわかる資料を添付すること。

経理責任者確認印



令和5年11月6日

視察調査、研修会、陳情・要請活動参加計画書

千歳市議会議長 様

会派名 公明党議員団

代表者 代表 宮原 伸哉



次のとおり視察調査を行うので（研修会に参加するので）（陳情・要請活動を行うので）届け出ます。

議員名	公明党議員団 今野 正恵
期間	令和5年11月21日(火)7時30分から令和5年11月22日(水)21時20分まで
用務先 (視察先又は研修会場 又は陳情・ 要請先)	1 味の素ナショナルトレーニングセンター 住所：東京都北区西が丘3丁目15-1 2 防衛省 住所：東京都新宿区市谷本村町5-1
内容 (視察調査内容、研修 内容、陳情・要請内容 等)	1 ナショナルトレーニングセンターにおけるJOC指定強化センターの施設整備の研修 2 千歳市の自衛隊体制強化を求める要望
備考	

※視察調査等の内容がわかる資料及び行程表などを添付すること。

経理責任者確認印



令和5年11月6日
公明党議員団 今野 正恵

視察調査、研修会、陳情・要請活動行程表

日	時間	具体的行動	交通手段	料金
11/21 (火)	0730~0800	自宅出発→新千歳空港	自家用車	—
	0900~1035	新千歳空港→羽田空港	ADO 014 便	14,430 円
	1100~1210	羽田空港→本蓮沼駅	京急、都営	自己負担
	1300~1530	本蓮沼駅→味の素ナショナルトレーニングセンター（現地視察研修）	徒歩（途中昼食）	—
	1545~1620	本蓮沼駅→永田町駅	都営線、東京メトロ	自己負担
	1620~1630	永田町駅→都市センターホテル	徒歩	—
			都市センターホテル宿泊	
11/22 (水)	1200~1230	ホテル出発→防衛省	東京メトロ	自己負担
	1300~1700	防衛省で自衛隊体制維持陳情		—
	1700~1710	防衛省→市ヶ谷駅	徒歩	—
	1710~1810	市ヶ谷駅→羽田空港	京急、JR	自己負担
	1850~2020	羽田空港→新千歳空港	ADO 035 便	18,930 円
	2050~2120	新千歳空港→自宅	自家用車	
				—

令和5年度 政務活動費支出伝票 (交通・宿泊費)

会派名 公明党議員団

(3 枚中 1 枚目)

代表者 	経理 責任者 	取扱者 	伝票番号 13	支出区分 <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input checked="" type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費
議員名	用務名 (用務先)		月日	
平川 美由紀 議員	JOC 指定強化センター研修(11/21) 味の素ナショナルトレーニングセンター：東京都北区 西が丘3丁目15-1		令和5年11月21日 ～	
	千歳市の自衛隊体制強化を求める要望(11/22) 防衛省：東京都新宿区市谷本村町5-1		令和5年11月22日	
支出金額			受領年月日	
45,178円			令和5年9月21日	

(交通費明細書)

旅行 月日	出発地	到着地	鉄道賃			航空賃 船賃	バス 賃等	宿泊料	計
			路程 (Km)	運 賃	急行 (特別)				
11/21	新千歳空港	羽田空港				14,430円			14,430円
/	都市センター ホテル							11,818円	11,818円
11/22	羽田空港	新千歳空港				18,930円			18,930円
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
小計						33,360円		11,818円	45178円
合計						33,360円		11,818円	45,178円

領収書等貼付用紙 (交通費)

(3枚中2枚目)

伝票番号	13	支出金額	33,360 円	出発地	11/21 新千歳空港
		(貼付領収書金額合計)	円	到着地	11/21 羽田空港 11/22 新千歳空港
【領収書等添付欄】 領収書等を重ねて添付しないこと。					

領 収 証

千歳市議会 公明党議員団
平川 美由紀

様

2023年09月21日
(231121-1E0003)

金額	¥ 33,360 ※
----	------------

但し 11/21 AIRD014 新千歳→羽田
11/22 AIRD035 羽田→新千歳 航空券代として

上記の金額正に領収いたしました。

Ref.No. 0000010543 予約No. 758177

北海道知事登録旅行業第2-450号

株式会社 ノース・スター・トラベル
本社営業所

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

〒066-0062
北海道千歳市千代田町
5丁目5番地1 戸田ビル2F

TEL:0123-24-2121 FAX:0123-24-5514

担当者印



【摘要】 特に説明を要する事項等がある場合は記載すること。

往路料金 (ADO14 便 : 14,430 円)、復路料金 (ADO35 便 : 18,930 円)

領収書等貼付用紙 (交通費)

(3枚中3枚目)

伝票番号	13	支出金額	11,818 円	出発地	—
		(貼付領収書金額合計)	円	到着地	—

【領収書等添付欄】領収書等を重ねて添付しないこと。

Trip.com Group

TRIP.COM TRAVEL SINGAPORE PTE. LTD.
企業登録番号/GST登録番号: 201613701E

予約番号: 26703110542

支払日: 2023年9月8日

電子領収書

宿泊者情報	
会社名	千歳市議会公明党議員団
宿泊者姓名	今野正恵、仲山正人、平川美由紀
メールアドレス	

予約内容詳細	円
ご宿泊施設	都市センターホテル
チェックイン日	2023年11月21日
チェックアウト日	2023年11月22日
客室数	1
合計金額	11,818

この領収書は自動的に生成されたものです。



TRIP.COM TRAVEL SINGAPORE PTE. LTD.

令和5年12月1日

視察調査、研修会、陳情・要請活動参加報告書

千歳市議会議員 様

会派名 公明党議員団
代表者 宮原 伸哉



次のとおり視察調査、陳情・要請活動を行なったので報告します。

議員名	公明党議員団 平川美由紀
期間	令和5年11月21日(月)7時30分から令和5年11月22日(火)21時20分まで
用務先 (視察先又は 研修会場又 は陳情・要請 先)	1. 味の素ナショナルトレーニングセンター (東京都北区西が丘3丁目15-1) 2. 防衛省 (東京都新宿区市ヶ谷本村町5-1)

視察調査、陳情・要請活動内容

<p>1 視察調査、陳情・要請の目的</p> <p>1. JOC 指定強化センターの施設整備の視察調査</p> <p>2. 防衛省へ千歳市の自衛隊体制強化を求める要望書提出</p> <p>2 視察調査、陳情・要請先対応者</p> <p>1. 公益財団法人 日本陸上競技連盟 東中友哉 JOC ナショナルチームコーチ (陸上競技)</p> <p>2. 防衛省 *小林弘樹 陸上幕僚副長 *三宅伸吾 防衛大臣政務官 *和田義明 防衛大臣補佐官 *小笠原卓人 航空幕僚副長</p> <p>3 視察調査、陳情・要請の概要</p> <p>1. 陸上競技場など、主要施設の視察</p> <p>2. 「千歳市の自衛隊体制強化を求める要望書」 「自衛隊と地域コミュニティーとの連携に関する要望書」</p>
--

4 具体的な陳情・要請内容

- *千歳市における自衛隊の体制維持・強化について
- *千歳市への新編部隊（国際活動部隊や新たな領域に関する部隊等）の配置について
- *千歳市における自衛隊の充足率向上及び装備品等の拡充・更新について
- *今後とも防衛力整備計画等に「地域コミュニティとの連携」を継続して明記すること
- *千歳市の自衛隊における各種契約、発注等の地元事業者活用について

5 市政との関連性、市政の課題等について、本視察調査や本研修会をどのように生かしていくのか、又は、市政に反映させていくのか。

1. JOC 指定強化センターの施設整備の視察調査

味の素ナショナルトレーニングセンターは、日本初のトップレベル競技者用トレーニング施設として設置され、トップアスリートが集中的・継続的に強化活動を行っています。オリンピックや国際大会を視野に入れた、国際レベルの機能を持つ施設であることから、国際競技力の向上がより一層図りやすくなります。

千歳市は、スポーツ合宿の地として多くのアスリートに来ていただいています。誘致活動を続けていく上で、施設の整備は必然であると思われます。

これからもアスリートの合宿地に選んでもらえるよう、スポーツ議員連盟として取り組んでいきたいと思えます。

2. 防衛省への陳情・要請

千歳市には、陸上自衛隊2駐屯地と航空自衛隊1基地が所在しており、国内有数の自衛隊のまちとして自衛隊と共に発展してきました。

千歳市に居住する自衛隊員は、一市民として地域で重要な役割を果たしており、地域経済や市民活動等、まちづくりを支える大きな力となっています。

自衛隊の体制が縮小・削減された場合、北の守りや災害発生時の対応はもとより、地域経済やまちづくりにも深刻な影響が生じることとなります。

また、自衛隊が行う各種契約、発注等に地元事業者を積極的に活用してもらうことで、地域の雇用の場が拡大され、隊員の家族や退職自衛官の雇用が促進されるなど、隊員の皆さんの生活にとっても安心して任務に邁進できる環境が整うと考えられます。

これからも自衛隊との共存共栄のために活動を続けていきたいと思えます。

以上

※当日配布資料など視察調査等の内容がわかる資料を添付すること。

経理責任者確認

印



令和5年11月6日

視察調査、研修会、陳情・要請活動参加計画書

千歳市議会議長 様

会派名 公明党議員団

代表者 代表 宮原 伸哉



次のとおり視察調査を行うので（研修会に参加するので）（陳情・要請活動を行うので）届け出ます。

議員名	公明党議員団 平川 美由紀
期間	令和5年11月21日(火)7時30分から令和5年11月22日(水)21時20分まで
用務先 (視察先又は研修会場 又は陳情・ 要請先)	1 味の素ナショナルトレーニングセンター 住所：東京都北区西が丘3丁目15-1 2 防衛省 住所：東京都新宿区市谷本村町5-1
内容 (視察調査内容、研修 内容、陳情・要請内容 等)	1 ナショナルトレーニングセンターにおけるJOC指定強化センターの施設整備の研修 2 千歳市の自衛隊体制強化を求める要望
備考	

※視察調査等の内容がわかる資料及び行程表などを添付すること。

経理責任者確認印



令和5年11月6日
公明党議員団 平川 美由紀

視察調査、研修会、陳情・要請活動行程表

日	時間	具体的行動	交通手段	料金
11/21 (火)	0730~0800	自宅出発→新千歳空港	自家用車	—
	0900~1035	新千歳空港→羽田空港	ADO 014 便	14,430 円
	1100~1210	羽田空港→本蓮沼駅	京急、都営	自己負担
	1300~1530	本蓮沼駅→味の素ナショナルトレーニングセンター（現地視察研修）	徒歩（途中昼食）	—
	1545~1620	本蓮沼駅→永田町駅	都営線、東京メトロ	自己負担
	1620~1630	永田町駅→都市センターホテル	徒歩	—
		都市センターホテル宿泊		11,818 円
11/22 (水)	1200~1230	ホテル出発→防衛省	東京メトロ	自己負担
	1300~1700	防衛省で自衛隊体制維持陳情		—
	1700~1710	防衛省→市ヶ谷駅	徒歩	—
	1710~1810	市ヶ谷駅→羽田空港	京急、JR	自己負担
	1850~2020	羽田空港→新千歳空港	ADO 035 便	18,930 円
	2050~2120	新千歳空港→自宅	自家用車	
				—

収入金額内訳書貼付用紙

(2枚中2枚目)

伝票番号	14	収入金額	1円
------	----	------	----

【領収書等添付欄】 収入金額内訳書等を重ねて添付しないこと。

普通預金

1

年月日	取扱店	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)
3-7-9		ご新規	*1,000	*1,000
3-7-9		*1,000		*0
3-7-21		チトセシキ [®] カイソウムカ	*800,000	*800,000
4-2-14		お利息	*4	*800,004
4-3-2		*50,000	カード	*750,004
4-3-23	391106	*10,000	カード	*740,004
4-4-12			*5,099	*745,103
4-4-20		チトセシキ [®] カイソウムカ	*800,000	*1,545,103
4-5-25		*745,103		*800,000
4-8-15		お利息	*4	*800,004
4-11-30		*120,000	カード	*680,004
05-02-19	318	*50,110	CD	*629,894
05-02-20	960	利息	*3	*629,897
05-04-04	318	AD	*12,288	*642,185
05-04-14	318	AD	*110	*642,295
05-04-28	960	チトセシキ [®] カイソウムカ	*600,000	*1,242,295
05-05-25	318	*642,295		*600,000
05-07-13	318	*171,000	CD	*429,000
05-07-31	960	チトセシキ [®] カイソウムカ	*200,000	*629,000
05-08-21	960	利息	*3	*629,003
05-09-05	131	*252,000	CD	*377,003
05-09-19	131	*135,000	CD	*242,003
06-02-19	960	利息	*1	*242,004
06-03-07	131	*3,000	CD	*239,004



・小切手等の証券類によるご入金
 摘要欄にお引き出しのできる予定日を表示いたします。
 お支払可能時刻は小切手等の種類によって異なりますので
 詳細は窓口にお問い合わせ下さい。

・取引店以外でお取引いただいたときには、
 取扱店欄に、取扱店番号を3桁の数字で
 表示いたします。

領収書等貼付用紙

(2枚中2枚目)

伝票番号	15	支出金額	2,860 円
		(貼付領収書金額合計)	円

【領収書等添付欄】 領収書等を重ねて添付しないこと。

Coach & Four

コーチャンフォー 美しが丘店

(書籍) TEL 011-889-2000
URL <http://www.coachandfour.ne.jp>

領 収 証

千歳市議会公明党議員
宮原 伸哉

¥2,860



(10%税込 ¥2,860 税 ¥260)
(8%税込 ¥0 税 ¥0)

但し、生活保護手帳代として
(書籍)

上記、正に領収致しました。

24年02月24日 担当: (伊藤)

#2402240500394

内折りにして保管して下さい
毎度ありがとうございます

株式会社リライアブル
T3460001001972

【摘要】 特に説明を要する事項等がある場合は記載すること。

領収書等貼付用紙

(2 枚中 2 枚目)

伝票番号	16	支出金額	27,912 円
		(貼付領収書金額合計)	円

【領収書等添付欄】 領収書等を

発行日: 2024年03月24日

千歳市議会 公明党議員 田 雅 由 紀 様

領収書

¥27,912 (内消費税 ¥2,537)

但し 127 代として。

支払内訳
 カード ¥27,912
 10%対象 ¥27,912(内消費税 ¥2,537)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
 群馬県高崎市柴町1-1
 登録番号: T2070001036729

※印刷面を内側に折って保管願います。



印紙税申告書
 付につき高橋
 税務署承認済

管理No. 0378-406-0012547
 伝票No. 0378-406-262158

【摘要】 特に説明を要する事項等



B0378406262158B

3199787011 |CBK76 76
 IPソニック 1:持帰 外10 ¥5,073
 会員値引対象(5%) -¥254
 3199781019 |C4CL76 76
 IPソニック 1:持帰 外10 ¥21,638
 10,819 × 2
 会員値引対象(5%) -¥1,082
 9006108017 カイン社 行手切 777
 データウェア 1:持帰 外10 ¥0

テックランド千歳店

領収書等貼付用紙

(2 枚中 2 枚目)

伝票番号	17	支出金額	2,460 円
		(貼付領収書金額合計)	円

【領収書等添付欄】 領収書等を

千歳株式会社
 広報室 樋田 利江様

領収証

2024年03月25日(月)

但し、商品代 () として上記に領収しました
 消費税額 223円を含みます
 (明細部分の *印は軽減税率(8%)適用商品です)
 DCM株式会社 DCM 住吉店
 TEL 0123-27-1496
 保管いただく場合は印刷面を内側に折って保管願います

¥2,460-

登録番号 030503-0001-9218
 1496
 T7010701039115

--- 名頁以又証正日月系田 ---

【摘要】 特に説明を要する事項等

2024年03月25日(月)11:09 印°0001
 印°

016 白さ鮮やかコピー用紙A 4箱 ¥2,460
 合計 ¥2,460
 税合計 ¥223
 (内10%対象額 ¥2,460)
 (内10%税額 ¥223)

現金 ¥3,000
 お釣り ¥540
 お買上点数 1点

*印は軽減税率(8%)適用商品です
 ◆印は免税事業者の委託商品です